

公共事業に係る政策評価の点検結果

平成 24 年 3 月

総務省行政評価局

目 次

I 点検結果の概況

1 評価の枠組み	
（1）個々の公共事業に係る政策評価	1
（2）評価の実施時期	1
2 個々の公共事業に係る政策評価の実施状況	
（1）各府省における評価の実施状況	1
（2）評価の手法	2
3 個々の公共事業に係る政策評価の点検結果	
（1）政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動	2
（2）点検結果	2
4 今後の課題	3

II 平成 23 年度の点検における具体的事例

1 指摘事項の類型	4
2 事例の概要	
（1）土地改良事業	5
（2）特定漁港漁場整備事業	6
（3）水産資源環境整備事業	9
（4）工業用水道事業	10
（5）河川事業（総合水系環境整備事業）	12
（6）土地区画整理事業	14
（7）下水道事業	15
（8）都市公園事業	20
3 事例の詳細	
事例 1 土地改良事業＜共通事項＞	29
事例 2 苫前地区特定漁港漁場整備事業（北海道開発局）	33
事例 3 歯舞地区特定漁港漁場整備事業（北海道開発局）	35
事例 4 和歌浦地区水産資源環境整備事業（和歌山県）	40
事例 5 東毛工業用水道事業（群馬県）	41
事例 6 横浜市工業用水道第 3 期改築事業（神奈川県横浜市）	44
事例 7 河川事業（総合水系環境整備事業）＜共通事項＞	46
事例 8 土地区画整理事業＜共通事項＞	55
事例 9 流山ニュータウン公共下水道事業（都市再生機構）	57
事例 10 千葉ニュータウン公共下水道事業（都市再生機構）	60
事例 11 国文ニュータウン公共下水道事業（都市再生機構）	62
事例 12 都市公園事業＜共通事項＞	66
事例 13 国営明石海峡公園（近畿地方整備局）	72
事例 14 国営吉野ヶ里歴史公園（九州地方整備局）	74
事例 15 岩瀬下関防災公園（都市再生機構）	76

（資料）

各府省が実施した個々の公共事業についての評価	79
------------------------	----

I 点検結果の概況

1 評価の枠組み

(1) 個々の公共事業に係る政策評価

各府省は、事業費 10 億円以上を要することが見込まれる個々の公共事業（注1）について、事前評価を実施しなければならないとされている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 9 条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号。以下「評価法施行令」という。）第 3 条）。

また、各府省の実施計画において、政策決定後 5 年を経過した時点で未着手であるもの及び政策決定後 10 年を経過した時点で未了であるもの等について、事後評価の方法を定め、実施することとされている（評価法第 7 条第 2 項及び第 8 条、評価法施行令第 2 条）（注2）。

なお、評価法により事前評価の義務付けがされていない事業費 10 億円未満の個々の公共事業（注3）や、政策決定後 3 年を経過した時点で未着手のもの及びその後一定期間経過後の時点で未了のもの等についても独自に評価を実施することとしている府省がみられる（注4）。

（注1）評価法における公共事業は、一般会計予算でいう公共事業関係費に該当する事業から、施設の維持、修繕に係る事業及び災害復旧を除いたものをいう。

（注2）個々の公共事業については、評価法の施行に先立って評価の制度が導入されていた経緯もあり、事前の評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法が開発されていたこと等から、事前評価の実施が評価法の下で義務付けられることとなったものである。また、政策決定後の一定の期間、未着手又は未了の事業についての評価も、評価法の施行に先立って行われている。

（注3）国土交通省は、施設の維持管理に係る事業、災害復旧事業等を除く全ての国土交通省所管公共事業を対象としている。

（注4）国土交通省は、事業採択（政策決定）後 3 年を経過した時点で未着工（未着手）の事業及び 5 年を経過した時点で継続中（未了）の事業等についても事後評価の対象としている。

(2) 評価の実施時期

個々の公共事業に係る政策評価においては、おおむね、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所では予算措置を公表する事業についての評価が概算要求時までに行われ、支出負担行為実施計画により事業採択等を行うための評価が年度末までに行われている。個々の公共事業に係る政策評価の多くは、後者の評価となっている。

2 個々の公共事業に係る政策評価の実施状況

(1) 各府省における評価の実施状況

平成 23 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に、総務大臣に送付された個々の公共事業に係る評価書は、4 省（農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）の計 1,153 件であった。

図表1 個々の公共事業に係る政策評価の実施状況

(単位:件)

評価法における区分	事前評価	事後評価		計
	「事前評価」	「再評価」	「完了後の評価」	
本点検結果における区分	事業採択時に行う評価	事業が採択されてから完了するまでの間に行う評価	事業完了後に行う評価	
農林水産省	162	95	190	447
経済産業省	2	—	—	2
国土交通省	134	503	64	701
環境省	3	—	—	3
計	301	598	254	1,153

(注) 公共事業の多くは、地方公共団体等が事業実施主体となる補助事業等である。

(2) 評価の手法

公共事業を所管する各府省では、それぞれの政策評価に関する基本計画の下で、おおむね事業種別ごとに、個々の公共事業に係る政策評価の実施対象、実施時期、実施手法等を定めた評価実施要領等及び費用対効果分析(注5)を行うための手法や原単位等を示したマニュアル等(以下、これらを総称して「費用対効果分析マニュアル」という。)を策定し、これらに基づき個々の公共事業に係る政策評価を実施している。

(注5) 貨幣換算した便益だけでなく、貨幣換算することが困難な定量的・定性的な効果項目も含めて事業の投資効果を評価する手法を費用対効果分析という。

3 個々の公共事業に係る政策評価の点検結果

(1) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価は、政策を企画立案し遂行する各府省がその所掌する政策について自ら評価を行うことを基本とし、総務省は、政策を所掌する各府省とは異なる立場から、各府省が行った政策評価を点検することとされている。

具体的には、総務省では、毎年度、各府省が実施した政策評価の妥当性に疑問が生じた場合に、評価の内容に踏み込んで点検し、評価のやり直し等の改善を求める取組を行っている。

(2) 点検結果

平成23年に行われた公共事業に係る政策評価を中心に、3省(農林水産省、経済産業省及び国土交通省)に係る51件(農林水産省19件、経済産業省5件及び国土交通省27件)を点検し、このうち、11件(農林水産省3件、経済産業省2件及び国土交通省6件)について、個別に課題を指摘した。また、土地改良事業、河川事業(総合水系環境整備事業)、土地区画整理事業及び都市公園事業の4事業については、事業ごとに共通する課題も指摘した。その結果、各省において改

善措置等が講じられることとなった（詳細は、「Ⅱ 平成 23 年度の点検における具体的事例」参照。マニュアルの改定等の事業に共通する対応が採られることとなった指摘事項については、「共通事項」として整理している。）。

図表 2 課題を指摘した政策評価の件数及び指摘に対する各省の対応 (単位：件)

府省名	事業名	点検対象 とした評 価件数	個別に課題 を指摘した 評価件数	各省の今後の対応		
				評価書の修正 ・再度評価	今後、改善 を検討	共通事項として対応 (マニュアルの改定等)
農林 水産省	土地改良事業	14	-	-	-	○
	民有林補助治山事業	1	-	-	-	-
	特定漁港漁場整備事業	2	2	2	-	-
	水産資源環境整備事業	2	1	1	-	-
経済 産業省	工業用水道事業	5	2	2	-	-
国土 交通省	河川事業	14	-	-	-	○
	港湾整備事業	2	-	-	-	-
	土地区画整理事業	2	-	-	-	○
	下水道事業	3	3	3	-	-
	都市公園事業	6	3	2	1	○
合計		51	11	10	1	-

(注) 個別に課題を指摘した評価以外に、事業に共通する課題のある評価もあり、それらの事業共通的な課題については、共通事項として指摘している。

4 今後の課題

公共事業に係る政策評価の点検は、政策判断に資する情報の適切な提供、評価の質の向上、国民への説明責任の徹底等の観点から実施しているものであり、指摘した内容については、各省において改善や周知徹底等を図ることが必要である。

Ⅱ 平成 23 年度の点検における具体的事例

1 指摘事項の類型

平成 23 年度の点検において、評価結果の妥当性を確認するための事実関係の把握・整理を行い、個別に課題を指摘した評価は 11 件であり、また、土地改良事業、河川事業（総合水系環境整備事業）、土地区画整理事業及び都市公園事業の 4 事業については、事業ごとに共通する課題を指摘している。

各省に指摘した課題の類型は、以下のとおりである。

① 費用対効果分析マニュアル等に不備等がある	13
② 計上する便益の算出過程に疑義がある	16
③ 計上する費用の算出過程に疑義がある	3
④ 評価結果に関する説明が不十分である	2
⑤ 需要予測等に疑義がある	1
⑥ 計上されている費用及び便益の現在価値に疑義がある	1
⑦ 費用として計上しないことに疑義がある	1

（一つの評価に複数の事項（内容）を指摘しているものがあるため、評価の件数を計上している p. 3 の図表 2 とは合計が一致しない。）

事例の概要

2 事例の概要

(1) 土地改良事業

事例 1 土地改良事業<共通事項>

【指摘事項の類型】

① 費用対効果分析マニュアル等に不備等がある

主な指摘	確認結果
<ul style="list-style-type: none">土地改良事業とは別の政策手段である政府支出による交付金を単純に作物生産効果に計上することに疑問があり、便益が過大に算出されているのではないか。	<ul style="list-style-type: none">交付金の額を単純に作物生産効果に計上する方法を改め、土地改良事業による麦・大豆等の戦略作物の作付けを拡大することによる効果について、算定手法の高度化等の観点から、新たな視点での算定手法を検討する旨が示された。

(2) 特定漁港漁場整備事業

事例2 苫前地区特定漁港漁場整備事業（北海道開発局）〔農林水産省／再評価〕

【指摘事項の類型】

② 計上する便益の算出過程に疑義がある

〔事業の概要〕

- ・ 事業目的 : 北海道内外からのイカ釣り漁船の受入れ能力の向上を図る岸壁等の整備、水産物の生産から陸揚げ、流通に至る総合的な衛生管理の導入を目指し、岸壁等の衛生管理施設の整備、ホタテ種苗の品質向上を図る泊地等の整備を行うことを目的とする。
- ・ 整備内容 : 岸壁、泊地の整備等
- ・ 事業主体 : 北海道開発局
- ・ 事業期間 : 平成 14 年度～27 年度
- ・ 総事業費 : 67.11 億円
- ・ 総便益(B) : 111.47 億円
- ・ 総費用(C) : 70.35 億円
- ・ B/C : 1.58

主な指摘	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「防波堤等整備に伴う漁船出入港環境の改善効果」について、貴省提出の算出の根拠資料では、ホタテ養殖に係る効果は 226 千円／年とされているが、209 千円／年の計算誤りではないか。 ・ 「蓄養施設整備に伴う漁獲物付加価値化の効果」について、評価書の説明資料において、区分の欄に「ホタテガイ 100t」と記載されているが、「110t」の誤りではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「防波堤等整備に伴う漁船出入港環境の改善効果」について、ホタテ養殖に係る効果は 209 千円／年の計算誤りであり、評価書の説明資料における本効果の便益は、4,977 千円／年ではなく、4,960 千円／年の誤りであったため、評価書及び評価書の説明資料を修正する旨が示された。 ・ 評価書の説明資料について、誤った記載があったため、修正する旨が示された。

事例3 歯舞地区特定漁港漁場整備事業（北海道開発局）〔農林水産省／再評価〕

【指摘事項の類型】

- ② 計上する便益の算出過程に疑義がある
- ④ 評価結果に関する説明が不十分である

〔事業の概要〕

- ・ 事業目的 : 北海道歯舞地区、温根元地区及び瑛瑠瑠地区において、効果的な漁船の避難を可能とするために護岸等の整備を行うとともに、水産物の安全・安心に対する消費者ニーズに対応するために岸壁等の衛生管理施設の整備等を図ることを目的とする。
- ・ 整備内容 : 護岸、岸壁の整備等
- ・ 事業主体 : 北海道開発局
- ・ 事業期間 : 平成 14 年度～27 年度
- ・ 総事業費 : 83.40 億円
- ・ 総便益(B) : 153.97 億円
- ・ 総費用(C) : 93.18 億円
- ・ B/C : 1.65

主な指摘	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「道路改良整備に伴う車輛移動時間の削減効果」について、日当たり通行車両台数を漁業 265 台/日、一般 25 台/日としているが、貴省提出の算出の根拠資料を確認した結果、算出式において 25 台/日が漁業者の労務単価と、265 台/日が一般の労務単価と掛け合わされていることから、一般 265 台/日、漁業 25 台/日の誤りではないか。 また、渋滞発生期間について、評価書の説明資料では 116 日/年とされているが、貴省提出の根拠資料では 120 日/年となっている。 ・ 便益の算出において、評価書の説明資料に記載されている要素（効果、算出式、算出根拠となる数値）だけでは年間便益額を算出することができないものがある。このため、算出の根拠資料を確認した結果、算出に必要な要素について、評価書の説明資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「道路改良整備に伴う車輛移動時間の削減効果」について、日当たり通行車両台数の区分における「漁業」は輸送用車両を、「一般」は漁業者の車両を意味していたものであるが、「漁業」と「一般」が逆であるかのような誤解を与えかねない表現であったため、評価書の説明資料を修正する旨が示された。 また、渋滞発生期間も 120 日/年ではなく、116 日/年の誤りであり、評価書の説明資料における本効果の便益は 5,935 千円/年ではなく、5,737 千円/年の誤りであったため、評価書及び評価書の説明資料を修正する旨が示された。 ・ 評価書の説明資料について、入力ミスや最終形ではないデータを提出してしまったことから、誤った記載があったため、修正する旨が示された。

料には記載されていない、又は算出式や数値の表記が誤っているものがあることが明らかになった。このように、評価書の説明資料は、算出に当たって必要となる要素が適切に記載されていないため、修正を行うことが必要と考える。

(3) 水産資源環境整備事業

事例4 和歌浦地区水産資源環境整備事業（和歌山県）〔農林水産省／事前評価〕

【指摘事項の類型】

② 計上する便益の算出過程に疑義がある

〔事業の概要〕

- ・ 事業目的 : 和歌山県和歌浦地区において、水産物の生産・流通の拠点整備として、荒天時の港内静穏度を確保し、漁船の避難に係る作業負担の軽減を図るため、防波堤等の整備を行うとともに、安全で快適な漁業地域の形成を促進するための係留施設等の整備を行い、また、港内の海水交換を行うことによって、港内の水質を保全し、安全で快適な供給量の確保、漁船の安全と漁業活動の円滑化を図ることを目的とする。
- ・ 整備内容 : 防波堤、係留施設の整備等
- ・ 事業主体 : 和歌山県
- ・ 事業期間 : 平成 23 年度～32 年度
- ・ 総事業費 : 13.45 億円
- ・ 総便益(B) : 13.00 億円
- ・ 総費用(C) : 10.78 億円
- ・ B/C : 1.21

主な指摘	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「荒天時前の操業早期切り上げの解消効果」の効果算出対象は、操業に携わる作業員数と考えられるため、35 人（貴省提出の追加説明資料に記載されている、組合員資格所有者数）ではなく、組合員資格所有者以外も含めた作業員数の合計である 61 人ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業員数は 61 人の誤りであり、評価書及び評価書の説明資料を修正する旨が示された。

(4) 工業用水道事業

事例5 東毛工業用水道事業（群馬県）〔経済産業省／再評価〕

【指摘事項の類型】

- ② 計上する便益の算出過程に疑義がある
- ⑦ 費用として計上しないことに疑義がある

〔事業の概要〕

- ・ 事業目的 : 東毛地域における地盤沈下を防止するため、表流水による工業用水を安定的に供給し、給水区域の工業の健全な発展を図ることを目的としている。
- ・ 整備内容 : 貯水、取水、導水、浄水及び配水工事
- ・ 事業主体 : 群馬県
- ・ 事業期間 : 昭和 50 年度～平成 27 年度
- ・ 総事業費 : 308.1 億円
- ・ 総便益(B) : 1,126.37 億円
- ・ 総費用(C) : 345.85 億円
- ・ B/C : 3.26

主な指摘	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の便益の基になる上水道の水調達限界費用^(注)について、「総合の消費者物価指数」を用いて過去の水道料に補正されているが、より適切に過去の水道料に補正できる「水道料の消費者物価指数」を用いるべきではないか。 (注) 上水道の水調達限界費用 …工業用水道の拡張がなかった場合に、上水道によって水を調達する場合の費用 ・ 本事業の費用には「工業用水道料金に反映されているため」として、維持管理費が計上されていないが、便益の算出の基になる給水量を供給するためには、八ッ場ダム、奈良俣ダム、草木ダム及び広桃用水に係る維持管理費が当然に必要となるため、維持管理費を計上すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省が推奨する「水道料の消費者物価指数」を用いる方法も考慮し、当該物価指数を用いて過去の物価に補正した場合の便益も併記する形で再評価を行う旨が示された。 なお、経済産業省においては、将来の便益の算出に当たり、社会情勢等を反映した「社会的割引率」を使用しているため、消費者向け財全体の動きを説明する「総合の消費者物価指数」を用いて過去の物価に補正することも適切であるとしている。 ・ 広桃用水に係る維持管理費については、農業用水からの転用のため発生していないが、それ以外の八ッ場ダム、奈良俣ダム及び草木ダムに係る維持管理費については、総務省の指摘のとおり、再評価時に計上する旨が示された。

事例 6 横浜市工業用水道第 3 期改築事業（神奈川県横浜市）〔経済産業省／再評価〕

【指摘事項の類型】

② 計上する便益の算出過程に疑義がある

〔事業の概要〕

- ・ 事業目的 : 横浜市工業用水道の施設の耐震化を進める他、緊急時のための連絡管の設置により、将来にわたる工業用水の受水企業への安定供給を確保することを目的とする。
- ・ 整備内容 : 浄水施設の改良、管路の布設替え及び緊急時バックアップ施設の設置等
- ・ 事業主体 : 神奈川県横浜市
- ・ 事業期間 : 平成 18 年度～27 年度
- ・ 総事業費 : 72.87 億円
- ・ 総便益(B) : 113.9 億円
- ・ 総費用(C) : 66.52 億円
- ・ B/C : 1.71

主な指摘	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の人件費などの実績額の合計（円）を現在価値化する際に、本来は当該実績額の合計を消費者物価指数で除さなければならないところ、乗じて算出されているため、単位当たり維持管理費の算出に誤りがあるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省の指摘のとおり、評価書を修正する旨が示された。

(5) 河川事業（総合水系環境整備事業）

事例7 河川事業（総合水系環境整備事業）＜共通事項＞

【指摘事項の類型】

① 費用対効果分析マニュアル等に不備等がある

主な指摘	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光客の便益を計上している事業と計上していない事業があり、便益の計上方法が区々となっている。 どのような場合に観光客の便益を計上するのか、計上する場合、どのようにして算出するのかということについて、今後、統一すべきではないか。 ・ 観光客の便益を計上している事業においては、観光客へのアンケートを基に算出した一人一日当たりの支払意思額に、年間宿泊者数を乗じることにより便益が算出されている。 この年間宿泊者数には、子どもの数が含まれているが、子どもは、アンケート調査の対象とはなっていないため、支払意思額算出の対象と一致していない。 年間宿泊者数にアンケート調査の対象とならない子どもの数を含めると、便益が大きくなるのではないか。 ・ インターネットによるアンケートは、回答者が比較的若年層に偏る可能性があるため、「河川に係る環境整備の経済評価の手引き」においては、「標本の偏りに注意が必要」とされている。 しかしながら、インターネットによるアンケートが行われている評価において、アンケート回答者の年代別割合と国勢調査結果における世帯主の年代別割合とが乖離しているにもかかわらず、偏りの補正等が行われていない箇所が見受けられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ データの有無等から計測が困難な場合があるが、観光客の便益があるならば適切に計上すべきであることを周知する旨が示された。 ・ 子どもの数が含まれない観光者数を用いるべきであるが、そのようなデータがないことから、子どもの数が含まれる観光者数を用いているものであり、年間宿泊者数等の集計対象にアンケート調査の対象とならない集団（子どもの数等）が含まれる場合には、その旨を明記するよう周知徹底する旨が示された。 ・ 標本の偏りの補正の必要性については、統一的な基準を定めることが困難なことから、個別の状況に応じて判断しているが、総務省の指摘を踏まえ、今後、WEBアンケートを実施する場合には標本が偏らないよう工夫する等、周知徹底し、世帯主の年代構成比に基づきバイアスを回避するよう配慮する旨が示された。

<p>このため、便益が適切に算出されていないのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <p>本事業の便益は、評価実施時点の受益範囲内の世帯数が評価対象期間の最終年度（施設完成の 50 年後）まで一定のままであることを想定して算出されている。</p> <p>しかしながら、将来、各事業の受益範囲内の市町村の人口が減少することが見込まれているため、評価対象期間の最終年度まで世帯数が一定であることを想定した現在の算出方法による便益は過大ではないか。</p> <p>便益の算出に用いられる「時間価値」の算出に当たって就業率を考慮するか否か、労働時間価値を用いるか余暇時間価値を用いるか、という点について、事業ごとに異なるのは適当でなく、統一すべきではないか。</p> <p>自動車移動に要する費用について、自動車一台に一人しか乗車しない想定で算出されており、実態に即していない箇所が見受けられた。</p> <p>個別の事業ごとに平均乗車人数を算出することが困難であれば、道路交通センサスにおける平均輸送人数を用いるべきではないか。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <p>国立社会保障・人口問題研究所における推計では、2030 年時点の一般世帯数の推計値は対 2005 年比で 99%となっているが、1 世帯あたりの構成人数が減少していくと想定されるため、支払意思額が世帯の構成人数によってどのように変化するかについて検討する旨が示された。</p> <p>今後、時間価値算出の考え方について統一を図る旨が示された。</p> <p>適切なデータが得られない場合には、道路交通センサスにおける平均輸送人数を用いる等の方針を周知する旨が示された。</p>
---	---

(6) 土地区画整理事業

事例 8 土地区画整理事業<共通事項>

【指摘事項の類型】

④ 評価結果に関する説明が不十分である

主な指摘	確認結果
<ul style="list-style-type: none">「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」に基づき、「政策評価を行う過程において使用した資料については、外部からの検証を可能とするため、適切に保存する」ことが必要であり、交通需要推計や費用便益比等の数値の算出方法等について、第三者に具体的な説明ができるようにすることが必要ではないか。	<ul style="list-style-type: none">今後実施される土地区画整理事業の評価について、事業主体である都市再生機構に対し、平成 24 年度中に「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」の主旨に鑑み適切に外部検証性を確保するよう周知する旨が示された。

(7) 下水道事業

事例9 流山ニュータウン公共下水道事業（都市再生機構）〔国土交通省／再評価〕

【指摘事項の類型】

② 計上する便益の算出過程に疑義がある

〔事業の概要〕

- ・ 事業目的 : 流山新市街地地区における一体型特定土地地区面整理事業に関連して、整備が必要となる雨水管きよ及び調整池、汚水管きよの整備を行うことを目的とする。
- ・ 整備内容 : 雨水管きよ、調整池、汚水管きよ
- ・ 事業主体 : 都市再生機構
- ・ 事業期間 : 平成 14 年度～25 年度
- ・ 総事業費 : 55 億円
- ・ 総便益(B) : 400 億円
 (内訳) 生活環境の改善効果 : 368 億円 (居住環境の改善効果のみ)
 公共用水域の水質保全効果 : 30 億円
 浸水の防除効果 : 1.7 億円
- ・ 総費用(C) : 165 億円
- ・ B/C : 2.4

主な指摘	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住環境の改善効果の計測において、浄化槽敷地占有費について、地価総額に利子率を乗じずに、これを事業期間内の各年度に等分して計上しており、また、浄化槽改築期間内の各年度についても、事業期間内の各年度に計上されている額と同額の便益が計上されている。しかしながら、「下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)」(平成 18 年 11 月)(以下「下水道評価マニュアル」という。)のとおり、浄化槽が占有する敷地の地価総額に利子率を乗じることにより年度別占有費を算出し、年度別水洗化人口率に応じて事業着手年度以降全ての年度に計上するべきではないか。 ・ 浸水の防除効果の計測において、家屋資 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽敷地占有費について、下水道評価マニュアルに基づいた算出方法により修正する旨が示された。 ・ 家屋資産被害軽減額等における被害率及

産被害軽減額等における被害率について、「下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）」（平成10年3月）（以下「旧下水道評価マニュアル」という。）における被害率を用いており、また、事業所償却・在庫資産被害軽減額等における下水道寄与率に関しても、旧下水道評価マニュアルに基づき、下水道寄与率が乗じられていない。しかしながら、家屋資産被害軽減額等における被害率及び事業所償却・在庫資産被害軽減額等における下水道寄与率に関して、下水道評価マニュアルに基づき算出すべきではないか。

び事業所償却・在庫資産被害軽減額等における下水道寄与率について、下水道評価マニュアルに基づいた算出方法により修正する旨が示された。

- ・ 以上を踏まえ、評価書を修正することとされた。

事例 10 千葉ニュータウン公共下水道事業（都市再生機構）〔国土交通省／再評価〕

【指摘事項の類型】

② 計上する便益の算出過程に疑義がある

〔事業の概要〕

- ・ 事業目的 : 千葉ニュータウン地区における新住宅市街地開発事業に関連して、整備が必要となる雨水管きよ、污水管きよの整備を行うことを目的とする。
- ・ 整備内容 : 雨水管きよ、污水管きよ
- ・ 事業主体 : 都市再生機構
- ・ 事業期間 : 昭和 53 年度～平成 25 年度
- ・ 総事業費 : 136 億円
- ・ 総便益(B) : 1,963 億円
 (内訳) 生活環境の改善効果 1,420 億円
 (周辺環境の改善効果 549 億円、居住環境の改善効果 871 億円)
 公共用水域の水質保全効果 128 億円
 浸水の防除効果 416 億円
- ・ 総費用(C) : 977 億円
- ・ B/C : 2.0

主な指摘	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共用水域の水質保全効果の計測において、当初の全体計画区域内世帯数「14,548 戸」を基に、集合住宅等の戸数を考慮した全体計画区域内世帯数「7,270 戸」が用いられている。しかしながら、公共用水域の水質保全効果の計測においては、集合住宅等に居住しているか戸建て住宅に居住しているかにかかわらず、いずれの世帯も等しく支払意思を有するものであることから、全体計画区域内世帯数としては「7,270 戸」ではなく「14,548 戸」を用いるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共用水域の水質保全効果の計測における全体計画区域内世帯数を「14,548 戸」として、評価書を修正する旨が示された。

事例 11 国文ニュータウン公共下水道事業（都市再生機構）〔国土交通省／再評価〕

【指摘事項の類型】

- ② 計上する便益の算出過程に疑義がある
- ③ 計上する費用の算出過程に疑義がある

〔事業の概要〕

- ・ 事業目的 : 国際文化公園都市特定土地地区画整理事業に関連して、整備が必要となる雨水管きよ、污水管きよの整備を行うことを目的とする。
- ・ 整備内容 : 雨水管きよ、污水管きよ
- ・ 事業主体 : 都市再生機構
- ・ 事業期間 : 平成 13 年度～25 年度
- ・ 総事業費 : 21 億円
- ・ 総便益(B) : 302 億円
 - (内訳) 生活環境の改善効果 212 億円
 - (箕面市地区 114 億円、茨木市西部地区 88 億円、茨木市中部地区 10 億円)
 - 公共用水域の水質保全効果 23 億円
 - (箕面市地区 12 億円、茨木市西部地区 11 億円)
 - 浸水の防除効果 64 億円 (箕面市地区のみ)
 - 残存価値 3.8 億円
 - (箕面市地区 2.3 億円、茨木市西部地区 1.4 億円、茨木市中部地区 0.1 億円)
- ・ 総費用(C) : 73 億円
- ・ B/C : 4.2

主な指摘	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の評価では、箕面市における浄化槽設置費用について、「下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)」に示された様式「表 2-5-1 便益算出に必要なデータ項目一覧表」では、1,481.8 百万円としている一方、「表 3-27 現在価値比較法による費用・便益の試算」では、設置費又は改築費として平成 12 年度から 23 年度の間計 1,290.6 百万円、38 年度から 48 年度までの間に計 1,197.9 百万円としており、浄化槽設置費用が一致していない点に疑問がある。 ・ 公共用水域の水質保全効果の計測において、当初の全体計画区域内世帯数「3,600 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「表 3-27 現在価値比較法による費用・便益の試算」の資料において、正しい額(合計 1,481.8 百万円)に修正する旨が示された。 ・ 公共用水域の水質保全効果の計測における全体計画区域内世帯数を「3,600 戸(箕

<p>戸（箕面市地区）」及び「3,200戸（茨木市西部地区）」を基に、集合住宅等の戸数を考慮した全体計画区域内世帯数「1,470戸」及び「1,280戸」が用いられている。しかしながら、公共用水域の水質保全効果の計測においては、集合住宅等に居住しているか戸建て住宅に居住しているかにかかわらず、いずれの世帯も等しく支払意思を有するものであることから、全体計画区域内世帯数として「1,470戸」及び「1,280戸」ではなく「3,600戸（箕面市地区）」及び「3,200戸（茨木市西部地区）」を用いるべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 費用の補正に用いるデフレーターについて、平成22年度のデフレーターを各年度のデフレーターで除した値で各年度の実勢価格を「除する」ことにより変換されているが、22年度のデフレーターを各年度のデフレーターで除した値を各年度の実勢価格に「乗じる」ことにより事業評価実施年度価格に変換すべきではないか。 ・ 費用及び便益における残存価値について、評価期間経過時点において既に耐用年数を経過している施設についても残存価値を計上しており、また、当該施設に係る残存価値がいずれもマイナスとなっている点に疑問がある。 	<p>面市地区）」及び「3,200戸（茨木市西部地区）」に修正する旨が示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度のデフレーターを各年度のデフレーターで除した値を各年度の実勢価格に乗じることにより修正する旨が示された。 ・ 評価期間経過時点に耐用年数を経過する施設に係る費用も算出対象としており、当該施設については算出式上マイナス値を示すこととなっていたため、評価期間経過時点において耐用年数を経過していない施設のみ残存価値を計上する修正を行う旨が示された。 ・ 以上を踏まえ、評価書を修正することとされた。
---	--

(8) 都市公園事業

事例 12 都市公園事業<共通事項>

【指摘事項の類型】

① 費用対効果分析マニュアル等に不備等がある

主な指摘	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 20 年度の点検において、同一の競合公園に係る施設規模等の情報について、評価主体が共有できる仕組みがないため、主体間でこれらの情報のデータが統一されていないことに対し、「競合公園が都府県の区域を超えて設定される場合等においても評価主体が当該競合公園の施設規模等に係る情報を共有できる方法を検討している」との回答を得ているが、今回の点検においても、評価間で競合公園における施設規模等のデータが異なっている。 ・ アンケート等で把握した公園利用者実績値と予測値に差異が生じている場合の補正について、「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」(以下「大規模公園評価マニュアル」という。)の記載では、補正対象は間接利用価値による便益額も含めた総便益額と解釈されるおそれが高く、また、具体的な記載がないため補正方法が評価間で区々となっており、同マニュアルの記載に不備があると考える。 直接利用価値による便益額のみを補正することを明確に示し、また、直接利用価値による便益額の具体的な補正方法を示すべきではないか。 <p>※ 直接利用価値 直接的な公園の利用によって生じる価値であり、健康・レクリエーション空間の提供という機能を表すもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指摘を受けた事項については、全国主管課長会議において周知を図るとともに、国が行っていた都市公園等整備現況調査の結果をデータベースとして整備している。地方整備局等が行う評価における競合公園の施設規模等に係る情報については、地方整備局等の中で共有を図るよう、今後改めて周知を図る旨が示された。 ・ 総務省の指摘のとおり、補正対象に係る大規模公園評価マニュアルの記載を修正することについて検討する旨が示された。 また、個々の公園に関し把握しているデータの内容が異なっていること等から具体的な補正方法を示すことは困難であるが、留意事項や補正方法例等を追記することについて検討する旨が示された。

※ 間接利用価値

間接的な公園の利用によって生じる価値であり、都市環境維持・改善、都市景観、都市防災の機能を表すもの

- ・ 大規模公園評価マニュアルにおいて、間接利用価値のうち防災価値について、九州地方整備局事業評価監視委員会（平成 22 年 11 月）の付帯意見も踏まえ、検討対象公園周辺の土地利用状況を反映した計測が行われるよう、間接利用価値による便益額の算出方法を見直すべきではないか。
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所によれば、将来推計人口及び世帯数は全国的に平成 42 年度まで一貫して減少傾向にあるところ、大規模公園評価マニュアルの算出方法では、全体供用年度以降の人口及び世帯数の動向を反映せず、全体供用年度以降一定の便益を計上するとしていることに疑問がある。このため、同マニュアルにおいて、将来推計人口及び世帯数の動向を反映するための計測方法を示すべきではないか。
- ・ 「小規模公園費用対効果分析手法マニュアル」以下「小規模公園評価マニュアル」という。）において、既存公園の設定は、原則として、検討対象公園と種類が同一の公園を設定することとされているが、実際には、周囲に種類が同一の公園が存在しないケースもあり得る。このため、同マニュアルにおいて、こうしたケースについての対応方法を具体的に示すべきではないか。
- ・ 大規模公園評価マニュアル及び小規模公園評価マニュアルにおいて、用地費及び施設費の計上年次について、用地取得あるいは施設整備の年次が不明（又は未定）の場合、供用前年の欄に一括して記入することとされているが、例えば用地費及び施設費
- ・ 事業評価監視委員会における付帯意見も踏まえ、間接利用価値による便益額の算出方法の見直しが必要と考えており、現在、そのためのアンケート調査の方法について検討を行っている旨が示された。
- ・ 全体供用年度以降の便益を適切に計測するため、将来推計人口及び世帯数の動向を反映するための計測方法を大規模公園評価マニュアルに示すことについて検討する旨が示された。
- ・ 現在の小規模公園評価マニュアルにおいては、実際には周囲に種類が同一の公園が存在しないケース等、原則的な対応が困難な場合についての解説がないため、同マニュアルの記載を修正することについて検討する旨が示された。
- ・ 用地取得あるいは施設整備の年次がある程度推測できる場合には、供用前年の欄に一括して記入するよりもより現実に近い方法があると考えられるため、大規模公園評価マニュアル及び小規模公園評価マニュアルの記載を修正することについて検

を複数年度で平準化する方法も考えられるのではないか。

討する旨が示された。

事例 13 国営明石海峡公園（近畿地方整備局）〔国土交通省／再評価〕

【指摘事項の類型】

⑤ 需要予測等に疑義がある

〔事業の概要〕

- ・ 事業目的 : 淡路地区における大規模な土取り跡地の自然の回復及び新たな園遊空間の創出並びに神戸地区における里山の保全及び活用を図ることを目的とする。
- ・ 整備内容 : 淡路地区における花の庭園、大芝生広場、花の丘道、シーサイドガーデン広場、展望回廊、ビジターセンター、管理棟等
神戸地区における自然生態園、茅葺き民家群、棚田と美林、遊びの森、ユニセフパークゾーン、ビジターセンター、管理棟等
- ・ 事業主体 : 近畿地方整備局
- ・ 事業期間 : 平成 5 年度～37 年度
- ・ 総事業費 : 958 億円（残事業費：226 億円）
- ・ 総便益(B) : 3,044 億円
（内訳）直接利用価値：2,451 億円
間接利用価値：593 億円
- ・ 総費用(C) : 1,526 億円
- ・ B/C : 2.0

主な指摘	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 部分供用年度及び全体供用年度におけるゾーン別年齢階層別人口について、「日本の都道府県別将来推計人口（平成 19 年 5 月推計）」に基づき算出されているが、将来推計人口の動向及び年齢構成の変化は同一の都道府県内においても市区町村別で大きく異なると考えられるため、上記の算出方法では市区町村別の動向を反映できない。このため、「日本の市区町村別将来推計人口（平成 20 年 12 月推計）」に基づき算出すべきではないか。 ※ ゾーン別年齢階層別人口 直接利用価値の計測において、公園誘致圏を市区町村行政区域単位でゾーン分割した上で、5 段階の年齢区分ごとに収集した人口データ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本評価においては、最新の国勢調査に基づく「日本の都道府県別将来推計人口」を用いていたが、評価年度において既に公表されていた最新の国勢調査に基づく「日本の市区町村別将来推計人口」を用いていなかったため、両統計データを比較し、評価の妥当性に与える影響を把握した上で対応を検討する旨が示された。

事例 14 国営吉野ヶ里歴史公園（九州地方整備局）〔国土交通省／再評価〕

【指摘事項の類型】

② 計上する便益の算出過程に疑義がある

〔事業の概要〕

- ・ 事業目的 : 我が国固有の優れた文化的資産であり、平成3年5月に国の特別史跡に指定された吉野ヶ里遺跡の保存と活用を図ることを目的とする。
- ・ 整備内容 : 北墳丘墓、北内郭、南内郭、歴史公園センター、甕棺墓列等
- ・ 事業主体 : 九州地方整備局
- ・ 事業期間 : 平成4年度～28年度
- ・ 総事業費 : 357億円（残事業費：30億円）
- ・ 総便益(B) : 2,068億円
 (内訳) 直接利用価値 : 1,602億円
 間接利用価値 : 465億円
- ・ 総費用(C) : 1,056億円
- ・ B/C : 2.0

主な指摘	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教養施設（研修所・教室）の魅力値について、各種体験プログラム参加者数の年間実績値及び年間予測値が直接魅力値として計上されている。しかしながら、公園施設の魅力値は「年間」ではなく「1日」当たりの利用者容量（人）として算出されるものであるため、年間実績値及び年間予測値を当該施設の年間利用日数で除した1日当たりの実績値及び予測値を計上すべきではないか。 ※ 魅力値 直接利用価値の計測において、検討対象公園及び競合公園の公園施設の利用者容量（人）を表すもの ・ 便益が供用年次を含め51年間計上されているが、「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」のとおり、便益の計上期間は供用年次を含め50年間とすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間実績値及び年間予測値が直接魅力値として計上されていたことについては、単位の取り間違いであり、1日当たりの実績値及び予測値を計上する修正を行う旨が示された。 ・ 総務省の指摘のとおり、便益の計上期間は供用年次を含め50年間とすべきとの認識が示された。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 以上を踏まえ、評価書の修正を行うこととされた。 |
|--|---|

事例 15 岩瀬下関防災公園（都市再生機構）〔国土交通省／事前評価〕

【指摘事項の類型】

- ② 計上する便益の算出過程に疑義がある
- ③ 計上する費用の算出過程に疑義がある
- ⑥ 計上されている費用及び便益の現在価値に疑義がある

〔事業の概要〕

- ・ 事業目的 : 借地により利用されていた広場が土地処分されるに当たり、市が災害時の避難場所を引き続き確保するため、災害時に一次避難地となる防災公園を整備することを目的とする。
- ・ 整備内容 : 園路・エントランス、多目的広場、親水施設、非常用トイレ、植栽等
- ・ 事業主体 : 都市再生機構
- ・ 事業期間 : 平成 23 年度～26 年度
- ・ 総事業費 : 16 億円
- ・ 総便益(B) : 25 億円
 (内訳) 直接利用価値 : 4.7 億円
 間接利用価値 : 20 億円
- ・ 総費用(C) : 17 億円
- ・ B/C : 1.4

主な指摘	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討対象公園の用途別面積及び公園周辺地域の町丁目（地区）別世帯数のうち一部について、費用便益分析のバックデータである「様式 1」及び「ゾーン別世帯数」の資料の数値と費用便益分析の計算において用いられている数値とが異なる。 ・ 費用及び便益の計上期間について、便益が供用年次を含め 53 年間、維持管理費が供用年次を含め 51 年間計上されているが、「小規模公園費用対効果分析手法マニュアル」のとおり、便益及び維持管理費の計上期間は、供用年次を含め 50 年間とすべきではないか。 ・ 費用及び便益の現在価値化について、供用年次である 2014 年次を基準として行われているが、当該評価を実施した 2010 年次を基準として行うべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正しい数値は「様式 1」及び「ゾーン別世帯数」の資料の数値であり、評価書を修正する際には、正しい数値により算出する旨が示された。 ・ 総務省の指摘のとおり、便益及び維持管理費の計上期間は、供用年次を含め 50 年間とすべきとの認識が示された。 ・ 総務省の指摘のとおり、2010 年次を基準として現在価値化すべきとの認識が示された。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 以上を踏まえ、評価書の修正を行うこととされた。 |
|--|---|

事例の詳細

3 事例の詳細

事例1 「土地改良事業」＜共通事項＞

総務省から農林水産省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

土地改良事業における便益の算定において、効果項目の一つとして「作物生産効果」（事業を実施した場合と実施しなかった場合の作物生産量の比較により年効果額を算定）を設定されています。同効果の算定では、土地改良事業を実施したことにより作付面積が増加した場合、それによる増加粗収益に純益率を乗じて得た額を「作付増」による年効果額として計上しています。その算定において、大豆及び小麦については、効果要因として「作付増」が設定されているにもかかわらず、純益率をゼロとして作付増による年効果額を計上せず、代わりに交付金の額を年効果額に計上しています。

しかし、交付金は、土地改良事業により作物生産量が増減する効果ではなく、大豆及び小麦を作付けした際の農業経営の支援として講じられる他の政策手段であり、効果要因として計上していることに疑義があります。

【事実関係の照会】

（総務省からの照会①）

作物生産効果について、大豆及び小麦の作付増による年効果額を計上せずに、交付金の額を年効果額として計上している理由を御教示ください。

（農林水産省からの回答①）

土地改良事業については受益者が特定されるため、その費用対効果分析における年効果額の算定にあっても、受益者が実際に得る金額で算定することとしており、当該事業により作物の作付が増減する場合、「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数」に基づき、作物毎に作付増減による純益を評価するとともに、交付金が支払われる作物については、その分を上乗せし評価することとしています。

（総務省からの照会②）

1 貴省農村振興局の「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針」（平成20年3月。以下「基本指針」という。）によると、作物生産効果は、「土地改良事業の実施により、農用地や水利条件の改良等がなされることに伴って、その受益地域において発生するとみなされる作物生産の量的増減を捉えるもの」とされています。この効果を貨幣価値に換算するため、作物生産量に作物単価と純益率を乗じているものと考えられます。

一方、交付金は、財政負担により食糧自給率の向上等を目的として個別農家に交付するものであり、土地改良事業により作物生産の量的増減を捉える作物生産効果に含めることに疑問があります。この点について、貴省の見解をお示

してください。

- 2 仮に交付金そのものを効果として計上するならば、事業実施の基本的要件に「すべての効用がすべての費用を償うこと」とされていることから、交付金の財政負担額、交付等に係る全ての費用を当該事業の費用として計上すべきであると考えますが、この点について、貴省の見解をお示してください。
- 3 大豆や小麦について、単収や作付面積が増加しているにもかかわらず年効果額が交付金のみの額となっていますが、これは、土地改良事業により大豆等を新たに作付けしても、交付金というほかの政策手段の導入がない場合、受益者の農業経営が成り立たないことを想定しているものであり、土地改良事業本来の目的からはこのような想定をすることに疑問があります。この点について、貴省の見解をお示してください。

(農林水産省からの回答②)

- 1 生産条件不利補正等の交付金は、交付先は個別農家であっても、大豆や小麦などの個々の作物を対象に支払われるものであり、また、その交付額は、作付け面積に応じた面積払いとされていることから、個々の作物別の純益として捉えることができます。

一方、作物生産効果は、土地改良事業の実施によって、その受益地域において発生するとみなされる作物生産の量的増減を捉える効果であり、増減する生産量を純益に換算したものを効果額としています。

このことから、作物生産効果においては、交付金を含めて効果額を算定しているものです。
- 2 事業の実施要件にある「すべての費用」とは、土地改良施設の新設、更新等に係る当該事業や関連事業の事業費等であり、各種交付金、補助対象の農業用施設建設費或いはソフト事業費を含むものではありません。

また、交付金は、作物そのものを対象に、土地改良事業の実施の有無に関係なく実施されている政策であり、土地改良事業の効果として捉えているものではありません。
- 3 交付金を含めることで純益が発生する作物を事業計画に位置付けることは、土地改良事業による事業効果と交付金による所得補償が合わさることより作付けを可能とし、一体となって政策を推進するものであることから、土地改良事業の目的に沿うものです。

なお、交付金による所得補償政策は、食料自給力、自給率の向上等を目的に国の誘導のもとに推進されているものであり、このため、土地改良事業計画の策定にあたっては、大豆や小麦などの推奨作物を積極的に導入するよう、地元の関係部局と協議のうえ計画を決定しています。仮に、交付金が考慮されな

いとした場合、土地改良事業計画であっても国の推奨作物の生産が減少するなどの、政策間の齟齬が生ずることとなります。

(総務省からの照会③)

貴省の回答によると、作物生産効果は、土地改良事業の実施によって、その受益地域において発生するとみなされる作物生産の量的増減を捉える効果であるとのことでした。したがって、作物生産効果として計上すべきは、農家の収入そのものではなく、土地改良事業による作物生産の量的増減を作物生産単価及び純益率等を用いて貨幣換算した結果であることから、土地改良事業の効果として捉えていない交付金を効果額として計上することに疑問がありますが貴省の見解をお示してください。

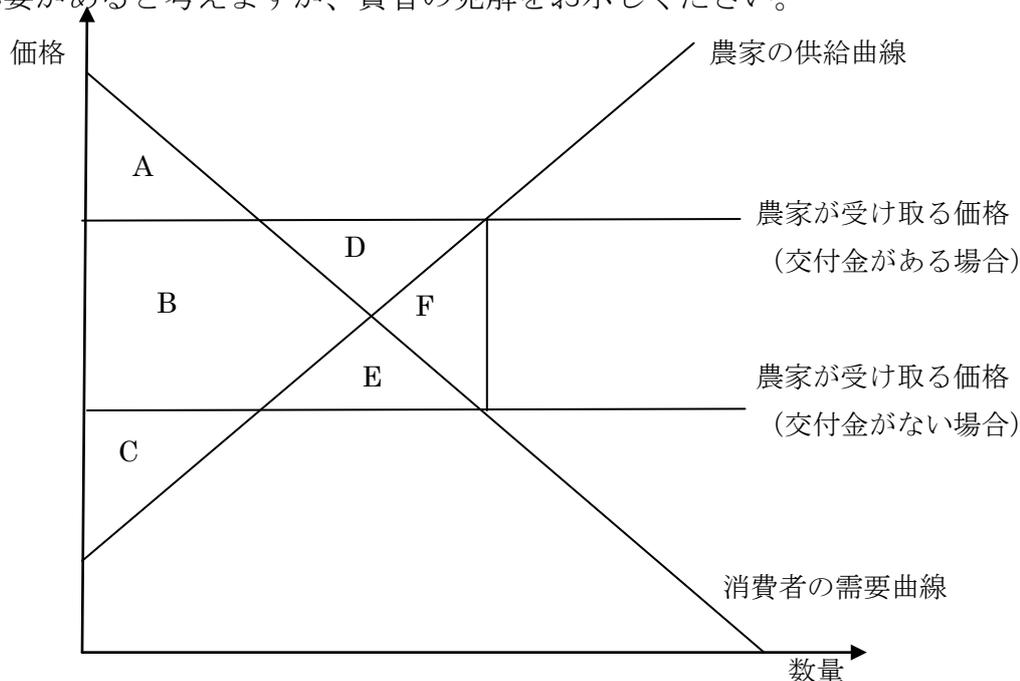
(農林水産省からの回答③)

作物生産効果は、作物生産の量的増減を純益（生産者余剰）として捉えていることから、その効果額は交付金を見込んだもので算定する事は妥当と考えています。

ただし、土地改良事業の費用対効果分析においては、算定基礎となる統計データが交付金を含まないもので公表されていることから、別途交付金を計上しているものです。

(総務省からの照会④)

作物生産効果に別の政府支出である交付金を単純に効果に上乗せすることは、総余剰（効果）が過大に算定されることになるため、現在の算定方法について見直す必要があると考えますが、貴省の見解をお示してください。



交付金を単純に効果に上乗せすると、政府支出（交付金）分の BDEF が総余剰として過大になる。

(農林水産省からの回答④)

土地改良事業の費用対効果分析では、戦略作物（交付金対象作物）を生産する事に対して支払われる交付金を農家の収入として捉え、作物生産効果の純益に直接計上してきました。

ただし、本手法は、不完全競争下におかれている、戦略作物の生産を拡大する事により国民が享受する便益を金銭評価することが難しいため、簡便的に用いていた手法であり、交付金額を単純に便益として計上することについては、経済学的な観点から見れば、疑義を招く恐れがあるものとも考えられます。

このことから、費用対効果分析の更なる妥当性、透明性の確保及び手法高度化を図る観点から、戦略作物の作付拡大を行った事による効果について、新たな視点での算定手法を検討することとしたい。

結果及び総務省の対応方針

交付金を作物生産効果に直接計上する方法を改める旨が示されたため、マニュアル等が改正された際、その内容を確認する。

また、これまでの同事業における評価において、改定した効果算定手法によって総費用総便益比が1を割り込むものがないかについて確認する。

事例2 「苫前地区特定漁港漁場整備事業」（北海道開発局）

総務省から農林水産省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

- 1 本事業は、北海道内外からのイカ釣り漁船の受入れ能力の向上を図る岸壁等の整備、水産物の生産から陸揚げ、流通に至る総合的な衛生管理の導入を目指し、岸壁等の衛生管理施設の整備、ホタテ種苗の品質向上を図る泊地等の整備を行うものです。
- 2 貴省の「水産関係公共事業の事後評価書（期中の評価）」（平成23年3月）によれば、総便益（B）は11,147百万円、総費用（C）は7,035百万円、総費用総便益比（B/C）は1.58となっています。
- 3 上記評価書の説明資料（「苫前地区特定漁港漁場整備事業の効用に関する説明資料」）において、本事業の総費用総便益比の算出過程が示されています。
- 4 便益の算出において、評価書の説明資料における効果の算出過程に誤りがあると考えられるものや、記載されている数値に誤りがあると考えられるものがあります。

【事実関係の照会】

（問1）

「防波堤等整備に伴う漁船出入港環境の改善効果」について、貴省提出の算出の根拠資料では、ホタテ養殖に係る効果は226千円／年とされていますが、209千円／年の計算誤りではないかと考えます。

（問2）

「蓄養施設整備に伴う漁獲物付加価値化の効果」について、評価書の説明資料において、区分の欄に「ホタテガイ 100t」と記載されていますが、「110t」の誤りではないかと考えます。

農林水産省から総務省への回答

（問1の回答）

御指摘のとおり、「防波堤等整備に伴う漁船出入港環境の改善効果」について、ホタテ養殖に係る効果は209千円／年の計算誤りであり、評価書の説明資料における本効果の便益は、4,977千円／年ではなく、4,960千円／年の誤りでしたので、評価書及び評価書の説明資料を修正します。

（問2の回答）

御指摘のとおり、評価書の説明資料について、誤った記載があったため、修正します。

結果及び総務省の対応方針

評価書及び評価書の説明資料について、修正して提出する旨が示されたため、修正された評価書及び評価書の説明資料が提出された際に内容を確認する。

事例3 「歯舞地区特定漁港漁場整備事業」（北海道開発局）

総務省から農林水産省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

- 1 本事業は、北海道歯舞地区、温根元地区及び瑛瑤瑠地区において、効果的な漁船の避難を可能とするために護岸等の整備を行うとともに、水産物の安全・安心に対する消費者ニーズに対応するために岸壁等の衛生管理施設の整備等を図るものです。
- 2 貴省の「水産関係公共事業の事後評価書（期中の評価）」（平成23年3月）によれば、総便益（B）は15,397百万円、総費用（C）は9,318百万円、総費用総便益比（B/C）は1.65となっています。
- 3 上記評価書の説明資料（「歯舞地区直轄特定漁港漁場整備事業の効用に関する説明資料」）において、本事業の総費用総便益比の算出過程が示されていません。
- 4 便益の算出において、評価書の説明資料における効果の算出過程に誤りがあると考えられるものや、評価書の説明資料に記載されている要素だけでは、記載されている年間便益額を算出することができないものがあります。

【事実関係の照会】

（問1）

「道路改良整備に伴う車輛移動時間の削減効果」について、日当たり通行車両台数を「漁業265台/日、一般25台/日」とされていますが、貴省提出の算出の根拠資料を確認した結果、算出式において25台/日が漁業者の労務単価と、265台/日が一般の労務単価と掛け合わされていることから、「漁業25台/日、一般265台/日」の誤りではないかと考えます。

また、渋滞発生期間について、評価書の説明資料では「116日/年」とされていますが、貴省提出の根拠資料では「120日/年」となっています。

6) 道路改良整備に伴う車輛移動時間の削減効果

区分	単位	原単位	備考
① 日当たり通行車両台数	台/日	290	(漁業265、一般25) 歯舞漁協ヒアリング(H22)
② 渋滞発生期間	日/年	116.0	対象漁船の漁期間における当該地域の年間降雪日数(気象庁データ)
③ 整備前迂回時間	時間/人	0.08	歯舞漁協ヒアリング(H22)
④ 整備後迂回時間	時間/人	0.00	歯舞漁協ヒアリング(H22)
⑤ 乗車人数	人/台	1	歯舞漁協ヒアリング(H22)
⑥ 漁業者労務単価	円/時間	1,663~2,176	(漁業者1,663、一般2,176) 漁業経営調査報告書
年間便益額	千円/年	5,935	①×②×(③-④)×⑤×⑥

(問2)

便益の算出において、評価書の説明資料に記載されている要素（効果、算出式、算出根拠となる数値）だけでは年間便益額を算定することができないものがあります。このため、算出の根拠資料を確認した結果、算出に必要な要素について、評価書の説明資料には記載されていない、又は算出式や数値の表記が誤っているものがあることが明らかになりました。このように、評価書の説明資料は、算出に当たって必要となる要素が適切に記載されていないため、修正を行うことが必要と考えます。

(例) (1) 水産物生産コストの削減効果

4) 物揚場等整備に伴う陸揚げ・準備作業時間の短縮効果

評価書の説明資料に記載されている算出根拠では、年間便益額を算出不可
能

4) 物揚場等整備に伴う陸揚げ・準備作業時間の短縮効果

区分	単位	原単位	備考
① 年間出漁日数	日/年	105	(採藻75、かご30) 歯舞漁協ヒアリング(H22)
② 対象漁船隻数	隻/日	140	(採藻126、かご14) 歯舞漁協ヒアリング(H22)
③ 漁船乗組員数	人/隻	2	歯舞漁協ヒアリング(H22)
④ 整備前滞船時間	時間/日	1.00	歯舞漁協ヒアリング(H22)
⑤ 整備後滞船時間	時間/日	0.00	歯舞漁協ヒアリング(H22)
⑥ 漁業者労務単価	円/時間	1,515~1,099	(採藻1,515、かご1,099) 漁業経営調査報告書
⑦ 漁船燃料消費量	kg/ps・hr	0.32	水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン(H22.4改訂版)
⑧ 燃料重量(軽油)	kg/m3	840	水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン(H22.4改訂版)
⑨ 燃料単価(軽油)	円/ℓ	100.8	財団法人 日本エネルギー経済研究所 石油情報センター価格情報
⑩ 平均漁船馬力(航行時=定格出力の80%)	ps	31.2~106.4	(採藻31.2、かご106.4) 漁船統計表総合報告(H20)
年間便益額	千円/年	98,454	①×②×③×(④-⑤)×⑥+ ①×②×(④-⑤)×(⑦/⑧×1000)×⑨×⑩

算出式に原単位を代入して計算しても、年間便益額と一致しない。

農林水産省から総務省への回答

(問1の回答)

「道路改良整備に伴う車輛移動時間の削減効果」について、日当たり通行車両台数「漁業 265 台/日、一般 25 台/日」における「漁業」は輸送用車両を、「一般」は漁業者の車両を意味していたものですが、「漁業」と「一般」が逆であるかのような誤解を与えかねない表現であったため、評価書の説明資料を、「漁業者 25 台/日、一般 265 台/日」に修正します。

また、御指摘のとおり、渋滞発生期間も 120 日/年ではなく、116 日/年の誤りであり、評価書の説明資料における本効果の便益は 5,935 千円/年ではなく、5,737 千円/年の誤りでしたので、評価書及び評価書の説明資料を修正します。

6) 道路改良整備に伴う車輛移動時間の削減効果

区分	単位	原単位	備考
① 日当り通行車両台数	台/日	290	(漁業者25、一般265) 歯舞漁協ヒアリング(H22)
② 洪発生期間	日/年	116.0	対象漁船の漁期間における当該地域の年間降雪日数(気象庁データ)
③ 整備前迂回時間	時間/人	0.08	歯舞漁協ヒアリング(H22)
④ 整備後迂回時間	時間/人	0.00	歯舞漁協ヒアリング(H22)
⑤ 乗車人数	人/台	1	歯舞漁協ヒアリング(H22)
⑥ 漁業者労務単価	円/時間	1,663~2,176	(漁業者1,663、一般2,176) 漁業経営調査報告書
年間便益額	千円/年	5,935	①×②×(③-④)×⑤×⑥

(問2の回答)

御指摘のとおり、評価書の説明資料について、入力ミスや最終形ではないデータで提出してしまったことから、誤った記載があったため、修正します。

(1) 水産物生産コストの削減効果

1) 防波堤整備に伴う漁船耐用年数の延長効果

1) 防波堤整備に伴う漁船耐用年数の延長効果

区分	単位	原単位	備考
① 整備前漁船耐用年数	年		の耐用年数に関する省令(財務省)
② 整備後漁船耐用年数	年	12.13	事業費用対効果分析のガイドライン
③ 漁船建造費	千円/t	3,690	事業費用対効果分析のガイドライン
④ 対象漁船隻数	隻/日	31	(かご12、刺網10) 歯舞漁協ヒアリング(H22)
⑤ 対象漁船の総t数	t	123	(かご69、刺網54) 探藻10) 歯舞漁協ヒアリング(H22)
⑥ 操業時期	ヶ月間	5~8	(かご・タコ33.7、探藻5) 歯舞漁協ヒアリング(H22)
⑦ 対象地区における年間荒天日数	日/年	61.0	当該地域の年間波浪注意報発令回数(気象庁データ)
⑧ 便益対象荒天日数	日/年	16.8~33.7	(かご・タコ33.7、探藻16.8) 操業時期における荒天日数の発生回数(気象庁データ)
④ 対象漁船隻数	隻/日	13	(サケ定置1、刺網12) 歯舞漁協ヒアリング(H22)
⑤ 対象漁船の総トン数	t	69	(サケ定置10、刺網59) 歯舞漁協ヒアリング(H22)
⑥ 操業時期	ヶ月間	6~12	(サケ定置6、刺網12) 歯舞漁協ヒアリング(H22)
⑦ 対象地区における年間荒天日数	日/年	61.0	当該地域の年間波浪注意報発令回数(気象庁データ)
⑧ 便益対象荒天日数	日/年	30.4~61.0	(サケ定置30.4、刺網61.0) 操業時期における荒天日数の発生回数(気象庁データ)
④ 対象漁船隻数	隻/日	21	(刺網) 歯舞漁協ヒアリング(H22)
⑤ 対象漁船の総トン数	t	103	歯舞漁協ヒアリング(H22)
⑥ 操業時期	ヶ月間	12	歯舞漁協ヒアリング(H22)
⑦ 対象地区における年間荒天日数	日/年	61.0	当該地域の年間波浪注意報発令回数(気象庁データ)
⑧ 便益対象荒天日数	日/年	61.0	操業時期における荒天日数の発生回数(気象庁データ)
年間便益額	千円/年	24,298	地区毎且つ漁業種毎 { (1/①-1/②) × ③ × ⑤ × ⑧ / ⑦ }

刺網漁船隻数 13 隻から 12 隻に修正します。

④対象漁船隻数から③漁船建造費に修正します。

評価書の説明資料の更新作業を行っていく中で、入力ミスが生じたものであり、今後、更なるチェック機能の強化を図り誤りを防ぐ所存です。

2) 防波堤整備に伴う陸揚作業時間の短縮効果

評価書の説明資料の更新作業を行っていく中で、最終形ではないデータのまま提出したためであり、今後、更なるチェック機能の強化を図り誤りを防ぐ所存です。

5) 防波堤等整備に伴う漁船見回り作業の削減効果

5) 防波堤等整備に伴う漁船見回り作業の削減効果

区分	単位	原単位	備考
① 対象漁船隻数	隻/日	350	(3t未満202、5t未満148) 歯舞漁協ヒアリング
② 年間見回り日数	日/年	61	対象漁船の漁期間における当該地域の年間波浪注意報発令回数(気象庁データ)
③ 整備前見回り所要時間	時間/人	4.5	歯舞漁協ヒアリング(H22)
④ 整備後見回り所要時間	時間/人	1.5	歯舞漁協ヒアリング(H22)
⑤ 見回り作業員数	人/隻	1~2	(地元漁船1、外来漁船2) 歯舞漁協ヒアリング
⑥ 漁業者労務単価	円/時間	1,099~1,515	(3t未満1,515、5t未満1,099) 漁業経営調査報告書(H20)
⑦ 警戒係留対象隻数	隻	44	(地元3t未満10隻・12温、地元5t未満21隻・1温) 歯舞漁協ヒアリング(H22)
⑧ 警戒係留作業時間	時間/隻・回	1.0	歯舞漁協ヒアリング(H22)
⑨ 整備前作業回数	回/年	7.1	当該地域の年間波浪警報発令回数(気象庁データ)
⑩ 整備後作業回数	回/年	0	歯舞漁協ヒアリング(H22)
⑪ 警戒係留作業員数	人/隻	1~2	(歯舞1、温根元2) 歯舞漁協ヒアリング(H22)
年間便益額	千円/年	98,785	$\{① \times ② \times (③ - ④) \times ⑤ \times ⑥\} + ⑦ \times ⑧ \times (⑨ - ⑩) \times ⑪$

評価書の説明資料に記載されていなかった要素（警戒係留作業時間の削減効果）について追記します。

評価書の説明資料の更新作業を行っていく中で、最終形ではないデータのまま提出したためであり、今後、更なるチェック機能の強化を図り誤りを防ぐ所存です。

結果及び総務省の対応方針

評価書及び評価書の説明資料について、修正して提出する旨が示されたため、修正された評価書及び評価書の説明資料が提出された際に内容を確認する。

事例4 「和歌浦地区水産資源環境整備事業」（和歌山県）

総務省から農林水産省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

- 1 本事業は、和歌山県和歌浦地区において、水産物の生産・流通の拠点整備として、荒天時の港内静穏度を確保し、漁船の避難に係る作業負担の軽減を図るため、防波堤等の整備を行うとともに、安全で快適な漁業地域の形成を促進するための係留施設等の整備を行い、また、港内の海水交換を行うことにより、港内の水質を保全し、安全で快適な供給量の確保、漁船の安全と漁業活動の円滑化を図るものです。
- 2 貴省の「水産関係公共事業の事前評価書」（平成 23 年 3 月）によれば、総便益 (B) は 1,300 百万円、総費用 (C) は 1,078 百万円、総費用総便益比 (B/C) は 1.21 となっています。
- 3 上記評価書の説明資料（「和歌浦地区の事業の効用に関する説明資料」）において、本事業の総費用総便益比の算出過程が示されています。
- 4 便益の算出において、説明資料における効果の算出過程に誤りがあると考えられるものがあります。

【事実関係の照会】

(問)

「荒天時前の操業早期切り上げの解消効果」の効果算出対象は、操業に携わる作業員数と考えられるため、35 人（貴省提出の追加説明資料に記載されている、組合員資格所有者数）ではなく、組合員資格所有者以外も含めた作業員数の合計である 61 人ではないかと考えます。

農林水産省から総務省への回答

(回答)

御指摘のとおり、作業員数は 61 人の誤りであったため、評価書及び評価書の説明資料を修正します。

結果及び総務省の対応方針

評価書及び評価書の説明資料について、修正して提出する旨が示されたため、修正された評価書の説明資料が提出された際に内容を確認する。

事例5 「東毛工業用水道事業」 (群馬県)

総務省から経済産業省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 北関東の内陸工業地帯として重要な位置を占めている東毛地域の工業用水は、そのほとんどが地下水によっていたことから、地下水位低下や地盤沈下などの問題が生じていました。

本事業は、地盤沈下を防止するため、表流水による工業用水を安定的に供給し、給水区域の工業の健全な発展を図ることを目的として、昭和50年度に太田・大泉・尾島地区工業用水道を包含する形で事業着手、昭和53年度から一部給水が開始され、現在は、建設事業として八ッ場ダム建設負担金の支出及び管路拡張が行われています。

本事業の水源は、夏水は広桃用水を転用し、冬水は奈良俣ダム 56,160 m³/日及び八ッ場ダム 30,240 m³/日、通年分は草木ダム 51,840 m³/日とされています。

平成22年度事後評価において、総便益(B)は1126.37億円、総費用(C)は345.85億円、費用便益比(B/C)は3.26とされています。

2 本事業の便益として、「調達コスト削減便益」が計上されており、事業を実施しなかった場合(without)の上水道の水調達限界費用^(注1)と事業を実施した場合(with)の工業用水道の水調達限界費用^(注2)との差分により算出されています。

昭和50年度から平成20年度の上水道の水調達限界費用は、総合の消費者物価指数(平成21年度を100とする。以下「総合指数」という。)を用いて過去の水道料に補正されていますが、上水道の水調達限界費用はあくまで上水道のみの費用であるため、総合指数を用いるのではなく、水道料の消費者物価指数(平成21年度を100とする。以下「水道指数」という。)を用いて補正する方法が適切と考えられます。

この点について貴省に確認したところ、総合指数は水道料金を含む消費者向け財の全体の動きを説明する指数であることから、当該指数を用いて過去の水道料に補正することも、適切なやり方ではないかとしています。

しかしながら、消費者向け財の全体の動きである総合指数は平成5年度以降、基準値(100)を上回って推移しているのに対し、公共料金の動きである水道料指数は基準年度(平成21年度)まで一貫して基準値を下回っているなど、両者の推移は大きく異なります。

このような両者の推移の違いにより、昭和50年度から平成20年度の上水道の水調達限界費用について、本評価のように総合指数を用いて過去の水道料に補正すると、水道指数を用いて過去の水道料に補正するよりも、便益額が約180億円高く算出されます。

(注1) 上水道の水調達限界費用…工業用水道の拡張がなかった場合に、上水道によって水を調達する場合の費用

(注2) 工業用水道の水調達限界費用…工業用水道を拡張した場合に、工業用水道によって水を調達する場合の費用

3 本評価において、維持管理費は「工業用水道料金に反映されているため」として、費用に計上されておられません。

この点について貴省に確認したところ、本事業で新規に建設する大きな施設は水源を地下水から表流水に転換するための八ッ場ダムであり、今回の建設事業における維持管理費は、八ッ場ダムの建設に伴って発生するもののみ計上することが適切であるが、八ッ場ダムは完成見込みが立っていない状況であるため、評価期間に維持管理費を費用として計上することは適切ではないと判断し、費用としての計上を見送ったとしています。

しかしながら、本評価は、八ッ場ダムが完成することを前提としており、八ッ場ダムの他に、奈良俣ダム、草木ダム及び広桃用水からの給水量を基に、上水道の水調達限界費用と工業用水道の水調達限界費用の差が便益として計上されているため、便益の算出の基になる給水量を供給するために必要な維持管理費が計上されていないことに疑問があります。

【事実関係の照会】

(問1)

総合指数と水道指数の推移が異なっており、本評価では、便益額が約 180 億円高く算出されるため、より適切に過去の水道料に補正できる水道指数を用いるべきと考えますが、貴省の見解をお示してください。

(問2)

便益の算出の基になる給水量を供給するためには、八ッ場ダムの他に、奈良俣ダム、草木ダム及び広桃用水に係る維持管理費が当然に必要となることから、費用に維持管理費を計上し、再評価すべきと考えますが、貴省の見解をお示してください。

経済産業省から総務省への回答

(問1の回答)

今回の評価では、便益を工業用水の調達コスト削減便益として「(水道用水の調達限界費用) - (工業用水の調達限界費用)」で算出しています。

そのため、過去の便益については、消費者物価指数を用いて、平成20年度の水道料金を基に「過去の物価補正」を行い、上記の調達コスト削減便益を算出し、その上で「現在価値化」を行うという計算を行いますが、適正な便益を算出するためには、「水道料の消費者物価指数」と「総合の消費者物価指数」を使い分けるのではなく、同一の消費者物価指数を用いることが適切であり、また、将来の便益における算出方法とも整合性の取れた扱いをすることが、より適切

であると考えます。

将来の便益を算出する際、金利や将来の物価上昇、事業に伴うリスクなどを考慮した国民の価値観や社会情勢を反映した「社会的割引率」を使用するのが通常となっておりますが、過去の事業の「現在価値化」を行う場合にも、「水道料の消費者物価指数」ではなく、水道料金を含む消費者向け財の全体の動きを表す「総合の消費者物価指数」を使用することが適切と考えていることから、「過去の物価補正」を行う場合についても、同じ「総合の消費者物価指数」を用いることが適切であると考えます。

総務省が推奨する「あくまで上水道のみの費用を想定しているため、「水道料の消費者物価指数」を用いる方法」も考慮し、経済産業省と総務省のやり方で算出される便益を併記する形で再評価を行おうと考えております。

(問2の回答)

八ッ場ダムの年間の維持管理費は建設費の約1%と小さく評価結果に影響を及ぼさないと考えられることから費用(C)から除いておりました。

総務省から御指摘のあった八ッ場ダム、奈良俣ダム、草木ダム及び広桃用水に係る維持管理費について、まず広桃用水は農業用水からの転用であり、維持管理費については発生しておりません。

一方、八ッ場ダム、奈良俣ダム及び草木ダムの維持管理費については、再評価時に考慮し修正を行います。

結果及び総務省の対応方針

再度評価を行う旨が示されたため、評価書が提出された際に内容を確認する。

事例6 「横浜市工業用水道第3期改築事業」（神奈川県横浜市）

総務省から経済産業省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 横浜市工業用水道事業は、昭和31年度の工業用水法制定により、地下水のくみ上げが規制されたのを機に、相模ダム等を水源として、給水区域の企業に工業用水を供給するため、昭和32年度に事業着手され、昭和35年度から一部給水が開始されたものです。

その後、施設の経年劣化に伴い漏水等の給水障害が生じてきたことから、平成2年度から7年度に第1期改築事業、8年度から17年度に第2期改築事業が実施されましたが、未改築の施設については、現在の耐震基準に適合しておらず、地震等の災害時に漏水・破裂等の事故発生が懸念されたため、18年度から27年度までを工期として、第3期改築事業が実施されています。

平成22年度事後評価において、本事業（第3期改築事業）の総便益（B）は113.9億円、総費用（C）は66.52億円、費用便益比（B/C）は1.71とされています。

2 本事業の便益として、「維持管理費軽減便益」が計上されており、事業を実施した場合（with）と事業を実施しなかった場合（without）の維持管理費の差分により算出されています。

本事業における維持管理費算出の基になる単位当たり維持管理費（円/m³）は、現在価値化のために、過去の人件費などの実績額の合計（円）に消費者物価指数を乗じて算出されています。

しかしながら、消費者物価指数を用いて現在価値化する場合、本来は人件費などの実績額の合計を消費者物価指数で除さなければならないため、単位当たり維持管理費の算出に疑問があります。

【事実関係の照会】

（問）

消費者物価指数による現在価値化の計算に誤りがあるため、維持管理費軽減便益の算出の基になる単位当たり維持管理費が適切に算出されていないと考えられますが、貴省の見解をお示してください。

経済産業省から総務省への回答

（回答）

御指摘の内容を踏まえて再計算をし、評価書を修正します。

結果及び総務省の対応方針

維持管理費軽減便益の算出の基になる単位当たり維持管理費を再計算し、評

価書の修正を行う旨が示されたため、修正された評価書が提出された際に内容を確認する。

事例7 「河川事業（総合水系環境整備事業）」＜共通事項＞

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

- 1 河川事業（総合水系環境整備事業）は、汚濁の著しい河川の水質改善、魚類の遡上・降下環境の改善、自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、河川環境教育の場や地域と連携したまちづくり等と一体となった水辺整備の推進を図り、良好な河川の環境を保全・復元及び創出することを目的として行われる事業であり、「河川に係る環境整備の経済評価の手引き」（以下「手引き」という。）では、便益については、仮想的市場評価法（CVM）（注1）及び旅行費用法（TCM）（注2）等から適切な手法を選択することとされています。

（注1） 財の内容を説明した上で、その価値を増大させるために費用を支払う必要がある場合に世帯が支払ってもよいと考える金額（支払意思額）等を質問し、一世帯当たり支払意思額と集計範囲内の世帯数の積を求め、それに効果の及ぶ期間を乗じて便益を算出する方法。

（注2） 評価対象とする環境を享受するために発生する旅行費用を用いて環境の財の便益を算出する方法。

- 2 手引きでは、観光客の取扱いについては明示されていません。

今回点検した9件の総合水系環境整備事業の費用対効果分析の中では、「網走川総合水系環境整備事業」及び「釧路川総合水系環境整備事業」の2事業のみ、観光客の便益が見込まれ、かつ、観光客の便益を算出可能であるとして、観光客の便益が計上されていますが、他の事業においては、観光客の便益は計上されておらず、便益の計上方法が区々となっています。

- 3 「網走川総合水系環境整備事業」及び「釧路川総合水系環境整備事業」の2事業における観光客の便益の算出方法は、観光客へのアンケートを基に算出した一人一日当たりの支払意思額に、「北海道観光入込客数調査報告書」を基にした「観光客の延べ宿泊滞在日数（H17～21 平均）」を乗じることにより算出されています。

「北海道観光入込客数調査報告書」における観光客数には子どもの数が含まれていますが、子どもは本アンケートの対象とはなっていないため、支払意思額算出の対象と一致していません。

なお、「仮想的市場評価法（CVM）適用の指針」においては、「利用者や来訪者当たりの支払意思額を推計した場合は、人数を乗じて便益を求める。その際、支払意思額算出の対象外とした人（子どもなど）が人数に含まれないようにする。」とされています。

- 4 「狩野川総合水系環境整備事業」の便益は、事業実施箇所から10km圏内の

住民を対象とした仮想的市場評価法（CVM）により算出されており、アンケート調査票の配布及び回収は、インターネットによって行われています。

手引きでは、インターネットによるアンケートは、回答者が比較的若年層に偏るため、「標本の偏りに注意が必要」とされています。

「狩野川総合水系環境整備事業」の費用対効果分析では、偏りの補正等が行われておらず、図表1のとおり、30代及び40代の回答者が60%以上を占めています。

一方、平成22年国勢調査結果を見ると、該当市町においては、世帯主の年齢が60代以上である世帯の割合が40%を超えており、以下、50代、40代の順に多くなっています。

なお、世帯主の年齢が60代以上である世帯においては、世帯主が「主な収入を得る者」に該当しない場合が、同年齢が50代以下の世帯と比較して多くなることも想定されますが、同年齢が60代以上の世帯のうち、夫婦のみの世帯又は単独世帯の割合（「主な収入を得る者」が世帯主である可能性が特に高い世帯）のみでも、全体の24.0%となっており、他の年代よりも多くなっています。

図表1 アンケート結果と国勢調査結果との比較

(単位：人、世帯)

アンケート結果			平成22年国勢調査結果				
伊豆の国市、三島市、清水町、長泉町、沼津市、裾野市及び函南町のうち、事業箇所から10km圏内の住民（世帯の中で主な収入を得ている者、又はそれに準じる者（主にその配偶者）を対象としたアンケートの年齢別回答者数及び割合			伊豆の国市、三島市、清水町、長泉町、沼津市、裾野市及び函南町の世帯主の年齢別世帯数及び割合				
20代	25	5.0%	20代	16,052	7.8%	—	—
30代	145	29.0%	30代	29,912	14.6%	—	—
40代	163	32.6%	40代	33,640	16.4%	—	—
50代	86	17.2%	50代	35,637	17.3%	—	—
60代以上	81	16.2%	60代以上	87,637	42.7%	49,388	24.0%
合計	500	100%	(全世帯数)	(205,443)	—	—	—

(注) 貴省の提供資料及び国勢調査結果を基に当省が作成した。

5 手引きでは、CVMによって算出される便益は、費用対効果分析実施時点の受益範囲内の世帯数が分析対象期間の最終年度（施設完成の50年後）まで一定のまま常に便益を享受することを想定したものとなっています。

しかし国立社会保障・人口問題研究所は、「日本の市区町村別将来推計人口」において、将来、各事業の受益範囲内の市町村の人口が減少することを推計しており、一方で一般世帯数はほぼ横ばいと推計していることから、世帯の構成

人数は減少傾向にあるものと考えられます。

- 6 「石狩川総合水系環境整備事業」、「釧路川総合水系環境整備事業」、「佐波川総合水系環境整備事業」及び「江の川総合水系環境整備事業」では、一部の便益がTCMによって算出されています。

当該便益の算出に用いられる旅行者一人当たりの旅行費用には、旅行者の時間価値が含まれます。

この時間価値の算出方法を見ると、「佐波川総合水系環境整備事業」及び「江の川総合水系環境整備事業」では、「就業率」が考慮されている一方、「石狩川総合水系環境整備事業」及び「釧路川総合水系環境整備事業」では、「就業率」は考慮されていません。

また、「佐波川総合水系環境整備事業」及び「江の川総合水系環境整備事業」では、余暇時間価値により便益を算出していますが、「石狩川総合水系環境整備事業」及び「釧路川総合水系環境整備事業」では、労働時間価値と余暇時間価値を同等として便益を算出しています。

このように、便益の計上方法が区々となっています。

- 7 TCMによる便益算出に用いられる旅行者一人当たりの旅行費用には、自動車を利用する旅行者の自動車移動に要する費用が含まれており、「費用便益分析マニュアル」（以下「道路評価マニュアル」という。）に記載されている自動車1km当たりの走行経費原単位を基に算出されています。

本事業によって整備される施設には、一台の自動車に複数人が乗り合わせて訪れることも想定されますが、道路評価マニュアルの原単位は、自動車一台当たりの走行経費であるため、これを基に旅行者一人当たりの旅行費用を算出すると、一人の旅行者が一台の自動車で1km移動する場合に要する費用が算出（自動車一台に一人しか乗車しない場合の走行経費が算出）されることとなるため、実態に即していない（注3）ものと考えます。

（注3） 貴省提供資料によると、例えば、「石狩川総合水系環境整備事業」において実施されたアンケートでは、自動車で施設を訪れた利用者のうち一人で施設を訪れた利用者は、豊平川水辺整備（有料施設）では、69.2%、豊平川水辺整備（無料施設）では、46.1%、漁川水辺整備（水辺プラザ地区）では、54.7%、漁川水辺整備（漁川地区）では64.3%となっています。

【事実関係の照会】

（問1）

どのような場合に観光客の便益を計上するのか、計上する場合、どのようにして算出するのか、ということについて、今後、統一すべきと考えますが、貴省の見解をお示しください。

(問2)

「北海道観光入込客数調査報告書」を基に便益を算出すると、年間宿泊者数にアンケート調査の対象とならない子どもの数が含まれ、便益が大きくなるものと考えますが、貴省の見解をお示してください。

(問3)

「狩野川総合水系環境整備事業」の費用対効果分析は、標本が母集団を代表しておらず、算出された支払意思額が受益者全体の支払意思額を代表していないと考えられますが、貴省の見解をお示してください。

(問4)

手引きのように世帯数を一定として費用対効果分析を行うと、便益が過大になると考えますが、貴省の見解をお示してください。

(問5)

手引きにおいては、「地域によって全国値との大きな乖離が想定される場合は、地域ごとのデータを用いて設定しても構わない」とされており、時間価値の算出の基となる「現金給与総額」や「総実労働時間」については、地域ごとに全国値との乖離があり得るものと考えます。しかし就業率を考慮するか否か、労働時間価値によるべきか余暇時間価値によるべきか、という点については、事業ごとに異なるのは適当でなく、統一すべきものと考えますが、貴省の見解をお示してください。

(問6)

本事業によって整備される施設には、一台の自動車に複数人が乗り合わせて訪れることも想定され、一台の自動車に一人しか乗車しない設定は実態に即していないことから、アンケートの実施等により平均乗車人数を把握した上で、自動車利用の場合の旅行費用を算出すべきと考えますが、貴省の見解をお示してください。

国土交通省から総務省への回答

(問1の回答)

データの有無等から計測が困難な場合があるが、観光客の便益があるならば適切に計上すべきである旨、周知してまいりたい。

(問2の回答)

本来は、子どもの数が含まれない観光者数を用いるべきであるが、そのようなデータがないことから、「北海道観光入込客数調査報告書」を基に便益を算出したものであり、年間宿泊者数等の集計対象にアンケート調査の対象とならな

い集団（子どもの数等）が含まれる場合には、その旨を明記するよう周知徹底してまいりたい。

（問3の回答）

（図表2、3及び4のとおり）アンケート結果については、中年層の回収率が人口比率と比較し若干高くなっているものの、おおむね人口比と同様の傾向を示しており、また、支払意思額においても、各年代とも同傾向を示していることから、受益者全体の支払意思額が示されているものであり、標本として妥当であると思料する。

図表2 人口の年代別割合
（単位：人）

年齢	人口	構成比
20代	52,205	13.0%
30代	76,626	19.1%
40代	70,510	17.6%
50代	71,179	17.8%
60代	78,196	19.5%
70代	52,151	13.0%
計	400,867	100%

図表3 アンケート回答者の年代別割合
（単位：人）

年齢	回収数	構成比
20代	25	5.0%
30代	145	29.0%
40代	163	32.6%
50代	86	17.2%
60代	68	13.6%
70代	13	2.6%
計	500	100%

図表4 アンケート結果(支払意思額)

（単位：人）

年齢	0円	毎月 50円	毎月 100円	毎月 200円	毎月 500円	毎月 1000円	毎月 2000円	毎月 4000円	計
20代	2	2	1	0	2	1	0	0	8
30代	1	20	22	15	15	1	0	2	76
40代	5	24	21	21	6	3	3	0	83
50代	4	7	11	9	6	2	0	0	39
60代	3	6	11	9	2	0	0	1	32
70代	1	0	4	2	0	0	0	0	7
計	16	59	70	56	31	7	3	3	245

（問4の回答）

国立社会保障・人口問題研究所における推計では、日本の将来推計人口は2030年に11,522万人（対2005年比：90%）と減少する一方、一般世帯数は2030年に4,880万世帯（対2005年比：99%）とほぼ横ばいとなっており、将来人口と世帯数は必ずしも同率で推移するわけではないといえる。また、同研究所の推

計では、将来の市町村単位での人口、都道府県単位での世帯数は推計しているものの、市町村単位の世帯数は推計していないため、これらの情報からでは受益範囲内の世帯数の推移を予測することは困難であると思料する。加えて、これらの推計はある一定の仮定の下に算定された結果であり、活用に当たっては不確実性があると思料する。このため、世帯数の将来推計の扱いについては、今後の動向を踏まえて検討してまいりたい。

(問5の回答)

手引きでは、総実労働時間 149.3 時間/月として時間価値を算出している事例が掲載されているものの、「就業率」を考慮するか否か、労働時間価値によるべきか余暇時間価値によるべきかの判断が非常に難しいため、統一的な考え方は示されておりません。今後、時間価値算出の考え方について統一を図ってまいりたい。

(問6の回答)

自動車を利用される方の乗車人数はアンケートにより把握することが可能であるが、平均乗車人数を考慮し、同乗者の旅行費用を知るためには、さらに同乗者全てのトリップ経路を知る必要がある。すなわち、起点から乗車するまでの経路を別途聞く必要がある。このような設問は回答者に混乱を生じさせるとともに、集計作業も繁雑となる。このため、平均乗車人数を考慮していない。

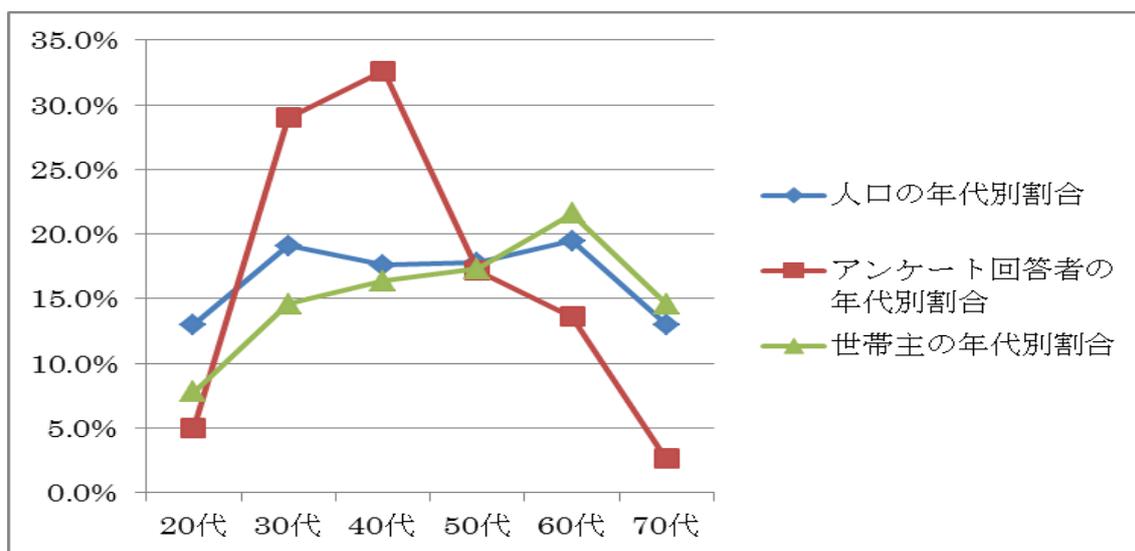
総務省から国土交通省への再照会

(問3)

「アンケート結果については、…おおむね人口比と同様の傾向を示して」とされていますが、アンケート回答者の年代別割合と、貴省がお示しの人口の年代別割合は図表5のとおりであり、アンケート結果においては、30代及び40代の割合が大幅に大きく、60代及び70代の割合が大幅に小さくなっており、明らかに同様の傾向を示しているとはいえないものと考えます。

なお、そもそも本費用対効果分析は、「世帯の中で主な収入を得ておられる方、またはそれに準じる方（主にその配偶者）」を対象として、「世帯における負担額」を尋ねるCVMによって便益を算出していることから、人口の年代別割合と一致しているか否かとは直接の関係はなく、あくまで世帯主の年代別割合との比較によるべきものと考えます。

図表5 年代別割合の比較



(注) 貴省の提供資料及び国勢調査結果を基に当省が作成した。

また、「支払意思額においても、各年代とも同傾向を示している」とされていますが、各年代の支払意思額の傾向を確認するために、お示しいただいた、年代ごとのアンケート結果を基に、当省において、便宜上ノンパラメトリック法によって支払意思額を算出(注4)すると、図表6のとおりとなり、アンケート回答者に占める割合が大きい30代及び40代においては、支払意思額が大きく、アンケート回答者に占める割合が小さい60代及び70代においては、支払意思額が小さくなっています。

(注4) 本費用対効果分析においては、パラメトリック法の効用差モデルにより便益を算出している。

図表6 年代別支払意思額

年齢	支払意思額
20代	418.75 円/月
30代	404.50 円/月
40代	366.43 円/月
50代	331.15 円/月
60代	337.58 円/月
70代	189.33 円/月
(全体)	365.15 円/月

(注) 貴省の提供資料を基に当省が作成した。

これらのことから、本費用対効果分析は、標本の偏りの補正が行われておらず、便益が適切に算出されているとはいえないものと考えますが、貴省の見解をお示しください。

(問4)

将来人口が減少する一方で、世帯数がほぼ横ばいと想定すると、世帯の構成人数は減少することとなります。

本CVMは、アンケートにより、世帯主又はそれに準じる者に「世帯における支払意思額」を回答させることによって便益を計測するものであるため、本来、世帯の構成人数が減少することによって、世帯における支払意思額も減少するものと考えられます。

このため、世帯数の補正等をしない限り、現在の算出方法による便益過大であると考えますが、貴省の見解をお示してください。

(問6)

手引きにおいて、「道路交通センサスの調査結果を用いて平均乗車人数や自動車燃費などを適切に設定し、人ベースの移動単価を設定する方が望ましい。」とされていることを踏まえ、個別の事業ごとに平均乗車人数を算出することが困難であれば、道路交通センサスの調査結果を用いることによって、一台の自動車に一人しか乗車しないという実態に即していない設定を解消すべきものと考えますが、貴省の見解をお示してください。

国土交通省から総務省への再回答

(問3の回答)

標本の偏りの補正の必要性については、統一的な基準を定めることが困難なことから、個別の状況に応じて判断しているが、御指摘を踏まえ、今後、WEBアンケートを実施する場合には標本が偏らないよう工夫する等、周知徹底してまいりたい。また、その際には世帯主の年代構成比に基づきバイアスを回避するよう配慮してまいりたい。

(問4の回答)

支払意思額はその世帯における家計に左右されるものであるため、世帯の構成人数が減少することにより、その世帯における支払意思額が減少するとは一概に言えないと考えられる。今後の評価精度の向上のため、支払意思額が世帯の構成人数によってどのように変化するか検討してまいりたい。

(問6の回答)

御指摘のとおり、適切なデータが得られない場合には、道路交通センサスにおける平均輸送人数を用いる等の方針を周知徹底してまいりたい。

結果及び総務省の対応方針

算出方法が区々となっていた便益について統一を図る旨、便益の算出に当た

って、データを入手できないなどの制約があり、便益の集計対象にアンケートの対象とならない者を含めざるを得ない場合には、その旨を明記するよう周知徹底する旨、WEBアンケートの実施に当たっての標本の補正等について周知徹底する旨並びに世帯数の将来推計の扱い及び支払意思額が世帯の構成人数によってどのように変化するのかについて今後検討する旨が示されたため、今後の動向を注視することとする。

事例8 「土地区画整理事業」＜共通事項＞

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業です。

土地区画整理事業の評価では、「土地区画整理事業における費用便益分析マニュアル（案）」が用いられますが、同マニュアルでは、消費者余剰法（道路・街路の費用便益分析等）により便益を計測してもよいこととしており、この場合、道路・街路事業の評価における「費用便益分析マニュアル」が用いられます。

当該「費用便益分析マニュアル」を用いた費用便益分析においては、土地区画整理事業により整備する都市計画道路について、整備あり・整備なしのそれぞれの場合における交通需要推計を基に、便益として、走行時間短縮便益、走行経費減少便益及び交通事故減少便益が計上されています。

2 今回点検対象とした評価において、平成17年度道路交通センサスにおける区間交通量と費用便益分析における推計交通量の乖離や、便益の多くが「その他リンク」の「その他計」において一括して計上されていること等の疑問点に対し、これまでに御提出いただいた資料等で一定程度の確認はできるものの、①費用便益分析に用いた自動車OD表、②交通量推計に当たり作成した「パラメータ」に係るデータ、③便益計測対象範囲内の全リンクについて図面上で示したのものなど、交通量の推計過程の検証に必要な最も基本的な資料を確認できないため、十分な検証ができない状況です。

この点について、貴省においては、今回の事業主体である都市再生機構において資料の保有等がなされていないので、これらの検証に必要な資料を当省に提出できなかつたとしております。

【事実関係の照会】

（問）

「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」に基づき、「政策評価を行う過程において使用した資料については、外部からの検証を可能とするため、適切に保存する」ことが必要であり、交通需要推計や費用便益比等の数値の算出方法等について、第三者に具体的な説明ができるようにすることが必要と考えますが、貴省の見解を御教示下さい。

国土交通省から総務省への回答

（回答）

今後実施される土地区画整理事業の評価について、事業主体である都市再生

機構に対し、平成 24 年度中に「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」の主旨に鑑み適切に外部検証性を確保するよう周知することとしたい。

結果及び総務省の対応方針

交通需要推計や費用便益比等の算出根拠となる分析データ等の入手がなされていないことについては、交通需要推計や費用便益比等の算出根拠となる分析データ等の入手、保管を行うよう指導を図る旨が示されたため、今後の状況を注視していく。

事例9 「流山ニュータウン公共下水道事業」（都市再生機構）

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 本事業は、流山新市街地地区における一体型特定土地区画整理事業に関連して整備が必要となる雨水管きよ及び調整池、污水管きよの整備を行うものです。事業期間は平成14年度から25年度までとされ、また、全体計画区域面積は285.9ha、全体計画処理人口は28,600人とされています。

本事業の平成22年度再評価において、総便益(B)は400億円、総費用(C)は165億円、 B/C は2.4とされています。(なお、当初の数値に誤りがあったとして修正されています。)

具体的には、便益として、生活環境の改善効果368億円(居住環境の改善効果のみ)、公共用水域の水質保全効果30億円及び浸水の防除効果1.7億円が計上されています。

2 居住環境の改善効果の計測において、浄化槽の設置費やその維持管理費等が対象とされ、そのうち浄化槽敷地占有費は、「下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)」(平成18年11月)(以下「下水道評価マニュアル」という。)では、一般家庭や各施設等において浄化槽が占有する敷地の地価総額に利子率を乗じることにより年度別占有費を算出し、年度別水洗化人口率に応じて事業着手年度以降全ての年度に計上することとされています。

本費用便益分析では、下水道評価マニュアルとは異なり、地価総額に利子率を乗じずに、これを事業期間内の各年度に等分して計上しており、また、浄化槽改築期間内の各年度についても、事業期間内の各年度に計上されている額と同額の便益が計上されています。

しかしながら、今回点検の対象とした千葉ニュータウン及び国文ニュータウンの評価でも同様であるにもかかわらず、両評価においては下水道評価マニュアルの算出方法を用いています。また、本費用便益分析の算出方法は、浄化槽の改築の度に必要な用地を買収し直すことと同じことを意味するため、このような算出を行うことに疑問があります。

3 浸水の防除効果の計測において、家屋資産被害軽減額及び家庭用品資産被害軽減額の算出に用いる被害率並びに事業所償却・在庫資産被害軽減額及び間接被害軽減額の算出に用いる下水道寄与率について、下水道評価マニュアル及び「下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)」(平成10年3月)(以下「旧下水道評価マニュアル」という。)では、次表のとおり示しており、両マニュアル間でそれぞれ値等が異なっています。

本費用便益分析では、今回用いている過去の浸水実績データが床上・床下と区分されている等の理由から、家屋資産被害軽減額及び家庭用品資産被害軽減

額について、下水道評価マニュアルではなく旧下水道評価マニュアルの被害率を用いており、また、事業所償却・在庫資産被害軽減額及び間接被害軽減額についても、旧下水道評価マニュアルに基づき、下水道寄与率が乗じられていません。

しかしながら、実績データが床上・床下の区分しかないとしても、本費用便益分析の浸水件数想定ならば、全て 50cm 未満の浸水深と仮定し下水道評価マニュアルの被害率を用いて差し支えないと考えられます。また、設計降雨強度を超える降雨の場合には排除すべき雨量の 1 / 4 のみ対応可能と想定する下水道評価マニュアルの方が、全て対応可能と想定する旧下水道評価マニュアルよりも実態に適合しているため、旧下水道評価マニュアルに基づき算出することに疑問があります。

表 両マニュアルにおける被害率及び下水道寄与率

	下水道評価マニュアル		旧下水道評価マニュアル	
	家屋資産被害軽減額における被害率	床下	0.032	床下
	50cm 未満	0.092	床上	0.124
	50cm～99cm	0.119		
家庭用品資産被害軽減額における被害率	床下	0.021	床上	0.086
	50cm 未満	0.145		
	50cm～99cm	0.326		
事業所償却・在庫資産被害軽減額及び間接被害軽減額における下水道寄与率	設計降雨強度以下の降雨による被害額	1.00	(当該被害軽減額については寄与率の考えなし)	
	設計降雨強度を超える降雨による被害額	0.25		

(注) 下水道評価マニュアルにおける被害率については、地盤勾配 1/1000 未満及び浸水深 1 m 未満の区分についてのみ掲載している。

【事実関係の照会】

(問 1)

浄化槽敷地占有費について、下水道評価マニュアルのとおり、浄化槽が占有する敷地の地価総額に利子率を乗じることにより年度別占有費を算出すべきと考えますが、貴省の見解をお示しくください。

(問 2)

家屋資産被害軽減額等における被害率及び事業所償却・在庫資産被害軽減額等における下水道寄与率に関して、旧下水道評価マニュアルではなく下水道評価マニュアルに基づき算出すべきと考えますが、貴省の見解をお示しくください。

国土交通省から総務省への回答

(問 1 の回答)

千葉ニュータウン及び国文ニュータウンの評価と同様に、下水道評価マニュアルの算出方法で浄化槽敷地占有費を修正します。

(問2の回答)

御指摘を受けて、旧下水道評価マニュアルに基づき算出していた事項を下水道評価マニュアルに基づいた算出方法で修正します。

以上を踏まえ、評価書を修正することとします。

結果及び総務省の対応方針

費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、評価書の修正を行う旨が示されたため、評価書が提出された際に内容を確認する。

事例 10 「千葉ニュータウン公共下水道事業」（都市再生機構）

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 本事業は、千葉ニュータウン地区における新住宅市街地開発事業に関連して、整備が必要となる雨水管きよ、汚水管きよの整備を行うものであり、事業期間は昭和 53 年度から平成 25 年度までとされ、また、全体計画区域面積は 1,320ha、全体計画処理人口は 45,210 人とされています。

本事業の平成 22 年度再評価において、総便益（B）は 1,963 億円、総費用（C）は 977 億円、費用便益比（B/C）は 2.0 とされています。（なお、当初の数値に誤りがあったとして修正されています。）

具体的には、便益として、生活環境の改善効果 1,420 億円（周辺環境の改善効果 549 億円、居住環境の改善効果 871 億円）、公共用水域の水質保全効果 128 億円及び浸水の防除効果 416 億円が計上されています。

2 公共用水域の水質保全効果の計測について、「下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）」では、仮想市場法を用いる場合、公共用水域の環境価値に対する 1 世帯当たりの WTP（支払意思額）に全体計画区域内世帯数（戸）を乗じることにより年度別便益を算出することとされています。

本費用便益分析では、居住環境の改善効果及び公共用水域の水質保全効果の計測において、当初の全体計画区域内世帯数「14,548 戸」を基に、集合住宅等と戸建て住宅の分布に基づき集合住宅等の戸数を考慮した全体計画区域内世帯数「7,270 戸」が用いられています。

しかしながら、全体計画区域内世帯数「7,270 戸」は、居住環境の改善効果の計測の際に一般家庭の浄化槽設置基数として算出されるものであり、一方、公共用水域の水質保全効果の計測においては、浄化槽設置基数の算出において考慮されている要素（集合住宅等に居住しているか戸建て住宅に居住しているか）にかかわらず、いずれの世帯も等しく支払意思を有するものと考えられます。したがって、公共用水域の水質保全効果の計測について、全体計画区域内世帯数「7,270 戸」を用いることに疑問があります。

【事実関係の照会】

（問）

公共用水域の水質保全効果の計測においては、全体計画区域内世帯数として「7,270 戸」ではなく「14,548 戸」を用いるべきと考えますが、貴省の見解をお示しく下さい。

国土交通省から総務省への回答

(回答)

御指摘を受けて、公共用水域の水質保全効果の計測における全体計画区域内世帯数を「14,548戸」として、評価書を修正します。

結果及び総務省の対応方針

公共用水域の水質保全効果の計測における全体計画区域内世帯数が適切に設定されていなかった点について、評価書の修正を行う旨が示されたため、修正された評価書が提出された際に内容を確認する。

事例 11 「国文ニュータウン公共下水道事業」（都市再生機構）

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 本事業は、国際文化公園都市特定土地地区画整理事業に関連して、整備が必要となる雨水管きよ、污水管きよの整備を行うものであり、事業期間は平成13年度から25年度までとされ、また、全体計画区域面積は375.1ha（箕面市地区163.7ha、茨木市西部地区148.9ha、茨木市中部地区62.5ha）、全体計画処理人口は20,000人とされています。

本事業の平成22年度再評価において、総便益（B）は302億円、総費用（C）は72.7億円、費用便益比（B/C）は4.2とされています。（なお、当初の数値に誤りがあったとして修正されています。）

具体的には、便益として、生活環境の改善効果212億円（箕面市地区114億円、茨木市西部地区88億円、茨木市中部地区10億円）、公共用水域の水質保全効果23億円（箕面市地区12億円、茨木市西部地区11億円）、浸水の防除効果64億円（箕面市地区のみ）及び残存価値3.8億円（箕面市地区2.3億円、茨木市西部地区1.4億円、茨木市中部地区0.1億円）が、それぞれ計上されています。

2 居住環境の改善効果の計測において、浄化槽の設置費やその維持管理費等が対象とされ、本費用便益分析では、浄化槽設置費用については、「下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）」（以下「下水道評価マニュアル」という。）に示されている様式「表2-5-1 便益算出に必要なデータ項目一覧表」において、箕面市地区における設置費用は1,481.8百万円としている一方、様式「表3-27 現在価値比較法による費用・便益の試算」においては、同地区における設置費又は改築費として平成12年度から23年度までの間に計1,290.6百万円、38年度から48年度までの間に計1,197.9百万円（いずれも現在価値化前）を計上しており、浄化槽設置費用が一致しません。

3 公共用水域の水質保全効果の計測について、下水道評価マニュアルでは、仮想市場法を用いる場合、公共用水域の環境価値に対する1世帯当たりのWTP（支払意思額）に全体計画区域内世帯数（戸）を乗じることにより年度別便益を算出することとされています。

本費用便益分析では、居住環境の改善効果及び公共用水域の水質保全効果の計測において、次表のとおり当初の全体計画区域内世帯数「3,600戸（箕面市地区）」及び「3,200戸（茨木市西部地区）」から集合住宅等を除外した全体計画区域内世帯数「1,470戸（箕面市地区）」及び「1,280戸（茨木市西部地区）」が用いられています。

しかしながら、全体計画区域内世帯数「1,470戸」及び「1,280戸」は、居

住環境の改善効果の計測の際に一般家庭の浄化槽設置基数として算出されるものであり、一方、公共用水域の水質保全効果の計測においては、浄化槽設置基数の算出において考慮されている要素(集合住宅等に居住しているか戸建て住宅に居住しているか)にかかわらず、いずれの世帯も等しく支払意思を有するものと考えられます。したがって、公共用水域の水質保全効果の計測について、全体計画区域内世帯数「1,470戸」及び「1,280戸」を用いることに疑問があります。

表 本費用便益分析における全体計画区域内世帯数

	当初の世帯数	居住環境の改善効果における世帯数	公共用水域の水質保全効果における世帯数
箕面市地区	3,600戸	1,470戸	1,470戸
茨木市西部地区	3,200戸	1,280戸	1,280戸
茨木市中部地区	0戸	0戸	0戸

(注) 国土交通省提供資料を基に当省で作成。

4 費用の補正に用いるデフレータについて、下水道評価マニュアルでは、過年度の投資額は、物価変動分を除去するため下水道事業デフレータ等を参考に事業評価実施年度(基準年度)価格に変換することとしており、本費用便益分析においても、平成22年度を基準年度として当該補正が行われていますが、22年度のデフレータを各年度のデフレータで除した値を各年度の実勢価格に「乗じる」ことにより事業評価実施年度価格に変換すべきところ、22年度のデフレータを各年度のデフレータで除した値で各年度の実勢価格を「除する」ことにより変換されており、適切な補正となっていません。

5 費用及び便益における残存価値について、下水道評価マニュアルでは、評価期間(事業完了後50年後)経過時点において、耐用年数を経過していない施設の費用及び便益(覆蓋費用等便益の一部)をそれぞれ算出し、その合計の差をもって純便益を算出することとしています。ここで残存価値は、税法上の減価償却の考え方にに基づき算出されるものであり、マイナスになることは通常想定できません。

しかしながら、本費用便益分析においては、下水道評価マニュアルと異なり、費用及び便益において、評価期間経過時点において既に耐用年数を経過している施設についても残存価値を計上しており、また、当該施設に係る残存価値がいずれもマイナスとなっています。

【事実関係の照会】

(問1)

箕面市における浄化槽設置費用について、「便益算出に必要なデータ項目一覧

表」と「現在価値比較法による費用・便益の試算」の資料間及び「現在価値比較法による費用・便益の試算」の資料内部で異なる理由を御教示ください。

(問2)

公共用水域の水質保全効果の計測においては、全体計画区域内世帯数として「1,470戸」及び「1,280戸」ではなく「3,600戸」及び「3,200戸」を用いるべきと考えますが、貴省の見解をお示しください。

(問3)

費用の補正について、平成22年度のデフレーターを各年度のデフレーターで除した値で各年度の実勢価格を「除する」ことにより事業評価実施年度価格に変換することは誤りと考えますが、貴省の見解をお示しください。

(問4)

費用及び便益における残存価値について、評価期間経過時点において既に耐用年数を経過している施設についても残存価値を計上しており、また、当該施設に係る残存価値がいずれもマイナスとなっている理由を御教示ください。

国土交通省から総務省への回答

(問1の回答)

「現在価値比較法による費用・便益の試算」の資料において、合計1,481.8百万円となるべきところが1,290.6百万円及び1,197.9百万円となっているのは転記ミスであるため、正しい額に修正します。

(問2の回答)

御指摘を受けて、公共用水域の水質保全効果の計測における全体計画区域内世帯数を「3,600戸(箕面市地区)」及び「3,200戸(茨木市西部地区)」に修正します。

(問3の回答)

御指摘のとおり、事業評価実施年度価格に変換する際には、平成22年度のデフレーターを各年度のデフレーターで除した値を各年度の実際価格に乗じるべきであるため、修正します。

(問4の回答)

下水道評価マニュアルの算出式から計算していますが、評価期間経過時点に耐用年数を経過する施設に係る費用も算出対象としており、当該施設については算出式上マイナス値を示すこととなっていたため、評価期間経過時点において耐用年数を経過していない施設のみ残存価値を計上する修正を行います。

以上を踏まえ、評価書を修正することとします。

結果及び総務省の対応方針

費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、評価書の修正を行う旨が示されたため、評価書が提出された際に内容を確認する。

事例 12 「都市公園事業」＜共通事項＞

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 都市公園事業は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）に基づき、良好な都市環境の提供、都市の安全性の向上、市民の活動の場・憩いの場の形成、豊かな地域づくり・地域の活性化等を目的とした公園又は緑地を整備する事業です。

都市公園事業の評価では、住区基幹公園（街区公園、近隣公園及び地区公園）については「小規模公園費用対効果分析手法マニュアル」（以下「小規模公園評価マニュアル」という。）が用いられ、それ以外の公園については「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」（以下「大規模公園評価マニュアル」という。）が用いられています。

大規模公園評価マニュアルを用いた費用便益分析においては、便益として、直接利用価値及び間接利用価値を計測対象とし、直接利用価値については旅行費用法により、また、間接利用価値については効用関数法により算出した便益額が、それぞれ計上されています。

小規模公園評価マニュアルを用いた費用便益分析においては、便益として、直接利用価値、間接利用価値及びオプション価値を計測対象とし、効用関数法により算出した便益額が計上されています。

2 平成 20 年度に実施した政策評価の点検において、同一の競合公園に係る施設規模等の情報について、費用対効果分析の評価を行う主体が共有できる仕組みがないため、主体間でこれらの情報のデータが統一されていないことに対し、貴省から、「競合公園が都府県の区域を超えて設定される場合等においても評価主体が当該競合公園の施設規模等に係る情報を共有できる方法を検討しているところだ」との御回答を受けています。

しかしながら、今回の点検においても、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園と国営明石海峡公園の評価において、例えば、競合公園である国営淀川河川公園については、次表のとおり施設規模等のデータが大きく異なっているなど、両評価間でデータが異なるものが多くみられ、データの客観性に疑問があります。

表 国営淀川河川公園における施設規模等のデータ

	機能	国営飛鳥・平城宮 跡歴史公園評価	国営明石海峡 公園評価
直接利用価値の 算出に用いるデ ータ（一部抜粋）	広場（多目的広場・芝生広場）	508,000 m ²	1,121,000 m ²
	庭園・花壇・水面積	46,000 m ²	114,000 m ²
	遊具ゾーン（ジャングルジム等）	（なし）	24,000 m ²
	パターゴルフ場	540 ホール	27 ホール
	サッカー専用グラウンド	82,800 m ²	（なし）
	野外音楽堂・野外劇場	10,000 m ²	（なし）
間接利用価値の 算出に用いるデ ータ	緑地	130.8ha	66.4ha
	広場	94.2ha	159.3ha
	防災管理機能の有無	1	1

（注） 国土交通省提供資料を基に当省で作成。

- 3 大規模公園評価マニュアルでは、アンケート等で把握した公園利用者実績値と、直接利用価値による便益額の算出過程において推計される公園利用者予測値に差異が生じている場合、公園利用者実績値を公園利用者予測値で除したものを「補正值」とした上で、最終的に得られた便益に補正值を乗じることにより整合をとることとされています。貴省によれば、間接利用価値による便益額の算出に当たっては公園利用者予測値を使用しないため、当該補正は直接利用価値による便益額のみ適用すべきとのこととされています。

しかしながら、大規模公園評価マニュアルの記載では、補正対象は間接利用価値による便益額も含めた「総便益額」であると解釈されるおそれが高いため、同マニュアルの記載に不備があると考えます。

また、大規模公園評価マニュアルでは、補正值について上記以上の具体的な記載がないため、国営明石海峡公園の評価では、単一の補正值を用いて直接利用価値による便益額全体が補正されている一方、国営吉野ヶ里歴史公園の評価では、部分供用年度ごとの補正值を用いて直接利用価値による便益額の一部が補正されているなど、評価間で補正方法が区々となっています。

直接利用価値による便益額の補正においてどのような方法を用いるかということは、費用便益比（B/C）に直接的な影響を与えるものであり、地域・公園の特性等に応じて自由に設定してよい事柄ではないと考えるため、前出の点と同様に、大規模公園評価マニュアルの記載に不備があると考えます。

- 4 大規模公園評価マニュアルにおいて、間接利用価値は「環境」価値と「防災」価値に分類されており、このうち「防災」価値は、災害応急対策施設の確保、災害時の最終避難地の確保、火災の際の延焼防止・遅延、災害時の救援活動の場といった価値を含むものとされています。また、「防災」価値による便益額は、検討対象公園の広場面積・緑地面積、防災拠点機能の有無及び

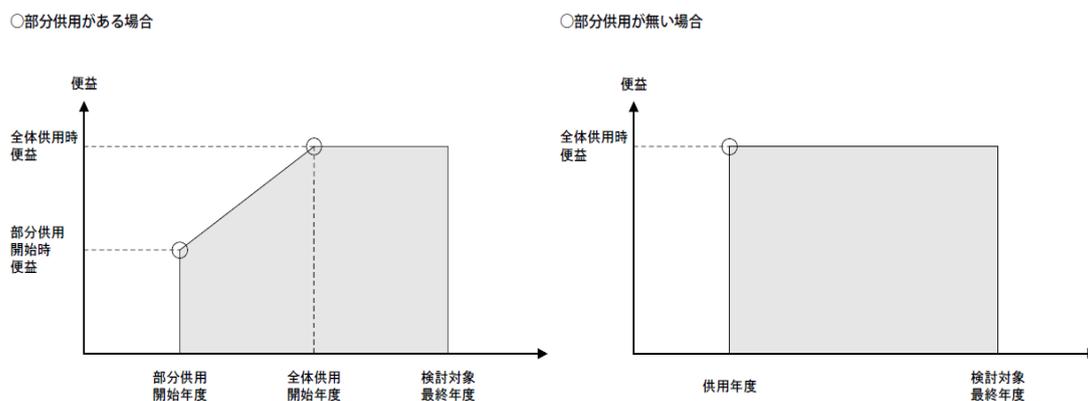
各ゾーンから当該公園までの距離から算出され、「防災」価値による便益額の算出において、検討対象公園周辺の土地利用状況は考慮されていません。

この点、国営吉野ヶ里歴史公園の評価では、九州地方整備局事業評価監視委員会（平成 22 年 11 月）において、当該公園は周囲を畑に囲まれており、火災の延焼防止や災害復旧拠点の確保等の機能は周囲の畑等でも代替できるのではないかという意見が出され、同委員会として、「地域・公園の特性に応じた防災効果の計測等ができるように、マニュアルの見直しを検討して欲しい」との付帯意見が取りまとめられています。

- 5 大規模公園評価マニュアルにおいて、各年の単年度便益については、下図のとおり、部分供用がある場合、「全体供用年度」以降「検討対象最終年度」（供用年度の 49 年後）までの間は「全体供用年度」の便益を計上し、部分供用がない場合、「供用年度」以降「検討対象最終年度」までの間は「全体供用年度」の便益を計上することとされています。

しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所によれば、将来推計人口及び世帯数は全国的に平成 42 年度まで一貫して減少傾向にあるところ、同マニュアルの算出方法では、全体供用年度以降の将来推計人口及び世帯数の動向を反映せず、全体供用年度以降一定の便益を計上するとしていることに疑問があります。

図 大規模公園評価マニュアルにおける単年度便益の計算



- 6 小規模公園評価マニュアルにおいて、既存公園（検討対象公園の周辺にある競合する既存の公園）の設定は、原則として、検討対象公園が街区公園である場合には街区公園を、検討対象公園が近隣公園又は地区公園である場合には近隣公園又は地区公園を既存公園として設定することとされています。

しかしながら、実際には、周囲に種類が同一の公園が存在しないケース（例えば、検討対象公園が地区公園であって検討対象半径内に地区公園も近隣公園も存在しないケース）もあり得ると考えられますが、こうしたケースにおいて、既存公園がないものとして評価が行われることは、その地域の実態を

反映できないため、適切とはいえないと考えられます。

- 7 大規模公園評価マニュアル及び小規模公園評価マニュアルにおける用地費及び施設費の計上年次について、用地費は発生した（又は発生が予定されている）年次の欄に、施設費は整備した年次の欄に要した費用を記入するとした上で、用地取得あるいは施設整備の年次が不明（又は未定）の場合、供用前年の欄に一括して記入することとされていますが、全ての用地費及び施設費が供用前年に一括して発生することは通常想定しにくいものと考えられます。

【事実関係の照会】

（問1）

評価主体が同一の競合公園の施設規模等に係る情報を共有できる方法について、現在までにどのような検討がなされたのか具体的に御教示ください。

（問2）

大規模公園評価マニュアルにおいて、直接利用価値による便益額のみを補正することを明確に示すべきと考えますが、貴省の見解をお示しください。

また、同マニュアルにおいて、直接利用価値による便益額の具体的な補正方法を示すべきと考えますが、貴省の見解をお示しください。

（問3）

大規模公園評価マニュアルにおいて、検討対象公園周辺の土地利用状況を反映した計測が行われるよう、間接利用価値による便益額の算出方法を見直すべきと考えますが、貴省の見解をお示しください。

また、九州地方整備局事業評価監視委員会における付帯意見について、現在までにどのような検討がなされたのか具体的に御教示ください。

（問4）

大規模公園評価マニュアルにおいて、全体供用年度以降の適切な時点において将来推計人口及び世帯数の動向を反映するための計測方法を示すべきと考えますが、貴省の見解をお示しください。

（問5）

小規模公園評価マニュアルにおいて、既存公園として近隣公園及び地区公園の設定が困難な場合等、周囲に種類が同一の公園が存在しないケースについては、公園の種類が違うもののうち整備内容が類似するものを既存公園として設定する、検討対象半径を拡大する等により対応することを具体的に示すべきと考えますが、貴省の見解をお示しください。

(問6)

大規模公園評価マニュアル及び小規模公園評価マニュアルにおいて、用地取得あるいは施設整備の年次が不明（又は未定）の場合、例えば用地費及び施設費を複数年度で平準化する方法も考えられますが、供用前年の欄に記入することとした理由を御教示ください。

国土交通省から総務省への回答

(問1の回答)

平成20年度に貴省から指摘を受けた事項については、「平成21年度全国都市公園・緑化・緑地保全主管課長会議」において周知を図るとともに、評価主体が競合公園に係る情報を共有できる仕組みについて検討してきた結果、平成22年度に、国が行っていた都市公園等整備現況調査の結果をデータベースとして整備したところです。

地方整備局等が行う評価における競合公園の施設規模等に係る情報については、地方整備局等の中で共有を図るよう、改めて周知を図りたいと考えています。

(問2の回答)

大規模公園評価マニュアルにおいては、「最終的に得られた便益」に補正値を乗じると記載されているところ、補正対象は間接利用価値による便益額も含めた「総便益額」であると解釈されるおそれが高いことは御指摘のとおりであり、同マニュアルの記載を修正することについて検討したいと考えています。

また、補正に用いる公園利用者実績値については、個々の公園に関し把握しているデータの内容が異なっていると考えられること（毎年の年間利用者数を調査しているケース、数年ごとに年間利用者数を調査しているケースなど）、また、持っているデータの有効性も異なっていると考えられること（異常気象や災害等による影響を受けている可能性など）から、具体的な補正方法を示すことは困難であると考えますが、前出の点とあわせて、留意事項や補正方法例等を追記することについて検討したいと考えています。

(問3の回答)

現行の大規模公園評価マニュアルにおいては、間接利用価値による便益額について効用関数法を用いて計測することとしており、当該効用関数のパラメータについては全国を対象としてアンケート調査を行って推定したものです。したがって、間接利用価値による便益額の算出方法を見直すためには、同様のアンケート調査を実施する必要があります。

当省としては、九州地方整備局事業評価監視委員会（平成22年11月）における付帯意見も踏まえ、検討対象公園周辺の土地利用状況を反映して防災価値を計測できるようにするなど、間接利用価値による便益額の算出方法について

は見直しが必要と考えており、現在、アンケート調査の方法について検討を行っているところです。

(問4の回答)

全体供用年度以降の便益を適切に計測するため、将来推計人口及び世帯数の動向を反映するための計測方法を大規模公園評価マニュアルに示すことについて検討することを考えています。

(問5の回答)

御指摘のとおり、実際には、周囲に種類が同一の公園が存在しないケースもあり得ると考えられます。また、小規模公園評価マニュアルで示す検討対象半径内においても、地形や交通手段等の状況により、既存公園として設定することが現実的でない公園があることも考えられます。

現在の小規模公園評価マニュアルにおいては、このように原則的な対応が困難な場合についての解説がありませんので、同マニュアルの記載を修正することについて検討したいと考えています。

(問6の回答)

都市公園事業においては、事業期間が長期間にわたり過年度の年度別事業費や事業期間が不明な場合も多いことから、その際の対応について、告示により時期が明確である供用前年の欄に費用を一括して記入することとしたものです。

ただし、用地取得あるいは施設整備の年次が具体的には不明（又は未定）であっても、ある程度推測できる場合には、供用前年の欄に一括して記入するよりも、より現実に近い評価を行う方法があると考えられますので、大規模公園評価マニュアル及び小規模公園評価マニュアルの記載を修正することについて検討したいと考えています。

結果及び総務省の対応方針

評価間で同一の競合公園の施設規模等のデータが異なっていたことについては、地方整備局等の中で情報共有を図るよう改めて周知を図る旨が示されたため、今後の周知状況を注視していく。

また、大規模公園評価マニュアル及び小規模公園評価マニュアルについて、記載の修正及び充実を検討する旨が示されたため、今後の検討状況を注視していくこととする。

事例 13 「国営明石海峡公園」 （近畿地方整備局）

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 国営明石海峡公園は、淡路地区における大規模な土取り跡地の自然の回復及び新たな園遊空間の創出並びに神戸地区における里山の保全及び活用を図ることを目的とする公園面積 330ha（神戸地区 234ha、淡路地区 96ha）の国営公園です。平成 14 年度に淡路地区が部分供用されており、38 年度に全体供用を予定しています。

本事業の平成 22 年度再評価は、神戸地区及び淡路地区を一体として行っており、総便益（B）は 3,044 億円、総費用（C）は 1,526 億円、費用便益比（B/C）は 2.0 とされています。

2 直接利用価値の計測において、公園誘致圏は市区町村行政区域を 1 単位としてゾーン分割されます。本費用便益分析においては、部分供用年度及び全体供用年度におけるゾーン別年齢階層別人口について、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の都道府県別将来推計人口（平成 19 年 5 月推計）」に基づき、平成 17 年国勢調査による人口に、該当年度の都道府県別将来推計人口を平成 17 年度時点の都道府県別人口で除したものを乗じることにより算出されています。

しかしながら、将来推計人口の動向（減少傾向）及び年齢構成の変化（高齢化）は、同一の都道府県内においても市区町村別で大きく異なると考えられるため、上記の算出方法では市区町村別の動向を反映できません。このため、都道府県別将来推計人口に基づきゾーン別年齢階層別人口を算出することに疑問があります。

【事実関係の照会】

（問）

ゾーン別年齢階層別人口について、「日本の市区町村別将来推計人口（平成 20 年 12 月推計）」に基づき、市区町村別の動向を反映したゾーン別年齢階層別人口を算出すべきと考えますが、貴省の見解をお示しください。

国土交通省から総務省への回答

（回答）

都道府県別将来推計人口と市区町村別将来推計人口は公表される時期が異なるため、例えばある評価時点においては、最新の国勢調査に基づく都道府県別将来推計人口が公表されているが、市区町村別将来推計人口は以前の国勢調査結果に基づく値しか公表されていないといった状況が生じる可能性があります。こうした場合、必ずしも市区町村別将来推計人口に基づき、ゾーン別年齢階層

別人口を算出すべきということはなく、最新の国勢調査に基づく都道府県別将来推計人口を参考にゾーン別年齢階層別人口を算出する方策も取り得ると考えています。

ただし、本事業においては、評価年度において既に公表されていた最新の国勢調査に基づく「日本の市区町村別将来推計人口」を用いていなかったため、評価の妥当性を十分検討する必要があることから、両統計データを比較し、その影響を把握した上で対応を検討したいと考えています。

結果及び総務省の対応方針

都道府県別将来推計人口に基づきゾーン別年齢階層別人口が算出されていた点について、統計データを比較し、評価の妥当性に与える影響を把握した上で対応を検討する旨が示されたため、今後の検討状況を注視していく。

事例 14 「国営吉野ヶ里歴史公園」（九州地方整備局）

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 国営吉野ヶ里歴史公園は、国の文化的資産である吉野ヶ里遺跡の保存及び活用を図ること等を目的とする公園面積 54ha の国営公園であり、隣接する佐賀県立公園（63ha）と連携して整備が進められています。両公園を合わせた状況としては、平成 13 年度に部分供用されており、28 年度に全体供用を予定しています。

本事業の平成 22 年度再評価は、国営公園と県立公園を一体として行っており、総便益（B）は 2,068 億円、総費用（C）は 1,056 億円、費用便益比（B/C）は 2.0 とされています。

2 直接利用価値の計測における教養施設（研修所・教室）の魅力値について、「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」（以下「大規模公園評価マニュアル」という。）では、研修所・教室の面積、単位時間当たりキャパシティ及び滞留時間（サイクル）から算出することとされています。一方、本費用便益分析においては、復元建物等の規模から同マニュアルに準じて利用者容量（人）を算出した場合、本教養施設の実際の利用者数と比較して利用者容量（人）が大きく算出されるとして、平成 13 年度から 19 年度までについては、復元建物等の空間を活用した各種体験プログラム参加者数の年間実績値が、また、24 年度及び 28 年度については、当該プログラム参加者数の年間予測値（100,000 人）が直接魅力値として計上されています。

しかしながら、公園施設の魅力値は「年間」ではなく「1 日」当たりの公園施設の利用者容量（人）として算出されるものであるため、年間実績値及び年間予測値を直接魅力値として計上することに疑問があります。

3 便益の計上期間について、大規模公園評価マニュアルでは、部分供用がある場合、「部分供用年度」以降「検討対象最終年度」（供用年度の 49 年後）まで計上することとしています。本費用便益分析においては、便益が供用年次を含め 51 年間計上されています。

【事実関係の照会】

（問 1）

教養施設（研修所・教室）の魅力値について、各種体験プログラム参加者数の年間実績値及び年間予測値ではなく、年間実績値及び年間予測値を当該施設の年間利用日数で除した 1 日当たりの実績値及び予測値を計上すべきと考えますが、貴省の見解をお示しください。

(問2)

便益の計上期間は、供用年次を含め50年間とすべきと考えますが、貴省の見解をお示してください。

国土交通省から総務省への回答

(問1の回答)

年間実績値及び年間予測値が直接魅力値として計上されていたことについては、評価者の単位の取り間違いであったため、各種体験プログラム参加者数の1日当たりの実績値及び予測値を計上する修正を行います。

(問2の回答)

御指摘の通り、便益の計上期間は、供用年次を含め50年間とすべきところ、供用年次以降50年間（供用年次を含めて51年間）を便益の計上期間としていましたので、便益の計上期間を供用年次を含め50年間とする修正を行います。

以上を踏まえ、評価書を修正することとします。

結果及び総務省の対応方針

費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、評価書の修正を行う旨が示されたため、評価書が提出された際に内容を確認する。

事例 15 「岩瀬下関防災公園」（都市再生機構）

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 岩瀬下関防災公園は、住宅が密集する市街地において、借地により利用されていた広場が土地処分されるに当たり、市が災害時の避難場所を引き続き確保するため、災害時に一次避難地となる防災公園として整備する近隣公園であり、平成 23 年度から 26 年度までを事業期間とし、26 年度に供用（暫定開園）を予定しています。

本事業の平成 22 年度新規事業採択時評価において、総便益（B）は 25 億円、総費用（C）は 17 億円、費用便益比（B/C）は 1.4 とされています。

2 検討対象公園の用途別面積について、「小規模公園費用対効果分析手法マニュアル」（以下「小規模公園評価マニュアル」という。）に定める「様式 1」の資料では、「緑地面積 1,920 m²、オープンスペース面積 7,321 m²、その他面積 100 m²」とされていますが、費用便益分析の計算においては、「緑地面積 1,000 m²、オープンスペース面積 7,841 m²、その他面積 500 m²」が用いられており、用途別面積が一致しません。

また、公園周辺地域の町丁目（地区）別世帯数について、「ゾーン別世帯数」の資料では、今泉台 1～4 丁目の世帯数は 1,287 世帯とされていますが、費用便益分析の計算においては、今泉台 1～4 丁目の世帯数は 870 世帯とされており、世帯数が一致しません。

表 費用便益分析のバックデータ及び費用便益分析の計算における数値

	「様式 1」	ゾーン別世帯数	費用便益分析計算
緑地面積	1,920 m ²	—	1,000 m ²
オープンスペース面積	7,321 m ²	—	7,841 m ²
その他面積	100 m ²	—	500 m ²
今泉台 1～4 丁目世帯数	—	1,287 世帯	870 世帯

（注） 国土交通省提供資料を基に当省で作成。

3 費用及び便益の計上期間について、小規模公園評価マニュアルでは、便益は「供用年度」以降「検討対象最終年度」（供用年度の 49 年後）まで計上し、また、維持管理費は供用年次から 50 年間計上することとされていますが、本費用便益分析においては、便益が供用年次を含め 53 年間、維持管理費が供用年次を含め 51 年間計上されています。

4 費用及び便益の現在価値化について、供用年次である 2014 年次を基準として行われており、新規事業採択時評価を実施した 2010 年次を基準として行わ

れていません。

【事実関係の照会】

(問1)

検討対象公園の用途別面積及び公園周辺地域の町丁目（地区）別世帯数のうち今泉台1～4丁目の世帯数について、「様式1」及び「ゾーン別世帯数」の資料と費用便益分析の計算において用いられている数値とが異なる理由を御教示ください。

(問2)

便益及び維持管理費の計上期間は、供用年次を含め50年間とすべきと考えますが、貴省の見解をお示しください。

(問3)

当該評価（新規事業採択時評価）を実施した年次を基準として費用及び便益を現在価値化すべきと考えますが、貴省の見解をお示しください。

国土交通省から総務省への回答

(問1の回答)

検討対象公園の用途別面積について、費用便益分析の計算において用いられている数値は作業開始に当たって入力した概算数値であり、正しい用途別面積は「様式1」の資料の用途別面積です。

また、公園周辺地域の町丁目（地区）別世帯数のうち今泉台1～4丁目の世帯数についても、正しい世帯数は「ゾーン別世帯数」の資料の世帯数です。

以上について、評価を修正する際には、正しい数値により評価します。

(問2の回答)

御指摘のとおり、便益及び維持管理費の計上期間は、供用年次を含め50年間とすべきと考えます。

(問3の回答)

御指摘のとおり、当該評価を実施した年次を基準として費用及び便益を現在価値化すべきと考えます。

以上を踏まえ、評価書を修正することとします。

結果及び総務省の対応方針

費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、評価書の修正を行う旨が示されたため、評価書が提出された際に内容を確認する。

(資料)

各府省が実施した個々の
公共事業についての評価

事例1 土地改良事業＜共通事項＞〔農林水産省〕

国営緊急農地再編整備事業 みなみすおう 南周防地区

事業の概要

本事業は、山口県東南部に位置する水田地帯において、区画整理と併せて暗渠排水等の事業を行い、生産性の高い基盤の形成を通じ、農業の振興と耕作放棄地の解消・発生防止を図るものである。

事業の目的・必要性

本地区では、ほ場が狭小・不整形で排水不良田が多いため、営農の効率化が困難な状況にあり、担い手の高齢化、後継者不足等が相まって農家の経営環境が悪化しているとともに耕作放棄地が急速に増加している状況にある。

このため、区画整理と併せて暗渠排水等を一体的に施行し、生産性の高い基盤形成と、担い手への利用集積を行うことにより、田畑輪換体系による大豆・小麦の生産拡大を図り、持続可能な生産体制を構築するとともに第6次産業化の取り組みを推進し、地域農業・農村の活性化を図るものである。

事業の効率性

・総費用総便益比の算定

区 分	算定式	区画整理	農業用排水	暗渠排水	地区全体	備 考
総費用(現在価値化)	①=②+③	8,158百万円	511百万円	1,292百万円	9,962百万円	
当該事業による費用	②	7,964百万円	575百万円	1,050百万円	9,589百万円	当該事業費 11,200百万円
その他費用	③	194百万円	△63百万円	242百万円	373百万円	
評価期間 (当該事業の工事期間+40年)	④	47年	47年	47年	47年	
総便益額(現在価値化)	⑤	10,837百万円	1,016百万円	1,579百万円	13,431百万円	工事期間 平成23～29年度
総費用総便益比	⑥=⑤÷①	1.32	1.98	1.22	1.34	

(注1) 総費用とは当該地域内において効果を発揮する一連の施設に係る費用であり、評価期間中の施設の資産価額、整備費等である。

(注2) 百万円単位で四捨五入しているため、数値は算定結果と合わない場合がある。

(注3) 数値は土地改良法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。

・年効果額(便益額)

当該事業の実施により、効率的な農業経営が図られることとなり、事業を実施しなかった場合と比較して年間約587百万円相当の営農経費が節減されるとともに、年間約184百万円相当の作物生産額の増加が図られる。

作物生産効果	184 百万円
営農経費節減効果	587 百万円
維持管理費節減効果	△35 百万円
耕作放棄防止効果	1 百万円
災害防止効果(農業)	8 百万円
災害防止効果(一般資産)	9 百万円
災害防止効果(公共資産)	0 百万円
水源かん養効果	2 百万円
景観・環境保全効果	39 百万円
文化財調査効果	4 百万円
計	800 百万円

日程・手続

平成22年度中に土地改良法に基づく、土地改良事業計画の概要の公告等の手続を開始する見込み

事業に対する決議

平成22年6月28日に、関係県市町及び農業協同組合、土地改良事業連合団体、土地改良区で構成される「南周防地区国営緊急農地再編整備事業推進協議会」が開催され、事業着手要求することを決議

その他

○事業推進体制

平成21年6月29日に南周防地区国営緊急農地再編整備事業推進協議会を設立し、事業を推進（構成：柳井市、田布施町、光市、柳井農林事務所、南すおう農業協同組合、山口県土地改良事業団体連合会、柳井市土地改良区、田布施土地改良区）

○維持管理体制

平成22年6月8日の南周防地区国営緊急農地再編整備事業推進協議会幹事会において、維持管理体制を合意（管理者：柳井市土地改良区及び田布施土地改良区）

○営農支援体制

関係市町、南すおう農業協同組合等から構成される南周防地区国営緊急農地再編整備事業推進協議会と担い手育成総合支援協議会が連携して、団地ごとの営農部会を支援する体制を整備

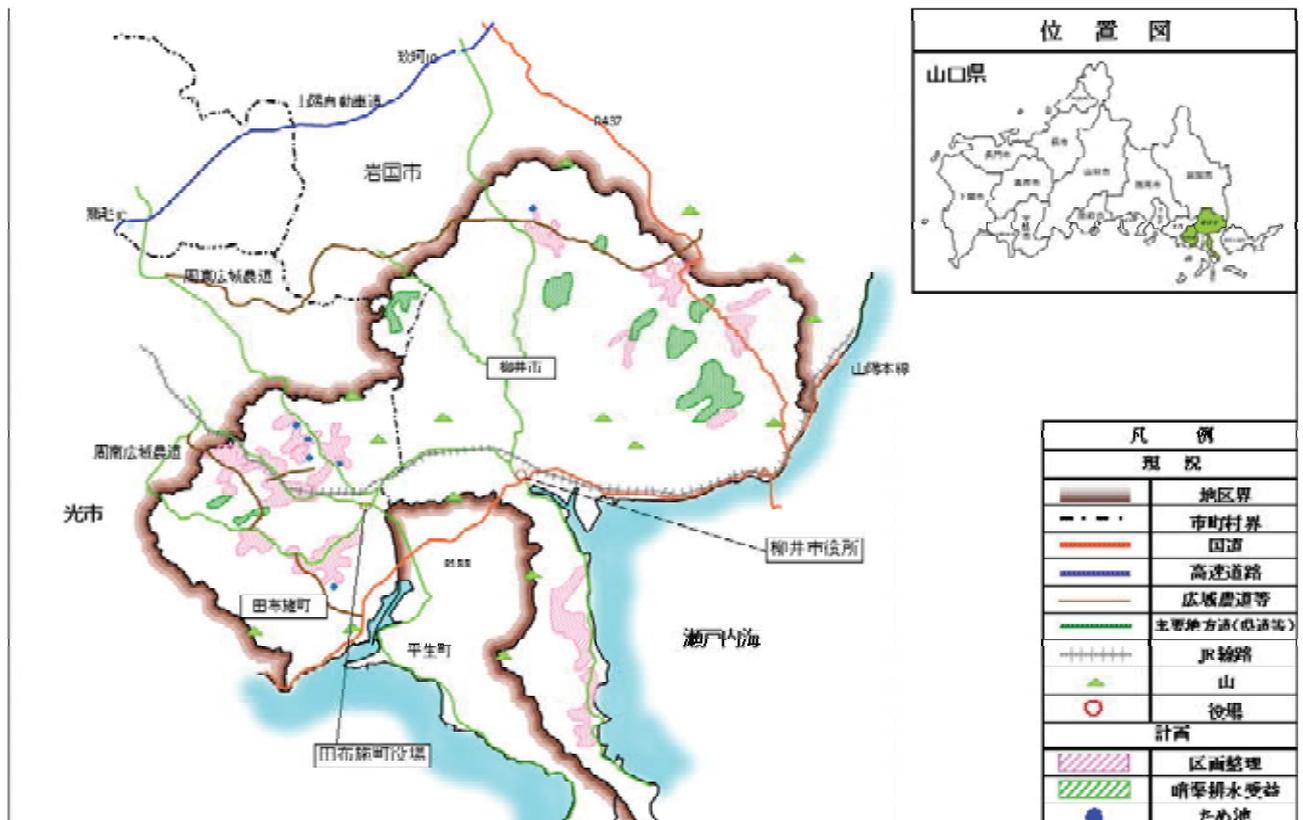
評価担当部局

農村振興局整備部農地資源課

概要図

1. 受益面積	446 ha		
2. 受益者数	1,165 人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	区画整理	274ha	9,319百万円
	農業用排水(ため池) 暗渠排水	6ヶ所 158ha	681百万円 1,200百万円
4. 国営総事業費	11,200百万円		

南周防地区 概要図



平成23年度新規地区採択チェックリスト（国営緊急農地再編整備事業）

（局名：中国四国農政局）（地区名：南周防^{みなみすおう}）

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	○
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	○
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	○
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとならないこと。	○
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	○
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。	○

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成23年度新規地区採択チェックリスト（国営緊急農地再編整備事業）

（局名：中国四国農政局）（地区名：南周防^{みなみすおう}）

2. 優先配慮事項

【効率性・有効性】

評価項目			評価指標	単位	評価結果	評価	
大項目	中項目	小項目					
効率性	事業の経済性・効率性		①事業費の経済性・効率性の確保 ②コスト縮減についての具体的配慮	—	○ ○	A	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	労働時間短縮率	%	39	B	
			営農経費縮減率	%	69	A	
	野菜・果樹の産地形成	野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合（受益面積当たり）	%	1.3	B		
			麦・大豆の生産拡大	水田における麦・大豆の作付面積率	%	63	A
			農地の有効利用	耕地利用率、作付面積増加率	%	140	A
農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立、農地の確保・有効利用	担い手等への農地利用集積率	%	56.5	B		
農村の振興	農村の生活環境の整備	生活環境整備効果（受益面積当たり）	千円/ha・年	—	—		
	地域経済への波及効果	他産業への経済波及効果額（受益面積当たり）	千円/ha・年	1,029	B		
多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	環境関連効果額（受益面積あたり）	千円/ha・年	88	A		

【事業の実施環境等】

評価項目			評価指標	単位	評価結果	評価
大項目	中項目	小項目				
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①地域や事業の特性を考慮した調査・検討 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③地域住民の参加や地域住民との合意形成への取組み ④維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況	—	a a a	A
		景観	①地域や事業の特性を考慮した調査・検討 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 ③地域住民の参加や地域住民との合意形成への取組み ④維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況	—	a a a	A
	関係計画との連携		関係都道府県や市町村の農業振興計画と本事業との整合性	—	a	A
	関係機関との協議		①河川管理者との協議(予備)(23条)の状況 ②道路管理者との協議(予備)の状況 ③その他着工前に重要な協議(予備)の状況	—	— a a	A
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想(関連事業調書)の提出 ②共同事業(事業内容、事業費、アロケ等)の事前了解	—	— —	—
	地元合意		①事業実施に対する受益農家の同意状況 ②事業実施に対する関係市町村の同意状況	—	a a	A
	事業推進体制		①事業推進協議会の設立 ②事業推進協議会から着工要望の提出	—	a a	A
	維持管理体制		①予定管理者の合意 ②維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意	—	a a	A
	営農支援体制		営農推進組織等(営農支援体制)の設立状況	—		A
	緊急性		道路や河川等との一体施行や土地利用調整を伴う場合の調整状況	—		A

平成23年度新規地区採択チェックリスト（国営緊急農地再編整備事業）

（局名：中国四国農政局）（地区名：南周防^{みなみすおう}）

3. 特定監視項目

項目	評価の内容	判定
1. 農地整備工事の諸条件	・地形、地質、水利条件等に基づいた農地整備計画としている。	○

項目を満たしている場合は「○」とする。

みなみながぬま
国営農地再編整備事業 南長沼地区

事業の概要

本事業は、北海道夕張郡長沼町の水田地帯において、区画整理及び農地造成を一体的に施行し、生産性の高い基盤の形成と土地利用の整序化を通じて、農業の振興を図るものである。

事業の目的・必要性

本地区では、営農集団を設置し共同作業による生産コストの低減を図り、農業所得の向上を目指しているが、地区内のほ場は小区画で排水不良を呈しており、経営耕地も分散していることから、生産性が低く、効率的な農業経営の確立の支障となっている。

このため、本事業により、区画整理と農地造成を一体的に施行し、生産性の高い農業基盤を形成し、担い手への農地の利用集積を行うとともに、関連事業により農業用水の安定的な供給と施設の維持管理の軽減を図り、効率的かつ安定的な営農集団体制による土地利用型農業と集約型農業を推進し、農業の振興と地域の活性化に資するものである。

事業の効率性

・総費用総便益比の算定

区 分	算定式	区画整理事業	農地造成事業	地区全体	備 考
総費用(現在価値化)	①=②+③	33,681百万円	77百万円	33,758百万円	
当該事業による整備費用	②	20,048百万円	65百万円	20,113百万円	当該事業費 26,500百万円
その他費用	③	13,633百万円	12百万円	13,645百万円	
評価期間 (当該事業の工事期間+40年)	④	52年	52年	52年	工事期間 平成23~34年度
総便益額(現在価値化)	⑤	48,063百万円	148百万円	48,211百万円	
総費用総便益比	⑥=⑤÷①	1.42	1.90	1.42	

(注1) 総費用とは当該地域内において効果を発揮する一連の施設に係る費用であり、評価期間中の施設の資産価額、整備費用及び再整備費用である。

(注2) 百万円単位で四捨五入しているため、数値は算定結果と合わない場合がある。

(注3) 数値は土地改良法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。

・年効果額(便益額)

当該事業及び関連事業の実施により、効率的な農業経営が図られることとなり、事業を実施しなかった場合と比較して年間約1,890百万円相当の営農経費が節減されるとともに、年間約628百万円相当の作物生産額の増加が図られる。

作物生産効果	628百万円
品質向上効果	176百万円
営農経費節減効果	1,890百万円
維持管理費節減効果	△ 49百万円
耕作放棄防止効果	0百万円
計	2,645百万円

日程・手続

平成22年度から、土地改良事業計画の概要の公告等の土地改良法に基づく手続を開始する予定である。

事業に対する決議

平成22年 2月に、長沼町、ながぬま農業協同組合、南長沼土地改良区（現：ながぬま土地改良区）、受益者からなる国営農地再編整備事業南長沼地区連合促進期成会総会において、「平成23年度国営事業着工について」が決議されている。

その他

○事業推進体制

平成18年3月8日に国営農地再編整備事業南長沼地区連合促進期成会（構成：受益者）を設立し、長沼町、ながぬま農業協同組合、南長沼土地改良区（現：ながぬま土地改良区）とともに事業を推進

○維持管理体制

平成22年3月17日に国営事業地区推進検討委員会において、維持管理体制を合意（管理者：長沼町、ながぬま土地改良区）

○営農支援体制

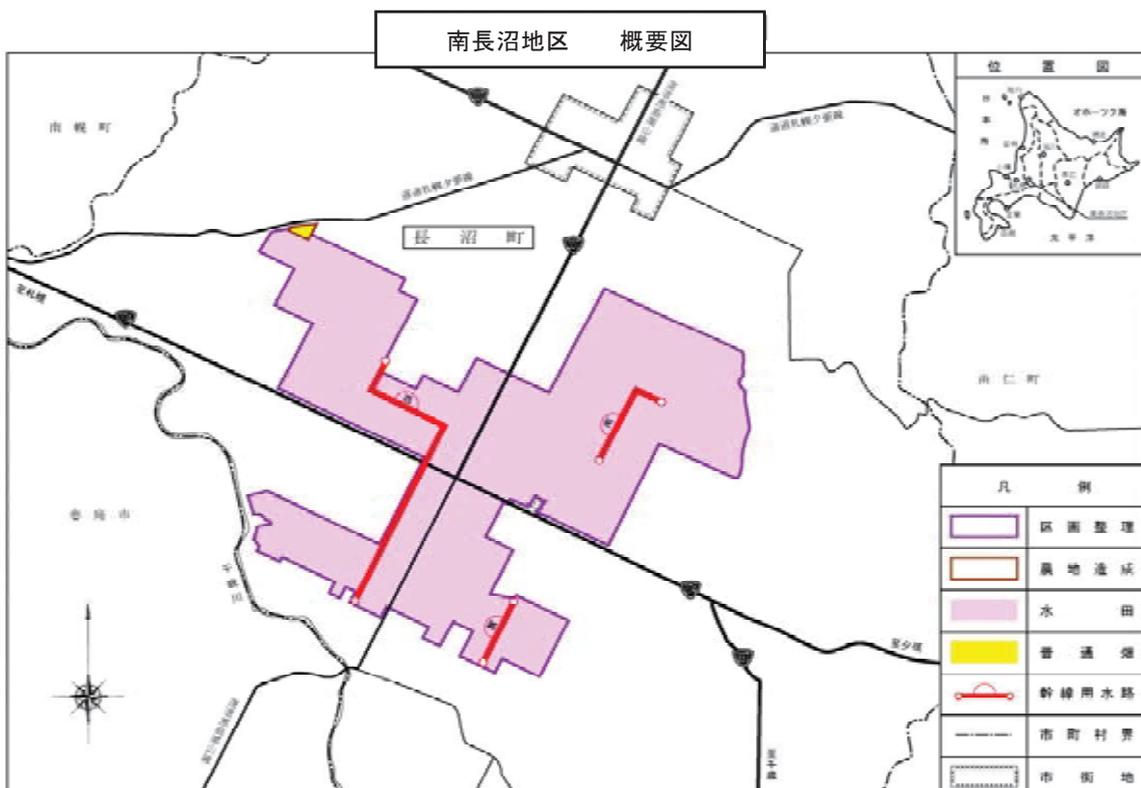
ながぬま農業協同組合、長沼町等から構成される国営農地再編整備事業南長沼地区営農検討会において、営農支援体制を整備

評価担当部局

農村振興局農地資源課

概要図

1. 受益面積	1,550 ha		
2. 受益者数	163 人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	区画整理	1,545 ha	21,582 百万円
	農地造成	5 ha	80 百万円
	用水路	3条 L=7.7 km	4,838 百万円
4. 国営総事業費	26,500 百万円		



平成23年度新規地区採択チェックリスト（国営農地再編整備事業（中山間地域型））

みなみながぬま
（局名：北海道開発局）（地区名：南長沼）

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が明確であること。 （必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	<input type="checkbox"/>
4. 農家負担の可能性が十分であること。 （公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとならないこと。	<input type="checkbox"/>
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	<input type="checkbox"/>
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成23年度新規地区採択チェックリスト（国営農地再編整備事業（中山間地域型））

（局名：北海道開発局）（地区名：南長沼^{みなみながぬま}）

2. 優先配慮事項

【効率性・有効性】

評価項目			評価指標	単位	評価結果	評価
大項目	中項目	小項目				
効率性	事業の経済性・効率性		①事業費の経済性・効率性の確保 ②コスト縮減についての具体的配慮	—	○ ○	A
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	労働時間短縮率	%	52	A
			営農経費縮減率	%	73	A
		野菜・果樹の産地形成	野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合（受益面積当たり）	%	4	B
		水田における麦・大豆の生産拡大	水田における麦・大豆の作付面積率	%	45	A
		農地の有効利用	耕地利用率、作付面積増加率	%	99	B
	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立、農地の確保・有効利用	担い手等への農地利用集積率	%	97	A
	農村の振興	農村の生活環境の整備	生活環境整備効果（受益面積当たり）	千円/ha・年	—	—
		地域経済への波及効果	他産業への経済波及効果額（受益面積当たり）	千円/ha・年	689	B
多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	環境関連効果額（受益面積当たり）	千円/ha・年	—	—	

【事業の実施環境等】

評価項目			評価指標	単位	評価結果	評価
大項目	中項目	小項目				
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①地域や事業の特性を考慮した調査・検討 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③地域住民の参加や地域住民との合意形成への取り組み ④維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況	—	a a a a	A
		景観	①地域や事業の特性を考慮した調査・検討 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 ③地域住民の参加や地域住民との合意形成への取り組み ④維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況	—	a a a a	A
	関係計画との連携		関係都道府県や市町村の農業振興計画と本事業との整合性	—	a	A
	関係機関との協議		①河川管理者との協議(予備)(23条)の状況 ②道路管理者との協議(予備)の状況 ③その他着工前に重要な協議(予備)の状況	—	— — a	A
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想(関連事業調書)の提出 ②共同事業(事業内容、事業費、アロケ等)の事前了解	—	a —	A
	地元合意		①事業実施に対する受益農家の同意状況 ②事業実施に対する関係市町村の同意状況	—	a a	A
	事業推進体制		①事業推進協議会の設立 ②事業推進協議会から着工要望の提出	—	a a	A
	維持管理体制		①予定管理者の合意 ②維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意	—	a a	A
	営農支援体制		営農推進組織等(営農支援体制)の設立状況	—	A	A
	緊急性		道路や河川等との一体施行や土地利用調整を伴う場合の調整状況	—	—	—

平成23年度新規地区採択チェックリスト（国営農地再編整備事業（中山間地域型））

（局名：北海道開発局）（地区名：南長沼^{みなみながぬま}）

3. 特定監視項目

項目	評価の内容	判定
1. 農地整備工事の諸条件	・地形、地質、水利条件等に基づいた農地整備計画としている。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「○」とする。

【戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業】

評価担当部局	都道府県	地区名	チェックリスト による評価結果	必須事項					
				1	2	3	4	5	6
農村 振興局	新潟	花見	評価結果	○	○	○	○	○	○

優先 配慮 事項	大項目	効率性	有効性						
	中項目	事業の 経済性・ 効率性	食料の安定供給の確保				農業の 持続的発展	農村の 振興	多面的機能 の発揮
	小項目		農業生産性の 維持・向上	野菜・果樹の 産地形成	水田における 麦・大豆の 生産拡大	農地の 有効利用	望ましい 農業構造 の確立	地域経済への 波及効果	環境機能の 維持・増進
評価結果	2項目	①1,401 千円/ha・年	—	9.2%	①98.5% ②0.0%	1.①ア 87.1%	①209 千円/ha・年	—	
評価	A	A	—	B	B	A	B	—	

優先 配慮 事項	大項目	事業の実施環境等									特記事項
	中項目	環境への配慮		関係計画 との連携	関係機関 との協議	地元合意	事業推進 体制	維持管理 体制	営農支援 体制	緊急性	
	小項目	生態系	景観								
評価結果	a b a a	a b a —	a a a	— a	a a	a b	a a	設置済	2項目		
評価	A	A	B	A	A	B	A	A	A		

【戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業】

評価担当部局	都道府県	地区名	チェックリスト による評価結果	必須事項					
				1	2	3	4	5	6
農村 振興局	三重	齋宮	評価結果	○	○	○	○	○	○

優先 配慮 事項	大項目	効率性	有効性						
	中項目	事業の 経済性・ 効率性	食料の安定供給の確保				農業の 持続的発展	農村の 振興	多面的機能 の発揮
	小項目		農業生産性の 維持・向上	野菜・果樹の 産地形成	水田における 麦・大豆の 生産拡大	農地の 有効利用	望ましい 農業構造 の確立	地域経済への 波及効果	環境機能の 維持・増進
評価結果	2項目	①623 千円/ha・年	—	59.4%	①126.4%	1.① ア40.2% イ18.1%	①291 千円/ha・年	①171 千円/ha	
評価	A	B	—	A	A	—	B	A	

優先 配慮 事項	大項目	事業の実施環境等								特記事項	
	中項目	環境への配慮		関係計画 との連携	関係機関 との協議	地元合意	事業推進 体制	維持管理 体制	営農支援 体制		緊急性
	小項目	生態系	景観								
評価結果	a a a c	a a a c	a c	a a	a a	a a	a a	設置済	2項目		
評価	A	A	B	A	A	A	A	A	A		

事業評価書（期中の評価）

都道府県名	北海道	関係市町村	苫前町	期中評価実施の理由	④
事業名	直轄特定漁港漁場整備事業（直轄漁港整備事業）				
地区名	苫前地区	事業主体	国（北海道開発局）		

I 基本事項

1 地区概要			
漁港名（種別）	苫前漁港（第3種）	漁場名	—
陸揚金額	1,497 百万円	陸揚量	3,715 トン
登録漁船隻数	85 隻	利用漁船隻数	224 隻
主な漁業種類	イカ釣、エビ桁曳、ホタテ養殖	主な魚種	イカ、エビ、ホタテ
漁業経営体数	51 経営体	組合員数	58 人
地区の特徴	苫前漁港は、北海道北西部に位置し、武蔵堆周辺海域を主漁場とする道内外のイカ釣り漁業、エビ桁曳き網漁業及び沿岸・養殖漁業の生産拠点として、また、全国の消費地へ出荷する水産物の陸揚げ港及び北海道内外へのホタテ種苗の供給拠点として日本海北部有数の水産物流通拠点漁港である。		
2 事業概要			
事業目的	道内外からのイカ釣り漁船の受入れ能力の向上を図る岸壁等の整備、ホタテ養殖の効率化を図るための岸壁等の整備を図る。		
主要工事計画	-3.5m岸壁294m、-3.0m岸壁（縦）180m、泊地3,600㎡		
事業費	5,387百万円	事業期間	平成14年度～平成23年度
既投資事業費	3,233百万円	事業進捗率（%）	60.0%

II 点検項目

1 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化			
	直前の評価	今回の評価	※別紙「費用対効果分析集計表」とおり
総費用（千円）	4,749,000	7,034,868	
総便益（千円）	7,519,000	11,146,757	
費用便益比（B/C）	1.58	1.58	
総費用の変更の理由			
苫前漁港は全国の消費地へ出荷する水産物の陸揚げ港及び北海道内外へのホタテ種苗の供給拠点として生産から陸揚げ・流通に至る総合的な衛生管理の強化が求められている。このため、岸壁等の衛生管理施設の整備、ホタテ種苗の品質向上のための泊地整備等が新たに必要となり費用が増加した。また、計画変更により、イカ釣り漁船対応施設の西外護岸（残事業）、埋め立て（残事業）、道路改良等取り止めにより5.1億円の整備費用が減少した。			
便益算定項目について変更がある場合はその項目と変更の理由			
総合的な衛生管理の導入による漁獲物の高付加価値化、環境改善によるホタテ種苗の生残率向上等の便益が増加した。			
その他費用対効果分析に係る要因の変化			
計画の見直しにより、事業完了年度を変更（平成23→平成27年度）した。			

2. 漁業情勢、社会経済情勢の変化	
(1) 漁業情勢及び漁港施設、漁場施設等の利用状況と将来見通し	
	計画策定後の漁業集落に関わる社会経済状況、自然状況の当初想定との相違と将来見通し 漁業従事者は平成14年の100人より減少（平成20年91人）しているが、北るもい漁協では独自に漁業者育成事業を行う等、漁業の担い手育成・確保に取り組んでおり、近年、漁業への新規参入者（平成21年2人、平成22年1人）が現れてきている。
	漁業形態、流通形態について当初想定との相違と将来見通し 水産物の総合的な品質・衛生管理の導入に向けた取組みにより、安全・安心な水産物の消費地への供給が進展する。
	漁港施設等の利用状況について当初想定との相違と将来見通し 武蔵堆周辺海域を主漁場とするイカ釣り外来漁船の苫前漁港の利用希望の増大により、当初計画（平成23年推計119隻）から平成27年迄に152隻の利用が見込まれると推計する（平成20年136隻）。また、ホタテの種苗生産において泊地の整備により品質向上が見込まれる。
(2) その他社会情勢の変化	
	苫前町の人口は、平成14年の4,403人から平成20年の3,804人までの6年間で約600人減少している。
3. 事業の進捗状況	
	平成21年度までに、ホタテ種苗の養殖作業及びイカ釣り漁船対応の岸壁等の整備を行い、進捗率は48%である。残事業として、総合的な衛生管理の導入に向けた岸壁等、ホタテ種苗の品質向上のための泊地等の整備を平成27年度完了に向けて推進する。
4. 関連事業の進捗状況	
	北るもい漁協が事業主体となり、H15年にホタテ養殖作業共同利用施設、H20年に水産物鮮度保持施設、H22年には衛生管理対応のための荷捌所改修などを行っている。
5. 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	
	苫前町は、漁業及び水産関連産業従事者が町内就業者の割合の1/4を占め町の基幹産業となっており、漁港の機能向上を強く要請している。また、北るもい漁協では、総合的な衛生管理を導入するため、平成22年に荷捌所を改修し、これと一体的に衛生管理を進めるための岸壁等の改良、ホタテ種苗の品質向上のための泊地等の整備を強く望んでいる。
6. 事業コスト縮減等の可能性	
	イカ釣り漁船対応施設の西外護岸建設において、工法の見直しにより3.2億円の事業費縮減を行った。今後も、浚渫土砂の有効活用、新技術・新工法等の導入によるコストの縮減に努め、整備を実施する。
7. 代替案の実現可能性	
	該当なし。

III 総合評価

<p>苫前漁港は、全国の消費地へ水産物を出荷する日本海北部有数の生産・流通拠点として重要な役割を果たし、武蔵堆周辺海域を主漁場とするイカ釣り漁船の受入機能の向上を進めてきているが、安全・安心な水産物を求める消費者ニーズに対応するため、漁港において取扱う水産物の衛生管理の強化等を図ることが急務となっている。</p> <p>このため、平成22年度に北るもい漁協が整備した衛生管理型荷捌所と一体的に総合的な衛生管理を図るための岸壁改良等の整備等を早急に図るために計画を見直すものであり、また、本事業に係る費用便益比は1.0を超えている。</p> <p>このため、本事業の、必要性、効率性、有効性は高いことから、事業を見直した上で継続実施する必要がある。</p> <p>（見直し後の事業費及び事業期間） 事業費：6,711百万円 事業期間：平成14年度～平成27年度</p>
--

費用対効果分析集計表

1 基本情報

都道府県名	北海道	地区名	苫前地区
事業名	直轄特定漁港漁場整備事業	施設の耐用年数	50年

2 評価項目

便益の評価項目及び便益額	評価項目		便益額（現在価値化）
	便益の評価項目及び便益額	水産物の生産性向上	①水産物生産コストの削減効果
②漁獲機会の増大効果			3,218,069 千円
③漁獲可能資源の維持・培養効果			499,375 千円
④漁獲物付加価値化の効果			2,621,717 千円
漁業就労環境の向上		⑤漁業就労環境の労働環境改善効果	1,327,579 千円
生活環境の向上		⑥生活環境の改善効果	千円
地域産業の活性化		⑦漁業外産業への効果	千円
非常時・緊急時の対処		⑧生命・財産保全・防御効果	千円
		⑨避難・救助・災害対策効果	千円
自然保全・文化の継承		⑩自然環境保全・修復効果	千円
		⑪景観改善効果	千円
		⑫地域文化保全・継承効果	千円
その他		⑬漁港利用者の利便性向上効果	千円
		⑭その他	千円
計（総便益額）		B	11,146,757 千円
総費用額（現在価値化）		C	7,034,868 千円
費用便益比		B / C	1.58

3 事業効果のうち貨幣化が困難な効果

- ・ 外来漁船寄港等の漁業外産業への経済波及効果
- ・ 衛生管理に伴う苫前産水産物のブランド化による経済効果
- ・ 漁港と都市との交流拠点づくりによる観光振興の促進
- ・ 三陸地方等のホタテ生産地への波及効果

事業評価書（期中の評価）

都道府県名	北海道	関係市町村	根室市	期中評価実施の理由	④
事業名	直轄特定漁港漁場整備事業（直轄漁港整備事業）				
地区名	ハボマイ 歯舞地区	事業主体	国（北海道開発局）		

I 基本事項

1. 地区概要					
漁港名（種別）	歯舞漁港（第4種）		漁場名	-	
陸揚金額	5,051	百万円	陸揚量	13,318	トン
登録漁船隻数	763	隻	利用漁船隻数	524	隻
主な漁業種類	流し網、採藻、棒受け網		主な魚種	タラ、サケ、コンブ	
漁業経営体数	374	経営体	組合員数	450	人
地区の特徴	歯舞漁港は、北海道根室半島の先端に位置し、北方四島及びロシア水域を含む太平洋北西部漁場におけるサケ・マス流し網漁業、サンマ棒受網漁業等や貝殻島コンブ漁業等の沿岸漁業の生産・流通拠点として、北方四島水域への最前線及び漁船海難事故が頻繁する操業海域における漁船の避難拠点漁港である。				
事業目的	周辺海域の避難拠点として役割を果たすため、漁船の安全な避難等の向上を図る防波堤等の整備、安全・安心な水産物を求める消費者ニーズに対応するため、衛生管理を推進させるための岸壁等の整備を図る。				
主要工事計画	【歯舞地区】南防波堤（改良）440m、-4.0m岸壁（改良）322m、【温根元地区】東護岸140m				
事業費	9,210	百万円	事業期間	平成14年度～平成23年度	
既投資事業費	4,427	百万円	事業進捗率（%）	48.1%	

II 点検項目

1. 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化					
	直前の評価		今回の評価		
総費用（千円）	9,401,597		9,318,438		※直前の評価は歯舞地区と温根元地区を合算している
総便益（千円）	14,863,196		15,396,538		
費用便益費（B/C）	1.58		1.65		※別紙「費用対効果分析集計表」とおり
総費用の変更の理由					
平成22年2月に、漁船の避難機能の連携を図るため、旧歯舞漁港、旧温根元漁港及び旧瑛瑠瑠漁港の3漁港を合併し、新たに歯舞漁港として指定されたことを受けて各地区の連携による避難機能の効果的な発揮に向けて、計画内容を見直すものである。具体的に、瑛瑠瑠地区の避難機能向上のための護岸等の改良追加により6.4億円が増加、温根元地区において当初予定していた防波堤整備の取止め等により23.1億円が減少、歯舞地区の-4.0m岸壁の耐震性能の向上により整備費用3.6億円が増加した。					

<p>便益算定項目について変更がある場合はその項目と変更の理由</p> <p>避難効果の算定手法の見直しに伴い便益が減少した。衛生管理型漁港施設の便益算定が可能となったことに伴い便益が増加した。瑯瑤瑠地区の避難機能向上に伴い便益が増加した。</p>	
<p>その他費用対効果分析に係る要因の変化</p> <p>計画の見直しにより、事業完了年度を変更（平成23→平成27年度）した。</p>	
<p>2. 漁業情勢、社会経済情勢の変化</p>	
<p>(1) 漁業情勢及び漁港施設、漁場施設等の利用状況と将来見通し</p>	
<p>計画策定後の漁業集落に関わる社会経済状況、自然状況の当初想定との相違と将来見通し</p> <p>歯舞漁港における漁協組合員数に関して、地元による雇用創出に向けた取組みを行っており、平成14年（434人）から、平成20年（450人）までの6年間で16人増加（平成21年3人、平成22年3人）しており、微増で推移している。</p>	
<p>漁業形態、流通形態について当初想定との相違と将来見通し</p> <p>歯舞漁協管内の全ての漁港で陸揚げされた漁獲物が歯舞地区の歯舞水産物地方卸売市場へ集荷、入札、出荷され（平成20年の陸上搬入量6,509トン）、流通拠点としての役割を果たしていくなど、当初想定と変更はない。</p>	
<p>漁港施設等の利用状況について当初想定との相違と将来見通し</p> <p>計画の見直しにより、波向きに応じて、歯舞地区、温根元地区及び瑯瑤瑠地区を使い分ける避難連携が可能となる。</p>	
<p>(2) その他社会情勢の変化</p> <p>歯舞漁港における地区人口は、平成14年（2,068人）から、平成20年（1,894人）までの6年間で174人減少しているが、漁業従業者数は増加している。</p>	
<p>3. 事業の進捗状況</p>	
<p>平成21年度までに、歯舞地区及び温根元地区において、漁船の避難や衛生管理に向けた整備を行い、事業進捗率は48%である。残事業として、歯舞地区の衛生管理施設及び瑯瑤瑠地区の護岸等の整備を平成27年度完了に向けて推進する。</p>	
<p>4. 関連事業の進捗状況</p>	
<p>特になし。</p>	
<p>5. 地元（受益者、地方公共団体等）の意向</p>	
<p>根室市は、漁業及び水産加工業等の関連産業が基幹産業であり、観光業との連携や水産物ブランド化等の取組みによる地域振興を展開しており、その基盤となる漁港機能の向上を強く要請している。歯舞漁協は、衛生管理の強化を積極的に推進しその実現に必要な施設の整備、避難機能の向上を強く望んでいる。</p>	
<p>6. 事業コスト縮減等の可能性</p>	
<p>計画の見直しにより、避難連携による効率的な施設整備が可能となり、約17億円のコストが縮減された。計画の見直し後においても、新技術・新工法等の導入によるコスト縮減に努め、整備を実施する。</p>	
<p>7. 代替案の実現可能性</p>	
<p>該当なし。</p>	

Ⅲ 総合評価

歯舞漁港は、根室半島の先端に位置し、太平洋北西部漁場に臨む漁船の避難拠点、沖合・沿岸漁業の生産・流通拠点漁港としての役割を果たしていくことが必要である。

このため、漁船の避難や水産物の安全・安心に対する消費者ニーズに対応するための衛生管理に向けた整備を行っている。さらに、歯舞地区・温根元地区・瑛瑤瑠地区における漁船の避難機能の連携に向けた効率的な整備を図るため計画を見直すものであり、また、本事業に係る費用便益比は1.0を超えている。

このため、本事業の、必要性、効率性、有効性は高いことから、事業を見直した上で継続実施する必要がある。

(見直し後の事業費及び事業期間)

事業費：8,340百万円

事業期間：平成14年度～平成27年度

事前評価書

都道府県名	和歌山県	関係市町村	和歌山市
--------------	------	--------------	------

事業名	水産資源環境整備事業（水産生産基盤整備事業）		
地区名	ワカウラ 和歌浦地区	事業主体	和歌山県

I 基本事項

1. 地区概要			
漁港名（種別）	和歌浦漁港（第3種）		漁場名
陸揚金額	6610	百万円	陸揚量
登録漁船隻数	39	隻	利用漁船隻数
主な漁業種類	ぶり類養殖		主な魚種
漁業経営体数	39	経営体	組合員数
地区の特徴	和歌浦湾は、遊漁船、ヨット、ポートセイリング等を主体とした海洋性レクリエーションの盛んな場所であり、湾内にはレクリエーションを主体としたマリーナシティがある等海に親しむ優れた場所である。一方漁港内では、土日となると子供連れの家族が釣りを楽しんだり、散策したり、市民の憩いの場としての役割を果たしている。本漁港は漁業と観光が共存する漁港であり、県下第2位の属地水揚げ量を誇り、主に小型船の水揚げ及び蓄養ハマチの出荷調整基地として水産物の供給に大きな役割を果たしている。		
2. 事業概要			
事業目的	和歌浦漁港における荒天時の避難に係る作業負担の軽減を図り、波浪による小型漁船と蓄養生け簀との事故防止のため防波堤、休憩岸壁等の整備を行う。また、ブリ等の蓄養魚類の安全で安定的な供給を推進するため、防波堤の港内と港外で海水交換が図られるように改良し、良港な港内水質を確保するものである。		
主要工事計画	西防波堤 L=165m、中防波堤A L=40m、中北防波堤 L=130m、中突堤 L=45m、-4.5m岸壁 L=85m、-3.0m岸壁 L=162m、-3.0m泊地 A=2,800m ² 、-4.5m泊地 A=3,500m ²		
事業費	1,345百万円	事業期間	H23～H32

II 必須項目

1. 事業の必要性	
<p>①当該地区が属する水産流通の圏域をみると、主たる漁業はぶり類の海面養殖業で、年間約8000tの取扱量があり、その量は県全体の太宗を占め、非常に重要な役割を担っている。</p> <p>②一方で、台風接近時等においては、防波堤からの越波により、蓄養生け簀の損傷、蓄養ハマチの斃死のような問題が多発し、異常気象の影響も受けて、港内海水温の急激な変化等によりハマチの斃死が発生している状況となっている。また、小型漁船が安全に係留できる施設が不足していることから、荒天時には漁船の避難を余儀なくされているなど漁業活動に支障をきたしている。</p> <p>③このため、外郭施設・係留施設の整備を行い、安全で安定的な供給量の確保を図り、荒天時の避難労力時間の軽減、港内静穏度の確保及び蓄養施設との事故防止を図る必要がある。</p>	
2. 事業採択要件	
① 計画事業費	1,345,000千円（採択要件：計画事業費300,000千円以上 属地陸揚げ量5,000t以上）
② 漁港種別	第3種漁港（昭和26年8月21日に指定）
3. 事業を実施するために必要な基本的な調査	
(1) 利用面、防護面、施工面等から適切な位置を選定するための地理的条件、自然条件に関する基本的な調査	
周辺の深浅図、波浪、背後地の状況等の調査	
(2) 施設の利用の見込み等に関する基本的な調査	
利用漁船等についての将来予測、係船岸の利用、港内静穏度等を調査	

(3) 自然環境、生活環境等の周辺環境及びそれに与える影響の把握		
当漁港における水質（OD等）、周辺海域における水質（OD等）		
4. 事業を実施するために必要な調整		
(1) 地元漁業者、地元住民等との調整		
和歌浦漁業協同組合等と調整済		
(2) 関係都道府県、関係市町村、関係部局（隣接海岸、道路、河川、港湾、環境等）との事前調整		
和歌山県水産振興課、和歌山市農林水産課との事前調整済		
5. 事業の投資効果が十分見込まれること		
費用便益比 B/C :	1.21	※別紙「費用対効果分析集計表」のとおり

III 優先配慮項目

分類項目			評価指標	評価
大項目	中項目	小項目		
有効性	生産力の向上と力強い産地づくり	水産資源の保護・回復	水産資源の維持・保全	—
			資源管理諸施策との連携	—
		漁家経営の安定（水産物の安定供給）	生産量の増産（持続・増産・下降抑制）	A
			生産コストの縮減等（効率化・計画性の向上）	A
		水域環境の保全・創造	水質・底質の維持・改善	A
			環境保全効果の持続的な発揮	—
	陸揚げ荷捌き集出荷流通加工	安全・安心な水産物提供	品質確保	A
			消費者への安定提供	A
		漁業活動の効率化	漁港機能の強化	A
		労働環境の向上	就労改善等	B
	生活	生活者の安全・安心確保	定期船の安定運航	—
			災害時の緊急対応	—
効率性	コスト縮減対策		計画時におけるコスト縮減対策の検討	A
事業の実施環境等	他計画との整合		地域の水産関連計画等との整合性及び地元調整	B
	他事業との調整・連携		他事業との調整・連携	—
	循環型社会の構築		リサイクルの促進	—
	地域に与える効果		産業誘発効果等	A
	環境への配慮		生態系への配慮等	B
	多面的機能発揮に向けた配慮		多面的機能の発揮	—

IV 総合評価

当該地区は、県内の蓄養ハマチの生産量の殆どの水揚げを占めるなど重要な役割を担っているが、台風接近時等においては、防波堤からの越波による蓄養生け簀の損傷等の問題が起こっている。また小型漁船等の安全係船岸が不足している事から、台風接近時等には、漁船の避難を余儀なくされている等危険な状態となっている。

当該事業は、外郭施設、係留施設の整備を行うことにより、安全・安心な漁業活動の確保をはかり、生産拠点としての機能の充実を図る事としたものであり、費用便益比率も1を超えていることから、事業の実施は妥当であると判断される。

費用対効果分析集計表

1 基本情報

都道府県名	和歌山県	地区名	和歌浦
事業名	広域漁港整備	施設の耐用年数	50年

2 評価項目

	評価項目	便益額（現在価値化）	
便益の評価項目及び便益額	水産物の生産性向上	①水産物生産コストの削減効果	734,931 千円
		②漁獲機会の増大効果	219,474 千円
		③漁獲可能資源の維持・培養効果	345,500 千円
		④漁獲物付加価値化の効果	千円
	漁業就労環境の向上	⑤漁業就労環境の労働環境改善効果	千円
	生活環境の向上	⑥生活環境の改善効果	千円
	地域産業の活性化	⑦漁業外産業への効果	千円
	非常時・緊急時の対処	⑧生命・財産保全・防御効果	千円
		⑨避難・救助・災害対策効果	千円
	自然保全・文化の継承	⑩自然環境保全・修復効果	千円
		⑪景観改善効果	千円
		⑫地域文化保全・継承効果	千円
	その他	⑬漁港利用者の利便性向上効果	千円
		⑭その他	千円
計（総便益額） B		1,299,905 千円	
総費用額（現在価値化） C		1,077,850 千円	
費用便益比 B/C		1.21	

3 事業効果のうち貨幣化が困難な効果

- ・ 小型船の集約化及び安全係船岸延長拡大に伴うレクリエーションなどの利用維持・向上効果
- ・ 静穏域拡大による水産資源の維持増大に伴う漁業経営の安定化効果
- ・ 消波工設置による水産動植物の隠れ場機能、着定基質機能などの副次的効果
- ・ 水産資源を核とした交流人口の増大に伴う漁業外産業への経済波及効果
- ・ 水質向上に伴う漁獲物の品質の安定性及び安全性の確立によるハマチの付加価値化の効果

事例5 東毛工業用水道事業（群馬県）〔経済産業省／再評価〕

対象事業	東毛工業用水道事業						
1 . 事業の目的	<p>東毛工業用水道事業の給水区域である太田市・邑楽郡大泉町を中心とする東毛地域は、自動車・電気関連の大型企業が進出する北関東の内陸工業地帯であり、当該地域では、昭和 41 年度から太田・大泉・尾島地区工業用水道（当時）により 62,500m³/日の工業用水が一部地域で給水され始めた。しかし、当該地域は工業用水及び生活用水を地下水に依存していたことから、昭和 40 年代からの地域経済の急速な発展に伴い、地下水の採取量が著しく増大すると、地下水位の低下が見られ、地盤沈下が懸念された。</p> <p>このため、当該地域の地下水の保全及び地盤沈下の防止を図るため、地下水の代替水源の確保が必要となり、昭和 50 年度に既存の太田・大泉・尾島地区工業用水道を包含する形で、計画給水能力 128,500m³/日の東毛工業用水道の建設に着手し、昭和 53 年 10 月から一部給水を開始した。</p> <p>その後、本事業の給水区域外である東北自動車道館林 I C 付近を中心とした地域に企業の進出希望が増大してきたが、当該地域は県内でも特に地盤沈下が懸念されていたことから、計画的な工業団地の造成とともに、産業基盤である工業用水道の整備が急務となった。そこで、平成 5 年 2 月より計画給水能力を 188,500m³/日として、既存企業及び新たに進出が見込まれる企業に対し工業用水を供給するために本建設事業を実施してきたところ。</p> <p>しかし、長引く景気低迷の影響を受け、平成 5 年 2 月の事業計画変更の際の想定どおりに水需要は伸びていないため、第 29 回群馬県公共事業再評価委員会（平成 22 年 3 月実施）での議決を踏まえ、平成 23 年 4 月に計画給水能力を 128,500m³/日に変更する予定としている。</p>						
2 . 事業の必要性	<p>本建設事業においては、今回、計画給水能力の下方修正を行う予定であるものの、群馬県では引き続き新規企業の誘致を進めており、現在未分譲の工業団地及び新規に造成される工業団地に企業進出が予定されていることから、計画給水能力に対応した新設管路の拡張等、新たな工業用水道施設の整備は引き続き必要である。</p> <p>さらに、本建設事業においては、既に計画給水能力 128,500m³/日に対応する取水・浄水関連施設は完成しており、受水企業の需要に応えるため、昭和 53 年 10 月から暫定的な水利権により一部給水を開始しているが、工業用水の安定供給のためには、安定水源の開発が必要である。</p>						
3 . 事業の概要、外部要因など	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="153 1312 264 1603">事業の概要</td> <td data-bbox="264 1312 1439 1603"> <p>本建設事業では、太田市・邑楽郡大泉町をはじめとする給水区域内の既存企業及び新たに進出が見込まれる企業に 128,500m³/日の工業用水を給水することを目的として、河川表流水に水源を求め、工業用水道施設を新たに建設する。</p> <p>また、既に給水能力 128,500m³/日に対応する取水・浄水関連施設は完成しており、昭和 53 年 10 月から暫定的な水利権により一部給水を開始しているが、工業用水の安定供給の確保のため、現在、国土交通省が建設している八ッ場ダムに安定水源を求めている。</p> <p>今後は、引き続き新規の工業団地等への配水管整備を進めていく。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="153 1603 264 1850">地下水保全の必要性</td> <td data-bbox="264 1603 1439 1850"> <p>本建設事業の給水区域は、工業用水法による指定地域ではないが、「関東平野北部地盤沈下対策等防止要綱」（平成 3 年 11 月 29 日閣僚会議決定）に定める保全地域の一つに該当しており、継続して地盤沈下が発生している地域であることから、引き続き地下水の保全が必要である。</p> <p>また、群馬県では、地盤沈下の防止と地下水の保全をより一層推進するため、平成 12 年度に「群馬県の生活環境を保全する条例」を制定し、地下水の採取状況の報告義務を定めるとともに、必要に応じ地下水採取の抑制を行っているところである。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="153 1850 264 2009">事業着手の緊急性</td> <td data-bbox="264 1850 1439 2009"> <p>以下の理由により、早急に工業用水の安定供給に必要な安定水源の確保が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、本建設事業は暫定的な水利権により一部給水を開始しており、工業用水の安定供給の確保を図るため、安定水源の開発が重要である。 </td> </tr> </table>	事業の概要	<p>本建設事業では、太田市・邑楽郡大泉町をはじめとする給水区域内の既存企業及び新たに進出が見込まれる企業に 128,500m³/日の工業用水を給水することを目的として、河川表流水に水源を求め、工業用水道施設を新たに建設する。</p> <p>また、既に給水能力 128,500m³/日に対応する取水・浄水関連施設は完成しており、昭和 53 年 10 月から暫定的な水利権により一部給水を開始しているが、工業用水の安定供給の確保のため、現在、国土交通省が建設している八ッ場ダムに安定水源を求めている。</p> <p>今後は、引き続き新規の工業団地等への配水管整備を進めていく。</p>	地下水保全の必要性	<p>本建設事業の給水区域は、工業用水法による指定地域ではないが、「関東平野北部地盤沈下対策等防止要綱」（平成 3 年 11 月 29 日閣僚会議決定）に定める保全地域の一つに該当しており、継続して地盤沈下が発生している地域であることから、引き続き地下水の保全が必要である。</p> <p>また、群馬県では、地盤沈下の防止と地下水の保全をより一層推進するため、平成 12 年度に「群馬県の生活環境を保全する条例」を制定し、地下水の採取状況の報告義務を定めるとともに、必要に応じ地下水採取の抑制を行っているところである。</p>	事業着手の緊急性	<p>以下の理由により、早急に工業用水の安定供給に必要な安定水源の確保が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、本建設事業は暫定的な水利権により一部給水を開始しており、工業用水の安定供給の確保を図るため、安定水源の開発が重要である。
事業の概要	<p>本建設事業では、太田市・邑楽郡大泉町をはじめとする給水区域内の既存企業及び新たに進出が見込まれる企業に 128,500m³/日の工業用水を給水することを目的として、河川表流水に水源を求め、工業用水道施設を新たに建設する。</p> <p>また、既に給水能力 128,500m³/日に対応する取水・浄水関連施設は完成しており、昭和 53 年 10 月から暫定的な水利権により一部給水を開始しているが、工業用水の安定供給の確保のため、現在、国土交通省が建設している八ッ場ダムに安定水源を求めている。</p> <p>今後は、引き続き新規の工業団地等への配水管整備を進めていく。</p>						
地下水保全の必要性	<p>本建設事業の給水区域は、工業用水法による指定地域ではないが、「関東平野北部地盤沈下対策等防止要綱」（平成 3 年 11 月 29 日閣僚会議決定）に定める保全地域の一つに該当しており、継続して地盤沈下が発生している地域であることから、引き続き地下水の保全が必要である。</p> <p>また、群馬県では、地盤沈下の防止と地下水の保全をより一層推進するため、平成 12 年度に「群馬県の生活環境を保全する条例」を制定し、地下水の採取状況の報告義務を定めるとともに、必要に応じ地下水採取の抑制を行っているところである。</p>						
事業着手の緊急性	<p>以下の理由により、早急に工業用水の安定供給に必要な安定水源の確保が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、本建設事業は暫定的な水利権により一部給水を開始しており、工業用水の安定供給の確保を図るため、安定水源の開発が重要である。 						

一次評価	①需要の見直し	事後評価（平成 21 年度）	事後評価（平成 22 年度）																																																																		
		<p>給水区域： 太田市、館林市、伊勢崎市、邑楽郡千代田町、大泉町、邑楽町、坂倉町、明和町</p> <p>立地業種と需要量：</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>立地業種</th> <th>計画水量(m³/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>食品製造業</td><td>15,505</td></tr> <tr><td>飲料・たばこ・飼料製造業</td><td>33,400</td></tr> <tr><td>木材・木製品製造業</td><td>360</td></tr> <tr><td>パルプ・紙・紙製品製造業</td><td>670</td></tr> <tr><td>出版・印刷・同関連産業</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>化学工業</td><td>10,940</td></tr> <tr><td>プラスチック製品製造業</td><td>7,010</td></tr> <tr><td>ゴム製品製造業</td><td>1,360</td></tr> <tr><td>窯業・土石製品製造業</td><td>2,770</td></tr> <tr><td>鉄鋼業</td><td>3,500</td></tr> <tr><td>非鉄金属製造業</td><td>4,500</td></tr> <tr><td>金属製品製造業</td><td>3,660</td></tr> <tr><td>一般機械器具製造業</td><td>8,160</td></tr> <tr><td>電気機械器具製造業</td><td>50,470</td></tr> <tr><td>輸送用機械器具製造業</td><td>41,455</td></tr> <tr><td>その他製造業</td><td>3,740</td></tr> </tbody> </table> <p>給水量及び需要発生時期： ・計画給水能力 188,500m³/日 ・契約給水量 109,940m³/日(平成 21 年度) ・給水量 129,680m³/日(平成 25 年度～) 188,500m³/日(最終)</p>	立地業種	計画水量(m ³ /日)	食品製造業	15,505	飲料・たばこ・飼料製造業	33,400	木材・木製品製造業	360	パルプ・紙・紙製品製造業	670	出版・印刷・同関連産業	1,000	化学工業	10,940	プラスチック製品製造業	7,010	ゴム製品製造業	1,360	窯業・土石製品製造業	2,770	鉄鋼業	3,500	非鉄金属製造業	4,500	金属製品製造業	3,660	一般機械器具製造業	8,160	電気機械器具製造業	50,470	輸送用機械器具製造業	41,455	その他製造業	3,740	<p>給水区域： 太田市、館林市、伊勢崎市、邑楽郡千代田町、大泉町、邑楽町、坂倉町、明和町</p> <p>立地業種と需要量：</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>立地業種</th> <th>計画水量(m³/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>食品製造業</td><td>19,760</td></tr> <tr><td>飲料・たばこ・飼料製造業</td><td>16,590</td></tr> <tr><td>木材・木製品製造業</td><td>0</td></tr> <tr><td>パルプ・紙・紙製品製造業</td><td>410</td></tr> <tr><td>出版・印刷・同関連産業</td><td>960</td></tr> <tr><td>化学工業</td><td>5,010</td></tr> <tr><td>プラスチック製品製造業</td><td>4,510</td></tr> <tr><td>ゴム製品製造業</td><td>1,550</td></tr> <tr><td>窯業・土石製品製造業</td><td>1,710</td></tr> <tr><td>鉄鋼業</td><td>4,120</td></tr> <tr><td>非鉄金属製造業</td><td>5,290</td></tr> <tr><td>金属製品製造業</td><td>3,520</td></tr> <tr><td>一般機械器具製造業</td><td>200</td></tr> <tr><td>電気機械器具製造業</td><td>33,890</td></tr> <tr><td>輸送用機械器具製造業</td><td>27,740</td></tr> <tr><td>その他製造業</td><td>3,240</td></tr> </tbody> </table> <p>給水量及び需要発生時期： ・計画給水能力 128,500m³/日 ・契約給水量 109,210m³/日(平成 22 年度) ・給水量 122,191m³/日(平成 34 年度～) 126,955m³/日(平成 46 年度～) 128,500m³/日(最終)</p>	立地業種	計画水量(m ³ /日)	食品製造業	19,760	飲料・たばこ・飼料製造業	16,590	木材・木製品製造業	0	パルプ・紙・紙製品製造業	410	出版・印刷・同関連産業	960	化学工業	5,010	プラスチック製品製造業	4,510	ゴム製品製造業	1,550	窯業・土石製品製造業	1,710	鉄鋼業	4,120	非鉄金属製造業	5,290	金属製品製造業	3,520	一般機械器具製造業	200	電気機械器具製造業	33,890	輸送用機械器具製造業	27,740
立地業種	計画水量(m ³ /日)																																																																				
食品製造業	15,505																																																																				
飲料・たばこ・飼料製造業	33,400																																																																				
木材・木製品製造業	360																																																																				
パルプ・紙・紙製品製造業	670																																																																				
出版・印刷・同関連産業	1,000																																																																				
化学工業	10,940																																																																				
プラスチック製品製造業	7,010																																																																				
ゴム製品製造業	1,360																																																																				
窯業・土石製品製造業	2,770																																																																				
鉄鋼業	3,500																																																																				
非鉄金属製造業	4,500																																																																				
金属製品製造業	3,660																																																																				
一般機械器具製造業	8,160																																																																				
電気機械器具製造業	50,470																																																																				
輸送用機械器具製造業	41,455																																																																				
その他製造業	3,740																																																																				
立地業種	計画水量(m ³ /日)																																																																				
食品製造業	19,760																																																																				
飲料・たばこ・飼料製造業	16,590																																																																				
木材・木製品製造業	0																																																																				
パルプ・紙・紙製品製造業	410																																																																				
出版・印刷・同関連産業	960																																																																				
化学工業	5,010																																																																				
プラスチック製品製造業	4,510																																																																				
ゴム製品製造業	1,550																																																																				
窯業・土石製品製造業	1,710																																																																				
鉄鋼業	4,120																																																																				
非鉄金属製造業	5,290																																																																				
金属製品製造業	3,520																																																																				
一般機械器具製造業	200																																																																				
電気機械器具製造業	33,890																																																																				
輸送用機械器具製造業	27,740																																																																				
その他製造業	3,240																																																																				

②事業計画	<p>施設規模：</p> <p>○ 建設事業費： 29,248,850 千円 うちダム負担金 1,840,000 千円</p> <p>○ 各事業の規模：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯水工事八ッ場ダム建設事業 (建設負担金) 一式 ・取水工事 取水口 一式 取水ポンプ 6 台 ・導水工事 導水管 φ1,100 L=446m 揚水ポンプ 4 台 ・浄水工事 沈でん池 10 池 浄水・電気設備 一式 排水処理設備 一式 ・配水工事 配水池 6 池 配水ポンプ 11 台 配水管 φ75~1,000 mm L=100.0 km <p>建設工程：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期 昭和 50 年度～平成 27 年度 ・進捗状況：(平成 21 年度申請ベース) 貯水工事 76% 取水工事 100% 導水工事 68% 浄水工事 48% 配水工事 77% 	<p>施設規模：</p> <p>○ 建設事業費： 24,757,267 千円 うちダム負担金 1,838,160 千円</p> <p>○各事業の規模：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯水工事八ッ場ダム建設事業 (建設負担金) 一式 ・取水工事 取水口 一式 取水ポンプ 6 台 ・導水工事 導水管 φ1,100 L=446m 揚水ポンプ 1 台 ・浄水工事 沈でん池 6 池 浄水・電気設備 一式 排水処理設備 一式 ・配水工事 配水池 4 池 配水ポンプ 7 台 配水管 φ75~1,000 mm L=102.6 km <p>建設工程：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期 昭和 50 年度～平成 27 年度 ・進捗状況：(平成 22 年度申請ベース) 貯水工事 95% 取水工事 100% 導水工事 100% 浄水工事 100% 配水工事 85%
	③費用便益分析	<p>A . 総便益； 1195.27 億円</p> <p>B . 総費用； 466.33 億円</p> <p>費用便益費； A/B=2.56</p>
<p>本建設事業は、計画給水能力の変更を行う予定としているものの、費用対便益比は3.26が確保されていることから事後評価時の要件を満たしており、二次評価は実施しない。</p>		
事業対 応方針	<p>群馬県は、今後も水需要の動向を踏まえつつ、八ッ場ダムの完成予定年である 応方針平成 27 年度を目標とし、事業計画どおりに当該事業を継続することとしている。</p>	
公表	<p>(有) / 無</p>	
<p>本建設事業は、河川表流水に安定的な水源を求め、太田市・邑楽郡大泉町をはじめとする給水区域内の既存企業及び新たに進出が見込まれる企業に対し、128,500m³/日の工業用水を供給するため、新たな工業用水道施設を建設する事業である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総事業費 ; 247.6 億円 ・補助対象事業費 ; 197.5 億円 ・補助金総額 ; 59.3 億円 (補助率：30.00%) <p>(2) 目標達成時期 ; 平成 27 年度</p> <p>(3) 目標達成度 ; 90.2% (平成 21 年度末補助金執行ベース)</p> <p>(4) 次回事後評価時期 ; なし</p> <p>(5) 目標達成状況に影響しうる外部要因など考慮すべき事項；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省が施工している八ッ場ダム建設事業の進捗状況 		

＜予算額等＞				
予算費目名：＜一般＞				
開始年度	終了年度	事業実施主体	補助率	主な対象者(顧客)
昭和 50 年度	平成 27 年度	群馬県	30.00%	給水先 112 工場を予定
H23FY 要求額	H22FY 予算額	H21FY 予算額	総予算額	総執行額
28,100[千円]	50,900[千円]	56,300[千円]	5,925,213[千円]	5,166,506[千円]
4 . 有効性、効率性等の評価				
(1) 手段の適正性				
<p>本建設事業は、利根川水系の水需給及び地下水転換の必要性から、群馬県の重点事業として決定されたものであり、「工業用水道事業に係る政策評価実施要領」における「費用対効果分析実施細目」に基づき費用便益費を考慮しつつ、給水区域内の工業用水需要に対応すべく必要な施設建設を実施していることから、手段は適正であると考えられる。</p>				
(2) 効果とコストとの関係に関する分析；				
<p>「工業用水道事業に係る政策評価実施要領」における「費用対効果分析実施細目」に基づき、社会的割引率を考慮して、総便益と総費用を算出した。</p>				
<p>A . 総便益 ; 1,126.37 億円</p> <p style="padding-left: 2em;">工業用水の調達コスト削減便益 ; 1,126.37 億円</p>				
<p>B . 総費用 ; 345.85 億円</p> <p style="padding-left: 2em;">総事業費</p> <p style="padding-left: 2em;">建設費（建中利息を含まず） ; 345.85 億円</p>				
<p>費用便益比；$A/B = 3.26$</p>				
<p>費用便益比の算定に含まれないその他の特別な事情</p>				
<p>① 地域振興計画との関連性：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県総合計画「21 世紀のプラン」に、重点的な取組の方向性として「戦略的な企業誘致と新産業の創出に努める」、重点施策・取組として「産業バランスを考えた工業団地開発を推進する」旨が記されている。 ・「群馬県ものづくり・新産業創出基本条例」に基づく産業の振興に伴う、工業用水道の整備。 				
<p>② その他特別な事情： なし</p>				
(3) 知見の活用				
<p>本建設事業は、計画給水能力の変更を行う予定としているものの、費用対便益比は 3.26 が確保されており、事後評価時の要件を満たしていることから、追加知見の活用を要しない。</p>				
(4) 評価の過程に使用した情報				
<ul style="list-style-type: none"> ・工業用水道事業政策評価実施要領に基づく事後評価総括表等 				
5 . 評価結果				
<p>工業用水道事業に係る政策評価実施要領に照らし合わせた結果、本建設事業は補助対象として妥当であると判断されるため、引き続き予算要求する。</p>				

事例6 横浜市工業用水道第3期改築事業（神奈川県横浜市）〔経済産業省／再評価〕

対象事業	横浜市工業用水道第3期改築事業
1. 事業の目的	
<p>横浜市工業用水道事業は、昭和31年度の工業用水法制定により、横浜市鶴見区及び神奈川区において地下水の汲上げが規制されたことを機に、相模ダム及び西谷浄水場ろ過池の洗浄排水再生利用を水源として、当該給水区域の企業に対し、工業用水を供給するため、横浜市が昭和32年から建設に着手し、昭和35年10月から一部給水を開始した事業である。</p> <p>その後、城山ダムを水源として、根岸湾埋立地及び戸塚工業団地に立地する企業に対し工業用水を供給するために拡張工事を行い、昭和44年には362,000m³/日の給水能力を有するに至った。</p> <p>当該工業用水道施設は、給水開始から数十年が経過し、施設の経年劣化に伴い漏水等の給水障害が生じてきたことから、平成2年度から平成7年度にかけて第1期改築事業、平成8年度から平成17年度にかけて第2期改築事業を実施し、浄水施設の改築、管路の布設替え、相模湖の堆砂除去等を行ってきたが、第2期までの改築事業における未改築の施設については、現在の耐震基準に適合しておらず、地震等の災害時に漏水・破裂等事故の発生が懸念される。</p> <p>このため、横浜市では、施設の耐震化を進める他、緊急時のための連絡管の設置により、将来にわたる受水企業への安定供給を確保するために、平成18年度より第3期改築事業を実施している。</p>	
2. 事業の必要性	
<p>横浜市工業用水道の施設の一部は、建設後40年以上経過して老朽劣化しており、現在の耐震基準に適合していない。また、樹枝状管路であるため、管路の破損時には広範囲にわたって断水が発生する可能性があり、供給先に発電所やガス供給会社もあることから、供給支障による二次災害が懸念される。そのため、施設の耐震化、緊急時のバックアップ施設の整備が必要である。</p>	
3. 事業の概要、外部要因など	
事業の概要	施設の経年劣化が進んでおり、耐震性にも問題があることから、送水管の布設替え及び耐震補強工事、電気・機械・計装設備等の更新工事などを実施する。
地下水保全の必要性	工業用水法による指定地域（横浜市鶴見区、神奈川区）へ給水する事業
事業着手の緊急性	<p>以下の理由により、早急な改築事業の実施が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未改築施設については、十分な耐震性を有しておらず、地震等の災害時に漏水等の供給支障が発生し、二次災害を引き起こすおそれがある。 ・施設全般に耐用年数を迎え、老朽化が進み、維持管理費の増加や漏水事故などが発生している。

一次評価	①需要の見通し	採択時（平成 17 年度）	事後評価時																																																																																						
		<p>給水区域： 鶴見区、神奈川区、西区、中区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、戸塚区及び栄区の一部</p> <p>立地業種と需要量：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">立地業種</th> <th colspan="2">計画水量（m³/日）</th> </tr> <tr> <th>平成 16 年度</th> <th>計画水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>食料・飲料業</td><td>30,800</td><td>40,100</td></tr> <tr><td>化学工業</td><td>43,800</td><td>57,000</td></tr> <tr><td>石油製品</td><td>74,900</td><td>97,500</td></tr> <tr><td>ゴム製品</td><td>4,300</td><td>5,600</td></tr> <tr><td>窯業・土石</td><td>7,200</td><td>9,400</td></tr> <tr><td>鉄鋼</td><td>30,200</td><td>39,300</td></tr> <tr><td>非鉄金属</td><td>3,600</td><td>4,700</td></tr> <tr><td>金属製品</td><td>5,600</td><td>7,300</td></tr> <tr><td>電気機械器具</td><td>24,400</td><td>31,800</td></tr> <tr><td>輸送用機械器具</td><td>15,300</td><td>19,900</td></tr> <tr><td>精密機械器具</td><td>800</td><td>1,100</td></tr> <tr><td>その他</td><td>37,100</td><td>48,300</td></tr> <tr><td>計</td><td>278,000</td><td>362,000</td></tr> </tbody> </table> <p>給水量及び需要発生時期：（平成 16 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画給水能力 362,000m³/日 現在給水能力 362,000m³/日 契約給水量 278,000m³/日 給水量 133,455m³/日 需要予測 362,000m³/日 	立地業種	計画水量（m ³ /日）		平成 16 年度	計画水量	食料・飲料業	30,800	40,100	化学工業	43,800	57,000	石油製品	74,900	97,500	ゴム製品	4,300	5,600	窯業・土石	7,200	9,400	鉄鋼	30,200	39,300	非鉄金属	3,600	4,700	金属製品	5,600	7,300	電気機械器具	24,400	31,800	輸送用機械器具	15,300	19,900	精密機械器具	800	1,100	その他	37,100	48,300	計	278,000	362,000	<p>給水区域： 鶴見区、神奈川区、西区、中区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、戸塚区及び栄区の一部</p> <p>立地業種と需要量：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">立地業種</th> <th colspan="2">計画水量（m³/日）</th> </tr> <tr> <th>平成 16 年度</th> <th>計画水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>食料・飲料業</td><td>30,800</td><td>40,100</td></tr> <tr><td>化学工業</td><td>43,800</td><td>57,000</td></tr> <tr><td>石油製品</td><td>74,900</td><td>97,500</td></tr> <tr><td>ゴム製品</td><td>4,300</td><td>5,600</td></tr> <tr><td>窯業・土石</td><td>7,200</td><td>9,400</td></tr> <tr><td>鉄鋼</td><td>30,200</td><td>39,300</td></tr> <tr><td>非鉄金属</td><td>3,600</td><td>4,700</td></tr> <tr><td>金属製品</td><td>5,600</td><td>7,300</td></tr> <tr><td>電気機械器具</td><td>24,400</td><td>31,800</td></tr> <tr><td>輸送用機械器具</td><td>15,300</td><td>19,900</td></tr> <tr><td>精密機械器具</td><td>800</td><td>1,100</td></tr> <tr><td>その他</td><td>37,100</td><td>48,300</td></tr> <tr><td>計</td><td>278,000</td><td>362,000</td></tr> </tbody> </table> <p>給水量及び需要発生時期：（平成 21 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画給水能力 362,000m³/日 現在給水能力 362,000m³/日 契約給水量 267,700m³/日 給水量 118,598m³/日 需要予測 362,000m³/日 	立地業種	計画水量（m ³ /日）		平成 16 年度	計画水量	食料・飲料業	30,800	40,100	化学工業	43,800	57,000	石油製品	74,900	97,500	ゴム製品	4,300	5,600	窯業・土石	7,200	9,400	鉄鋼	30,200	39,300	非鉄金属	3,600	4,700	金属製品	5,600	7,300	電気機械器具	24,400	31,800	輸送用機械器具	15,300	19,900	精密機械器具	800	1,100	その他	37,100	48,300	計
立地業種	計画水量（m ³ /日）																																																																																								
	平成 16 年度	計画水量																																																																																							
食料・飲料業	30,800	40,100																																																																																							
化学工業	43,800	57,000																																																																																							
石油製品	74,900	97,500																																																																																							
ゴム製品	4,300	5,600																																																																																							
窯業・土石	7,200	9,400																																																																																							
鉄鋼	30,200	39,300																																																																																							
非鉄金属	3,600	4,700																																																																																							
金属製品	5,600	7,300																																																																																							
電気機械器具	24,400	31,800																																																																																							
輸送用機械器具	15,300	19,900																																																																																							
精密機械器具	800	1,100																																																																																							
その他	37,100	48,300																																																																																							
計	278,000	362,000																																																																																							
立地業種	計画水量（m ³ /日）																																																																																								
	平成 16 年度	計画水量																																																																																							
食料・飲料業	30,800	40,100																																																																																							
化学工業	43,800	57,000																																																																																							
石油製品	74,900	97,500																																																																																							
ゴム製品	4,300	5,600																																																																																							
窯業・土石	7,200	9,400																																																																																							
鉄鋼	30,200	39,300																																																																																							
非鉄金属	3,600	4,700																																																																																							
金属製品	5,600	7,300																																																																																							
電気機械器具	24,400	31,800																																																																																							
輸送用機械器具	15,300	19,900																																																																																							
精密機械器具	800	1,100																																																																																							
その他	37,100	48,300																																																																																							
計	278,000	362,000																																																																																							

② 事業計画	<p>施設規模：</p> <p>○建設事業費： 9,921,000 千円</p> <p>○各事業の規模：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯水工事 <ul style="list-style-type: none"> 相模貯水池大規模建設改良 一式 ・導水工事 <ul style="list-style-type: none"> 導水ずい道耐震補強 他 一式 ・浄水工事 <ul style="list-style-type: none"> 沈殿池耐震補強 他 一式 ・送水工事 <ul style="list-style-type: none"> 送水管補強 32 箇所 ・配水工事 <ul style="list-style-type: none"> 配水管布設替 L=6.0km 水管橋耐震補強 他 15 箇所 配水管耐震補強 58 箇所 バックアップ供給施設設置 他 一式 <p>工程：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期 平成 18 年度～平成 27 年度 	<p>施設規模：</p> <p>○建設事業費： 7,286,907 千円</p> <p>○各事業の規模：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯水工事 <ul style="list-style-type: none"> 相模貯水池大規模建設改良 一式 ・導水工事 <ul style="list-style-type: none"> 小出川水管橋耐震補強工事 一式 小雀揚水井耐震補強工事 一式 ・浄水工事 <ul style="list-style-type: none"> 鶴ヶ峰沈殿池耐震補強工事 一式 鶴ヶ峰沈殿池機械設備改良工事 一式 鶴ヶ峰沈殿池電機設備改良工事 一式 鶴ヶ峰沈殿池次亜注入設備 一式 小雀沈殿池耐震補強工事 一式 小雀調整池耐震補強工事 一式 小雀 PAC 貯留槽耐震補強工事 一式 ・送水工事 <ul style="list-style-type: none"> 送水管補強工事（外面施工） 一式 送水管布設替工事 一式 ・配水工事 <ul style="list-style-type: none"> 配水管布設替工事 L=11,8km 水管橋耐震補強工事 6 箇所 配水管補強（外面施工） 17 箇所 配水管補強（内面施工） 3 箇所 軌道下配水管布設替工事 L=354m 仕切弁設置取替・新設工事 1 基 上水道バックアップ供給施設建設 一式 1号ずい道入口計器室（設備改良） 一式 <p>工程：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期 平成 18 年度～平成 27 年度 ・進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> 貯水工事 100.0% 浄水工事 34.8% 送水工事 19.6% 配水工事 37.2%
	③ 費用便益分析	<p>A . 総便益； 143.15 億円</p> <p>B . 総費用； 78.37 億円</p> <p>費用便益費； A/B=1.83</p>
<p>費用対便益比は1.71を確保していることから採択要件を満たしており、事業計画についても大幅な変更がないことから、二次評価は実施しない。</p>		
事業対応方針	<p>横浜市は今後も事業計画どおり当該事業を実施していく方針である。</p>	
公表	<p>有</p>	
<p>(1) 説明；</p> <p>本改築事業では、施設の老朽化対策、大規模地震への対応のため、浄水施設の改良、管路の布設替え及び緊急時バックアップ施設の設置等を行い、安定給水の維持、向上を計画的かつ効率的に実施する。</p>		

- ・ 総事業費 ; 72.87 億円
- ・ 補助対象事業費 ; 72.87 億円
- ・ 補助金総額 ; 12.61 億円 (補助率 : 22.50 / 15.00%)

- (2) 目標達成時期 ; 平成 27 年度
 (3) 目標達成度 ; 37.3% (平成 21 年度末補助金執行ベース)
 (4) 次回事後評価実施時期 ; なし
 (5) 目標達成状況に影響しうる外部要因など考慮すべき事項 ; なし

<予算額等>

予算費目名 : <一般>

開始年度	終了年度	事業実施主体	補助率	主な対象者(顧客)
平成 18 年度	平成 27 年度	横浜市	22.50/15.00%	受水先 64 件
H23FY 要求額	H22FY 予算額	H21FY 予算額	総予算額	総執行額
44,700[千円]	89,500[千円]	98,600[千円]	1,260,900[千円]	461,196[千円]

4 . 有効性、効率性等の評価

(1) 手段の適正性

本事業の実施にあたっては、事業主体である横浜市が事業実施計画を策定したうえで事業を実施している。また、改築内容については「工業用水道事業に係る政策評価実施要領」における「費用対効果分析実施細目」に基づき費用便益費を検討したうえで事業内容を決定しており、本事業の手段は適正と考えられる。

(2) 効果とコストとの関係に関する分析 ;

「工業用水道事業に係る政策評価実施要領」における「費用対効果分析実施細目」に基づき、社会的割引率を考慮して、総便益と総費用を算出した。

A . 総便益 ; 113.90 億円

- ① 地震による施設損壊リスク回避便益 (利用者便益) ; 36.82 億円
- ② 維持管理費軽減便益 (供給者便益) ; 74.59 億円
- ③ 地震による施設損壊リスク回避便益 (供給者便益) ; 0.03 億円
- ④ 老朽化による施設損壊リスク回避便益 (供給者便益) ; 2.46 億円

B . 総費用 ; 66.52 億円

- ① 事業費 ; 66.52 億円

費用便益比 ; $A / B = 1.71$

費用便益比の算定に含まれないその他の特別な事情

- ① 地域振興計画との関連性 : なし
- ② その他特別な事情 : なし

(3) 知見の活用

本事業は、現在実施中の事業計画に大幅な変更がないこと、また費用便益比についても、1.71 が確保されていることから追加知見の活用を要しない。

(4) 評価の過程に使用した情報

- ・ 工業用水道事業政策評価実施要領に基づく事後評価総括表等

5 . 評価結果

工業用水道事業に係る政策評価実施要領に照らし合わせた結果、本改築事業は補助対象として妥当であると判断されるため、引き続き予算要求する。

事例7 河川事業（総合水系環境整備事業）＜共通事項＞〔国土交通省〕

**【河川事業】
（直轄事業）**

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			
			貨幣換算した便益：B（億円）		費用：C (億円)	B／C
			便益の内訳及び主な根拠			
石狩川総合水系環境整備事業 北海道開発局	その他	470	3,210	〈内訳〉 水質改善の効果による便益：848億円 自然環境の保全・再生・創出の効果による便益：1142億円 河川利用推進の効果による便益：1220億円 〈主要な根拠〉 (水環境) 【茨戸川水環境整備事業】 支払い意思額：372円/世帯/月 受益世帯数：990,004世帯 (自然再生) 【当別地区自然再生事業】 支払い意思額：471円/世帯/月 受益世帯数：1,016,857世帯 (水辺整備) 【旭川市街地区かわまちづくり】 支払い意思額：451円/世帯/月 受益世帯数：285,748世帯 【豊平川水辺整備】 旅行費用：1,080円/人（無料施設） 利用者数：890,800人/年（無料施設） 旅行費用：2,319円/人（有料施設） 利用者数：157,951人/年（有料施設） 【漁川水辺整備】 旅行費用：794円/人 利用者数：15,345人/年 旅行費用：626円/人 利用者数：21,720人/年 【雨竜川水辺の楽校】 支払い意思額：439円/世帯/月 受益世帯数：1,634世帯 【漁川ダム貯水池水質保全事業】 支払い意思額：697円/世帯/月 受益世帯数：78,068世帯	989	3.2

貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
<p>・導水により、導水先河川のせせらぎ回復し、豊かで清らかな水辺環境の創出が期待される。</p> <p>・茨戸川流域や流入小河川において植樹、清掃活動、自然観察会の実施などの各種活動、環境教育が行われており、地域住民の環境意識の高まりが期待される。</p> <p>・自然再生での地域と連携した取り組みにより環境保全の意識が高まっている。</p> <p>・自然再生により、教育の場としての利用も広まっており、今後も環境教育への寄与が期待できる。</p> <p>・良好な水辺空間の整備より、教育の場としての利用や地域の方々の健康促進の場として利用されている。</p> <p>・まちづくりと一体となった水辺空間の整備により、市街地の活性化、観光都市としての魅力向上が期待されている。</p>	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <p>・茨戸川の水質は低下傾向にあるものの未だ環境基準が達成されておらず、近年でもアオコが発生している。</p> <p>また、水源を持たない札幌北部地区河川は平常時の流量が小さく水が停滞して水環境が損なわれており、引き続き水環境整備事業を進めていく必要がある。</p> <p>・当別地区では、河川改修や土地利用の進展にともない、近年、河岸形状の単調化、湿地・草地環境や樹林環境が減少し、生物の生息環境が減少してきており、引き続き自然再生事業を進めていく必要がある。</p> <p>・旭川市街地区かわまちづくりについては、空洞化が進む市街地の活性化を図るため、旭川市のまちづくりと一体となった河川整備を実施し、観光都市としての機能向上を進めていく必要がある。</p> <p>・本事業の投資効果は充分確保されている。</p> <p>②事業の進捗の見込みの視点</p> <p>・茨戸川水環境整備事業、当別地区自然再生事業及び旭川市街地区かわまちづくりは着実に進捗しているが、流域の地方公共団体等からは、事業推進に強い要望があり、引き続き地域住民や関係機関と連携し、事業の進捗を図る。</p> <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点</p> <p>・これまで、導水量等の変更、NPO等と連携したモニタリング、発生土の他事業への流用等によりコスト縮減を図っているが、引き続きコスト縮減に努める。</p> <p>・また、代替案の可能性については、清流ルネッサンスⅡ地域協議会、石狩川下流当別地区ワークショップ、旭川市が主催する文化芸術ゾーン形成検討会議で議論を重ね計画を策定しており、現計画が最適であると考えられる。〈今後の事業評価の必要性〉</p> <p>④その他</p> <p>・豊平川水辺整備を実施した区間においては、多くの住民が河川空間を利用し、十分な効果を発揮していることが確認された。そのため、今後の事後評価の必要はない。</p> <p>・漁川水辺整備を実施した区間においては、地域の体験学習や環境教育の場として活用されているとともに、多くの住民が河川空間を利用し、十分な効果を発揮していることが確認された。そのため、今後の事後評価の必要はない。</p> <p>・雨竜川水辺の楽校を実施した区間においては、「水辺の楽校」が開催され、体験学習や環境教育の場として活用されていることが確認された。そのため、今後の事後評価の必要はない。</p> <p>・漁川ダム貯水池水質保全事業においては、湖水循環装置、堆砂掘削、湖岸緑化、河岸保護工の対策の実施によりカビ臭、バンドリナおよびマンガンの抑制効果が発現している。そのため、今後の事後評価の必要はない。</p> <p>・以上のことから、事業の必要性・重要性は変化なく、費用対効果等の投資効果も確保されているため事業を継続する。</p>	<p>継続</p>	<p>本省河川局 河川環境課 (課長 小池剛)</p>

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			
			貨幣換算した便益：B (億円)		費用：C (億円)	B / C
			便益の内訳及び主な根拠			
網走川総合水系環境整備事業 北海道開発局	再々評価	206	278	〈内訳〉 水質改善の効果による便益：278億円 〈主要な根拠〉 (水環境) 【網走湖水環境改善事業】 支払い意思額：452円/世帯/月(流域内住民) 受益世帯数：33,989世帯(流域内住民) 支払い意思額：357円/世帯/月(流域外住民) 受益世帯数：262,566世帯(流域外住民) 支払い意思額：416円/日(観光客) 延べ滞在日数：1,063,000日(観光客)	272	1.0

貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
<ul style="list-style-type: none"> 近年、上昇傾向にある塩淡水境界層を低下させることより、網走湖の重要な水産資源であるシジミ生息域が拡大し、資源量が増大すると期待される。 親水利用が促進され、湖畔利用者やイベント参加者の増加による地域活性化が期待される。 流域一体となった対策を進めていく中で、川や湖における行事や活動、環境教育を進めることにより、地域住民の環境意識の高まりが期待される。 	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 網走湖は、観光レクリエーション、水産業などの重要な地域資源となっているが、その水質は、依然、環境基準を超えており、アオコ発生頻度の抑制、湖内閉鎖性水域の水質改善など、目標達成には至っていないこと、また、本事業の投資効果も十分に確保されていることから、引き続き事業を進めていく必要がある。 <p>②事業進捗の見込みの視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 流域自治体、関係機関との連携を図り、湖内負荷対策、流域負荷対策を着実に実施している。また、地域の強い要望もあり、引き続き流域自治体、関係機関と連携し、地域の方々の理解と協力を得ながら、事業の進捗を図る。 <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで、流域自治体、関係機関との連携によりコスト縮減を図ってきており、今後も流域自治体等と連携を進めながら、引き続きコスト縮減に努める。また、代替案等の可能性については、網走湖環境保全対策推進協議会及び水環境改善施策検討委員会において、議論を重ね計画を策定しており、現計画が最適であると考えている。 <p>・以上のことから、事業の必要性・重要性は変化なく、費用対効果等の投資効果も確保されているため、事業を継続する。</p>	継続	本省河川局 河川環境課 (課長 小池剛)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			
			貨幣換算した便益：B（億円）		費用：C (億円)	B／C
			便益の内訳及び主な根拠			
釧路川総合水系環境整備事業 北海道開発局	その他	45	418	〈内訳〉 自然環境の保全・再生・創出の効果による便益：417 億円 河川利用推進の効果による便益：1 億円 〈主要な根拠〉 (自然再生) 【釧路湿原自然再生事業】 支払い意思額：433 円/世帯/月（住民） 受益世帯数：314,622 世帯（住民） 支払い意思額：461 円/日（観光客） 延べ滞在日数：1,190,100 日（観光客） (水辺整備) 【しべちや水辺の楽校】 旅行費用：1,083 円/人 利用者数：4,542 人回/年	47	8.8

貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
<ul style="list-style-type: none"> ・釧路湿原は国立公園に指定され、国内外より年間 360 万人もの観光客が訪れている。 ・観光資源を良好に保つことで観光客の増加による地域経済等への波及効果が期待される。 ・釧路湿原自然再生の取り組みにより、地域における環境保全の意識が高まる。 ・修学旅行などの学生を対象とした観光及びエコツアーなどの自然環境体験型の観光が釧路湿原において普及することにより、環境教育に寄与する。 ・水辺の楽校の整備により、地域の教育の場として環境教育に寄与する。 	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釧路湿原は、近年、湿原面積の減少や乾燥化が急激に進み、湿原環境が悪化しており、引き続き自然再生事業を進めていく必要がある。 ・しべちや地区については、水辺の楽校の整備により、水辺を活かした環境教育の場やたくさんの人々が集う交流の場としての利用が期待され、引き続き水辺の楽校事業を進めていく必要がある。 ・本業務の投資効果は充分確保されている。 <p>②事業の進捗の見込みの視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釧路湿原自然再生事業は着実に進捗しているが、流域の地方公共団体等からは、自然再生事業推進の強い要望があり、引き続き地域住民や関係機関と連携し、事業の進捗を図る。 ・しべちや地区については、直轄としての整備は完了しているが、引き続き地域住民や関係機関と連携し、事業の進捗を図る。 <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで、施設構造の改善や現地発生材の利用によりコスト縮減を図ってきているが、引き続きコスト縮減に努める。 ・また、代替案の可能性については、釧路湿原自然再生協議会やしべちや子供の水辺協議会で議論を重ね計画を策定しており、現計画が最適であると考えられる。 <p>・以上のことから、事業の必要性・重要性は変化なく、費用対効果等の投資効果も確保されているため、事業を継続する。</p>	継続	本省河川局 河川環境課 (課長 小池剛)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			
			貨幣換算した便益：B (億円)		費用：C (億円)	B / C
			便益の内訳及び主な根拠			
信濃川総合水系環境整備事業 北陸地方整備局	その他	40	372	<p>【内訳】 水環境改善効果による便益：6.7億円 自然環境の保全・再生・創出の効果による便益：131億円 河川利用推進の効果による便益：234億円</p> <p>【主な根拠】 (水環境整備) 支払い意志額：171円/世帯/月 受益世帯数：31,448世帯 (自然再生) 支払い意志額：413円/世帯/月 受益世帯数：138,535世帯 (水辺整備) ・三条市 支払い意志額：418円/世帯/月 受益世帯数：58,489世帯 ・飯山市 支払い意志額：372円/世帯/月 受益世帯数：9,481世帯 ・長岡市 支払い意志額：407円/世帯/月 受益世帯数：78,354世帯 ・長野市 支払い意志額：442円/世帯/月 受益世帯数：95,951世帯</p>	70	5.3

貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
<p>(水環境整備) ・河川環境および景観の再生ならびに高水温化の抑制。 (自然再生) ・多様な動植物の生育・生息基盤の回復と千曲川らしい景観の再生、外来種対策の促進およびその普及啓発、環境学習の素材として機能、治水安全度の向上ならびに維持管理費の低減。 (水辺整備) ・三条市 観光交流人口の拡大による地域活性化、地域の健康増進の場の提供、地域住民等と連携した維持管理ならびに治水機能の向上。 ・飯山市 観光交流人口の拡大による地域活性化、地域の健康増進の場の提供、地元住民の共助の強化ならびに治水機能の向上。 ・長岡市 観光交流人口の拡大による地域活性化、地域の健康増進の場の提供ならびに治水機能の向上。 ・長野市 観光交流人口の拡大による地域活性化、地域の健康増進の場の提供、地元住民等と連携した維持管理ならびに治水機能の向上。</p>	<p>・水辺整備は、登録された「かわまちづくり計画」に基づき、地方自治体が行う整備と一体となって実施することで良好な水辺空間を創出するとともに、観光交流人口の拡大に資するものであり、地元自治体等からの期待が非常に大きい事業である。 ・さらに、千曲川での自然再生は、レキ河原の減少や外来植物の侵入拡大等により、千曲川本来の多様な自然環境が失われつつあり、かつての良好な河川環境を再生するため、引き続き、学識経験者からなる「河川生態学術研究会」と連携して実施する必要がある。 ・また、高瀬川においては瀬切れによる影響の緩和に向けて、引き続き、大町ダム水環境整備により、ダム貯水を活用した試験放流及び各種調査を実施していく必要がある。 ・事業の進捗見込みについては、残事業について大きな課題等がないことから、平成26年度の完成をめざし、計画的に事業を進捗していく。 ・コスト縮減については、発生土の再利用や伐採により処分する樹木を、公募により住民に無償提供を行い、処理費の削減を行うなどの、必要な検討を進めていく。</p>	継続	本省河川局 河川環境課 (課長 小池剛)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			
			貨幣換算した便益：B (億円)		費用：C (億円)	B / C
			便益の内訳及び主な根拠			
狩野川総合水系環境整備事業 中部地方整備局	再々評価	10	43	【内訳】 自然環境の保全・再生の効果による便益：43億円 【主な根拠】 支払い意志額：301円/世帯・月 受益世帯数：180,393世帯	12	3.6

貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
<ul style="list-style-type: none"> ・堆積土砂の除去、外来種の駆除、多自然護岸を整備することにより、絶滅危惧種であるミシマバイカモなど湧水環境に依存する貴重な生物が安定して生息・生育できる柿田川特有の自然環境の保全・再生が期待される。 ・研究や環境学習の場として活用されるとともに、自然保護団体による環境保全活動が取り組まれており、学識者や自然保護団体等の連携が図られ、より一層の活用促進が期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・柿田川は富士山麓の湧水を水源とした河川で絶滅危惧種であるミシマバイカモなど湧水環境に依存する貴重な生物が生息する特有の自然環境を形成しており、これら類似希な環境は後世に残していく貴重な財産であり重要な事業である。 ・行政・自然保護団体・学識者等で文化財指定に向け「柿田川保存管理計画」の策定を進めている。また、自然保護団体により外来種駆除や清掃活動が活発に行われている。これら関係者と合意形成を図りながら進めており、事業実施にあたっての支障はない。 ・駆除対象としているオオカワヂシャは特定外来生物に指定されており、種子と根を含む堆積土砂の処理方法について厳しい規制がかけられていることから、地元自治体と連携・調整し、コスト縮減を図る。 	継続	本省河川局 河川環境課 (課長 小池剛)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			
			貨幣換算した便益：B (億円)		費用：C (億円)	B / C
			便益の内訳及び主な根拠			
佐波川総合水系環境整備事業 中国地方整備局	長期間継続中	13	30	<p>【内訳】 水環境改善効果による便益：16億円 自然環境の保全・再生・創出の効果により便益：2億円 かわまちづくりや水辺の楽校など治水上及び河川利用上の安全・安心向上による便益：12億円</p> <p>【主な根拠】 (水環境整備) 支払意志額：315円/世帯/月 受益世帯数：20,581世帯(自然再生) 支払意志額：232円/世帯/月 受益世帯数：4,344世帯(水辺整備) 年間利用者数の増加数：437,399人</p>	15	2.0

貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
<p>(水環境整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島地川ダムの水は都市用水などとして現在多くの人に利用されており、今後も安全安心な水の供給が望まれている。 ・中国管内の水質ランキングでは、佐波川は常に上位をキープしており、引き続き良好な水質が望まれている。 (自然再生) ・沿川住民は、回遊魚が上流から下流まで行き来できる生息環境の整備を望んでいる。 ・毎年6月1日のアユ釣り解禁日以降多くの釣り人が見られる。 (水辺整備) ・下流では昭和50年以降継続的に中学生によるホタルの幼虫放流も行われ、ホタルが飛びかう河川が望まれる。 ・現在でも水際に近づける箇所では、夏季を中心に水遊びをする子どもが多く、河川利用のニーズは高い。 	<p>(水環境整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は設置した装置の効果をモニタリングしつつ、管理用発電施設の設置などを行うこととしており、今後も円滑な事業推進が見込まれる。 ・アオコ対策施設、水質改善施設の整備による消費電力量の増加が見込まれるため、管理用発電施設の整備による維持管理費の抑制を図る (自然再生) ・漁協などから、魚が回遊する環境整備の要望が強くなり、今後事業進捗する上で支障はない。 ・「水辺の小わざ」の活用や既設魚道の構造を極力利用するなどにより工事費の縮減を図る。 (水辺整備) ・水辺環境整備に対する地域要望は強く、事業実施にあたり地域の意見を取り入れながら行うこととしており、今後事業進捗する上で支障はない。 ・掘削土を盛土等へ流用するなど整備費の縮減を行う。また、除草作業や清掃など地域住民との協力体制により、コスト縮減に努める。 	継続	本省河川局 河川環境課 (課長 小池剛)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			
			貨幣換算した便益：B（億円）		費用：C (億円)	B／C
			便益の内訳及び主な根拠			
江の川総合水系環境整備事業 中国地方整備局	再々評価	15	42	<p>【内訳】 自然環境の保全・再生・創出の効果により便益：12億円 かわまちづくりや水辺の楽校など治水上及び河川利用上の安全・安心向上による便益：30億円</p> <p>【主な根拠】 (自然再生) 支払意志額：364円/世帯/月 受益世帯数：11,931世帯 (水辺整備) 支払意志額：450円/世帯/月 受益世帯数：14,851世帯 年間利用者数の増加：974,340人</p>	21	2.0

貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
<p>(自然再生) ・モニタリング調査結果では、河原環境で生息するイカルチドリ（鳥類）の生息やカワラヨモギ（植物）の生育も確認されている。</p> <p>(水辺整備) ・三次市が策定した「三次市三川合流部かわまちづくり計画」が平成22年9月に国土交通省に登録がなされた。今後、河川管理に必要な護岸、河川管理用通路の整備にあわせ、三次市、地域住民、関係団体が連携し、「かわ」と「まち」が一体となったまちづくりを進めていくこととなっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 江の川水辺整備（三川合流部周辺箇所）は、「かわまちづくり」支援制度の登録を受け、引き続き、地域住民・三次市・関係機関の意見を取り入れながら、事業を進めていくこととしており、今後事業進捗する上で支障はない。 島敷・甲立箇所水辺の楽校整備に対する地元要望は強く、地元住民・市教育委員会・市民団体等の意見を取り入れながら、事業を進めていくこととしており、今後事業進捗する上で支障はない。 下原箇所については、直轄区間外を含め関係機関と調整し事業を行う必要があること等から、計画の見直しを行う。 水辺整備にあたっては、近隣の別工事で発生する土砂を流用することにより、コスト縮減を図る。また、除草作業や清掃などは、地域住民との協力体制を確立することにより、コストの削減を図る。 	継続	本省河川局 河川環境課 (課長 小池剛)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			
			貨幣換算した便益：B（億円）		費用：C (億円)	B／C
			便益の内訳及び主な根拠			
斐伊川総合水系環境整備事業 中国地方整備局	その他	156	186	<p>【内訳】 水環境改善効果による便益：186億円 【主な根拠】 (水環境整備) 支払意志額：329円/世帯/月 受益世帯数：219,654世帯</p>	170	1.1

貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
<ul style="list-style-type: none"> ・中海・宍道湖は平成17年11月には国際的に重要な湿地としてラムサール条約登録湿地に認定されている。 ・平成21年度に鳥取県・島根県において、「第5期湖沼水質保全計画」が策定され、関係機関が連携して目標達成に向けた対策を実施している。 ・中海・宍道湖の流域住民の環境意識は高く、中海・宍道湖ともにアダプトプログラムにより沿岸の環境美化活動が行われている。 ・湖沼の水環境改善については、NPOや地域住民等と連携・協働し、物質循環による水質浄化についても取り組みが広がっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の水環境改善に対する要望は強く、流域対策と連携し湖内対策を推進することが第5期湖沼水質保全計画にも位置づけされている。 ・地域住民、地域の学識者との情報共有、情報交換を行い、地域の理解と協働のもとヨシやコアモ場再生など水環境改善対策の実施をしており特に問題はない。 ・斐伊川の河口維持掘削で発生した土砂を浅場造成材料とすることでコスト縮減を図った。 	継続	本省河川局 河川環境課 (課長 小池剛)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			
			貨幣換算した便益：B (億円)		費用：C (億円)	B / C
			便益の内訳及び主な根拠			
渡川総合水系環境 整備事業 四国地方整備局	長期間継 続中	39	47	<p>【内訳】 自然環境の保全・再生・創出の効果に よる便益：47 億円</p> <p>【主な根拠】 仮想的市場評価法 (CVM) による支払い 意志額 (平均値) 一世帯あたり月額 541 円、受益世帯数 34,901 世帯</p>	37	1.3

貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込 み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
<ul style="list-style-type: none"> ・アユの瀬づくり：近年減少傾向だったアユの産卵場面積が増加し、総面積が 10,000㎡を超えた。 ・ツルの里づくり：平成 20 年度、ナベツルの完全越冬を確認 (幼鳥を含む 9 羽)。 ・その他の効果：第 1 次産業の活性化、観光振興への寄与、市民活力の向上、環境教育の機会と場の提供等。 ・魚のゆりかごづくり：汽水域の豊かな環境の維持、再生が期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との協働連携をもって実施され、事業実施を通じて地域住民の活動が活発化している。 ・流域での自然環境や景観保全に対するニーズは高く、高知県や流域自治体の施策等と連携を図りながら推進する。 ・アユやスジアオノリの漁獲量は減少傾向にあり、それらの原因と考えられる事象への対応が求められている。 ・主要観光施設の利用者数は漸減傾向にあり、観光業の維持・回復のためにも事業が必要である。 ・アユの瀬づくり：平成 27～28 年度完了見込み、ツルの里づくり：平成 25 年度完了見込み、魚のゆりかごづくり (浅場の再生)：平成 38 年度完了見込み。 ・モニタリング調査を行い、状況に応じた順応的管理をベースに適切な手法を選択する。 ・地域住民と協働連携して維持管理を実施しコスト縮減を図る。また、発生土の活用等を検討しコスト縮減に努める。 <p>以上より、事業の必要性・重要性は変化なく、費用対効果等の投資効果も確保されているため、事業を継続することとする。</p>	継続	本省河川局 河川環境課 (課長 小池 剛)

事例8 土地区画整理事業<共通事項>〔国土交通省〕

【土地区画整理事業】 (補助事業)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			
			貨幣換算した便益：B (億円)		費用：C (億円)	B/C
			便益の内訳及び主な根拠			
大宮西部特定土地 区画整理事業 都市再生機構	再々評価	390	136	【内訳】 走行時間短縮便益：152億円 走行経費減少便益：▲3.9億円 交通事故減少便益：▲12億円 【主な根拠】 計画交通量：1,400～13,200台/日	86	1.6

貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
<ul style="list-style-type: none"> 本路線の整備により、西大宮バイパスへ接続する幹線ルートが整備され、周辺道路の渋滞緩和に加え、整備区間内の歩行者の安全確保を期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該路線は地域の幹線道路ネットワークを構成する重要な路線である。 平成25年度完成予定。 	継続	都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 望月明彦)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			
			貨幣換算した便益：B (億円)		費用：C (億円)	B/C
			便益の内訳及び主な根拠			
木津中央特定土地 区画整理事業 都市再生機構	再々評価	538	399	【内訳】 走行時間短縮便益：458億円 走行経費減少便益：▲59億円 交通事故減少便益：▲0.27億円 【主な根拠】 計画交通量：1,900～14,900台/日	152	2.6

貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
<ul style="list-style-type: none"> 多様な学研施設の立地を図り、文化学術機能を備えかつ良好な住環境を有する新市街地の形成。 JR木津駅へのアクセスを向上させ、駅から地区センターを結ぶエリアの一体的な都市拠点を形成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該路線は地域の幹線道路ネットワークを構成する重要な路線である。 平成24年度完成予定。 	継続	都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 望月明彦)

事例9 流山ニュータウン公共下水道事業（都市再生機構）〔国土交通省／再評価〕

【下水道事業】
（補助事業）

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			
			貨幣換算した便益：B（億円）		費用：C (億円)	B／C
			便益の内訳及び主な根拠			
流山ニュータウン 公共下水道事業 (千葉県流山市) 都市再生機構	その他	55	400	【内訳】 生活環境の改善 368 億円 公共用水域の水質保全 30 億円 浸水の防除 2 億円 【主な算定根拠】 便益算定人口 2.2 万人 便益算定面積 286ha	165	2.4

貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
良好な環境の宅地環境の整備に寄与している	・開発宅地の浸水被害に対する安全性と良好な生活環境の確保が期待できる。残事業についても H25 に完了予定。 ・開発事業と一体で事業を進めることにより効率的な整備が可能	継続	都市・地域整備局 下水道部 下水道事業課 (課長 岡久宏史)

事例10 千葉ニュータウン公共下水道事業（都市再生機構）〔国土交通省／再評価〕

【下水道事業】
（補助事業）

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			
			貨幣換算した便益：B（億円）		費用：C (億円)	B／C
			便益の内訳及び主な根拠			
千葉ニュータウン 公共下水道事業 (千葉県印西市) 都市再生機構	その他	136	1,963	【内訳】 生活環境の改善 1420 億円 公共用水域の水質保全 128 億円 浸水の防除 416 億円 【主な算定根拠】 便益算定人口 4.5 万人 便益算定面積 1,320ha	977	2.0

貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
良好な環境の宅地環境の整備に寄与している	・開発宅地の浸水被害に対する安全性と良好な生活環境の確保が期待できる。残事業についても H25 に完了予定。 ・開発事業と一体で事業を進めることにより効率的な整備が可能	継続	都市・地域整備局 下水道部 下水道事業課 (課長 岡久宏史)

事例 11 国文ニュータウン公共下水道事業（都市再生機構）〔国土交通省／再評価〕

【下水道事業】
（補助事業）

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			
			貨幣換算した便益：B（億円）		費用：C (億円)	B／C
			便益の内訳及び主な根拠			
国文ニュータウン 公共下水道事業 (大阪府茨木市・ 箕面市) 都市再生機構	その他	21	302	【内訳】 生活環境の改善 215 億円 公共用水域の水質保全 23 億円 浸水の防除 64 億円 【主な算定根拠】 便益算定人口 2 万人 便益算定面積 375ha	73	4.2

貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
良好な環境の宅地環境の整備に寄与している	<ul style="list-style-type: none"> 開発宅地の浸水被害に対する安全性と良好な生活環境の確保が期待できる。残事業についても H25 に完了予定。ただし開発事業の変更に伴う見直しが必要 開発事業と一体で事業を進めることにより効率的な整備が可能 	見直し継続	都市・地域整備局 下水道部 下水道事業課 (課長 岡久 宏史)

事例 12 都市公園事業<共通事項>〔国土交通省〕

【都市公園事業】 (直轄事業)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			
			貨幣換算した便益：B (億円)		費用：C (億円)	B / C
			便益の内訳及び主な根拠			
国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 近畿地方整備局	再々評価	1,024	5,029	【内訳】 直接利用価値：3,884 億円 間接利用価値：1,145 億円 【主な根拠】 誘致圏：概ね 200km 圏内に含まれる府県のうち、利用実態を踏まえ圏域を設定 誘致圏人口：2,292 万人	2,365	2.1

貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
<p>・飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等を図るとともに、我が国固有の優れた文化的資産である平城宮跡の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置された公園である。</p> <p>・飛鳥区域は、我が国の「国家形成の始まりの地」である飛鳥地方において、歴史的風土及び文化財の保存及び活用に寄与する。</p> <p>・平城宮跡区域は、律令国家体制の完成をみた奈良時代の都「平城京」の中心であり、特別史跡、かつ、世界遺産の構成資産の一つでもある「平城宮跡」の保存及び活用に寄与する。</p> <p>・開園当初からの累計利用者数は約 3,600 万人（平成 21 年度の年間入園者数は約 118 万人）を超え、地域の交流人口の確保に結びついている。</p> <p>・利用者アンケート（平成 21 年度）で 9 割以上の利用者から「満足」と回答を得ている。</p>	<p>・飛鳥区域は、歴史的発見の続く飛鳥地方において、引き続き遺跡と周辺環境を保全している。また、年間 100 万人以上が散策・周遊の一環として来訪し、地域の交流人口の確保に結び付いている。平城宮跡区域は、平城遷都 1300 年祭の主会場として利用され、全国各地より多くの来訪がみられたが、その際に評価の得られた同地のスケール感を活かした復原整備等を進めていくことにより、地域の賑わいの維持に資することが期待される。</p> <p>・飛鳥区域は、4 地区が概成開園済みであり、残る未開園のキトラ公園周辺地区については、用地買収は概ね完了、昨年度から施設整備に着手しており、平成 28 年度の全面開園を目指し、敷地造成や雨水排水施設等の基盤施設等の整備を計画的に進めていく。他方、これから公園整備を本格化する平城宮跡区域については、早期の効果発揮を目指し、宮の中心を成す第一次大極殿院の建造物復原、宮跡のガイダンス等を行う拠点ゾーンに施設整備を優先実施していく。</p> <p>・コスト縮減については、各施設の計画・設計、施工のそれぞれの段階において、材料や工法の見直し等に取り組んでいく。</p>	継続	都市・地域整備局 公園緑地・景観課 (課長 小林 昭)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			
			貨幣換算した便益：B（億円）		費用：C (億円)	B／C
			便益の内訳及び主な根拠			
国営明石海峡公園 近畿地方整備局	再々評価	958	3,044	【内訳】 直接利用価値：2,451 億円 間接利用価値：593 億円 【主な根拠】 誘致圏：80km 誘致圏人口：2,300 万人	1,526	2.0

貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
<p>一の都府県を超える広域的な見地から設置された公園である。国民の余暇施設に対するニーズの変化に伴う自然体験型余暇施設を提供し、周辺施設との連携において核となる整備を行っている。</p> <p>・開園当初からの累計入園者数は約 280 万人（平成 21 年度の年間入園者数は約 45 万人）であり、淡路国際公園都市地区として地域の交流人口の確保に結びついている。</p> <p>・管理運営における市民参画を進めるとともに、周辺地域における生物多様性保全の拠点として寄与している。</p>	<p>・大規模な土取り跡地の自然を回復し、新たな園遊空間を創出する「淡路地区」と、豊かな里山を守り育てながら、身近な森として活用する「神戸地区」に分かれる。</p> <p>・「淡路地区」については開園から入園者数が増加しており、日本の人口の約 20% を占める近畿圏からの利用となっている。</p> <p>・「神戸地区」については、里地里山の環境の保全を図るエリアを拡大するよう、基本計画について見直しを行い、平成 24 年度に一部開園する予定である。</p> <p>・公園内の園路整備について、新技術を導入し、コスト縮減に取り組んでいく。また、現場内で発生した伐採材等については、再利用を図る。</p>	継続	都市・地域整備局 公園緑地・景観課 (課長 小林 昭)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			
			貨幣換算した便益：B (億円)		費用：C (億円)	B / C
			便益の内訳及び主な根拠			
国営吉野ヶ里歴史公園 九州地方整備局	再々評価	357	2,068	【内訳】 直接利用価値：1,602億円 間接利用価値：465億円 【主な根拠】 誘致圏：90km 誘致圏人口：296万人	1,056	2.0

貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
<p>・我が国固有の優れた文化的資産である吉野ヶ里遺跡の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置された公園である。吉野ヶ里遺跡は、弥生時代のクニの姿を明らかにし、600年間の弥生時代からの流れを捉えることの出来る重要な遺跡であり、その遺跡の保存を通じての本物のこだわりと、適切な施設の復元やわかりやすい手触りの展示などの遺跡の活用を通じて、弥生時代を体感出来る場を整備している。</p> <p>・開園当初からの累計入園者は平成21年度末に約500万人を突破し(年間入園者数は約60万人前後)、周辺地域の観光客数の増加にも寄与している。</p> <p>・数多くのイベントや体験学習プログラムが行われており、九州・沖縄に限らず全国からの来園者も多く、幅広い年齢層から当公園が利用され、公園全体と歴史施設のわかりやすさについて利用者の満足度は9割を超えている。</p>	<p>・平成24年度末に、供用開始を予定している「古代の森ゾーン」においては、弥生時代に暮らした人々と森との関わりを伝える場としての整備と南北600mに及び国内最大級の長大な墓列を復元整備を行う。この整備を継続することで、既に開園している環壕集落と一体的な周遊コースを形成でき、吉野ヶ里のクニ全体の様子を体感でき、公園の更なる機能向上が期待される。</p> <p>・園内で発生した草本や枯損木等の植物発生材を全て堆肥化やチップ化し、処分費及び堆肥・マルチング材の購入費の縮減を図っていく。また、関係地方公共団体、住民等と連携を図りながら効率的な整備を実施していく。</p>	継続	都市・地域整備局 公園緑地・景観課 (課長 小林 昭)

【都市公園事業】

(補助事業等)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			
		貨幣換算した便益：B (億円)		費用：C (億円)	B / C
		便益の内訳及び主な根拠			
岩瀬下関防災公園 都市再生機構	16	25	【内訳】 直接利用価値 5億円 間接利用価値 20億円 【主な根拠】 誘致距離 2.0km 誘致圏人 4.3万人	17	1.4

貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)
・鎌倉市の地域防災計画において、当該公園整備後、一次避難地として位置づけられる予定であり、有効避難面積の確保に資する（有効避難面積：0.95㎡/人→2.08㎡/人）	都市・地域整備局 公園緑地・景観課 (課長 小林昭)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			
		貨幣換算した便益：B (億円)		費用：C (億円)	B / C
		便益の内訳及び主な根拠			
鈴鹿市防災公園 都市再生機構	33	65	【内訳】 直接利用価値 16億円 間接利用価値 49億円 【主な根拠】 誘致距離 3.0km 誘致圏人口 6.9万人	29	2.3

貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)
・鈴鹿市の地域防災計画において、当該公園整備後、広域避難地として位置づけられる予定であり、有効避難面積の確保に資する（有効避難面積：0.74㎡/人→2.0㎡/人）	都市・地域整備局 公園緑地・景観課 (課長 小林昭)

事例 13 国営明石海峡公園（近畿地方整備局）〔国土交通省／再評価〕（再掲）

【都市公園事業】
（直轄事業）

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 （億円）	費用便益分析			
			貨幣換算した便益：B（億円）		費用：C （億円）	B／C
			便益の内訳及び主な根拠			
国営明石海峡公園 近畿地方整備局	再々評価	958	3,044	【内訳】 直接利用価値：2,451 億円 間接利用価値：593 億円 【主な根拠】 誘致圏：80km 誘致圏人口：2,300 万人	1,526	2.0

貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 （投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等）	対応方針	担当課 （担当課長名）
・一の都府県を超える広域的な見地から設置された公園である。国民の余暇施設に対するニーズの変化に伴う自然体験型余暇施設を提供し、周辺施設との連携において核となる整備を行っている。 ・開園当初からの累計入園者数は約 280 万人（平成 21 年度の年間入園者数は約 45 万人）であり、淡路国際公園都市地区として地域の交流人口の確保に結びついている。 ・管理運営における市民参画を進めるとともに、周辺地域における生物多様性保全の拠点として寄与している。	・大規模な土取り跡地の自然を回復し、新たな園遊空間を創出する「淡路地区」と、豊かな里山を守り育てながら、身近な森として活用する「神戸地区」に分かれる。 ・「淡路地区」については開園から入園者数が増加しており、日本の人口の約 20% を占める近畿圏からの利用となっている。 ・「神戸地区」については、里地里山の環境の保全を図るエリアを拡大するよう、基本計画について見直しを行い、平成 24 年度に一部開園する予定である。 ・公園内の園路整備について、新技術を導入し、コスト縮減に取り組んでいく。また、現場内で発生した伐採材等については、再利用を図る。	継続	都市・地域整備局 公園緑地・景観課 （課長 小林 昭）

事例 14 国営吉野ヶ里歴史公園（九州地方整備局）〔国土交通省／再評価〕（再掲）

【都市公園事業】
（直轄事業）

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 （億円）	費用便益分析			
			貨幣換算した便益：B（億円）		費用：C （億円）	B／C
			便益の内訳及び主な根拠			
国営吉野ヶ里歴史公園 九州地方整備局	再々評価	357	2,068	【内訳】 直接利用価値：1,602 億円 間接利用価値：465 億円 【主な根拠】 誘致圏：90km 誘致圏人口：296 万人	1,056	2.0

貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 （投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト削減等）	対応方針	担当課 （担当課長名）
<p>・我が国固有の優れた文化的資産である吉野ヶ里遺跡の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置された公園である。吉野ヶ里遺跡は、弥生時代のクニの姿を明らかにし、600年間の弥生時代からの流れを捉えることの出来る重要な遺跡であり、その遺跡の保存を通じての本物のこだわりと、適切な施設の復元やわかりやすい手触りの展示などの遺跡の活用を通じて、弥生時代を体感出来る場を整備している。</p> <p>・開園当初からの累計入園者は平成21年度末に約500万人を突破し（年間入園者数は約60万人前後）、周辺地域の観光客数の増加にも寄与している。</p> <p>・数多くのイベントや体験学習プログラムが行われており、九州・沖縄に限らず全国からの来園者も多く、幅広い年齢層から当公園が利用され、公園全体と歴史施設のわかりやすさについて利用者の満足度は9割を超えている。</p>	<p>・平成24年度末に、供用開始を予定している「古代の森ゾーン」においては、弥生時代に暮らした人々と森との関わりを伝える場としての整備と南北600mに及び国内最大級の長大な墓列を復元整備を行う。この整備を継続することで、既に開園している環壕集落と一体的な周遊コースを形成でき、吉野ヶ里のクニ全体の様子を体感でき、公園の更なる機能向上が期待される。</p> <p>・園内で発生した草本や枯損木等の植物発生材を全て堆肥化やチップ化し、処分費及び堆肥・マルチング材の購入費の削減を図っていく。また、関係地方公共団体、住民等と連携を図りながら効率的な整備を実施していく。</p>	継続	都市・地域整備局 公園緑地・景観課 （課長 小林 昭）

事例 15 岩瀬下関防災公園（都市再生機構）〔国土交通省／事前評価〕（再掲）

【都市公園事業】
（補助事業等）

事業名 事業主体	総事業費 （億円）	費用便益分析			
		貨幣換算した便益：B（億円）		費用：C （億円）	B／C
		便益の内訳及び主な根拠			
岩瀬下関防災公園 都市再生機構	16	25	【内訳】 直接利用価値 5億円 間接利用価値 20億円 【主な根拠】 誘致距離 2.0km 誘致圏人 4.3万人	17	1.4

貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 （担当課長名）
・鎌倉市の地域防災計画において、当該公園整備後、一次避難地として位置づけられる予定であり、有効避難面積の確保に資する（有効避難面積：0.95㎡／人→2.08㎡／人）	都市・地域整備局 公園緑地・景観課 （課長 小林昭）